

官 報
〔公 告〕
諸事項
裁判所
特殊法人等
厚生労働省共済組合定款の一部変更、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、第五十一回下水道技術検定実施、第三十九回下水道管理技術認定試験実施、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決取消訴訟の判決確定、企業年金基金変更關係
製造たばこ小売定価関係
破産、免責、再生関係

愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行(公告)(農林水産省・環境省)
愛玩動物看護師国家試験の施行(公告)
(同)
国家試験
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件
(文化庁七)

〔官庁報告〕

〔その他告示〕



(号外) 府内閣発行 (原稿作成 国立印刷局)

地方公共団体 行旅死亡人関係
会社その他 会社決算公告

九

三 元

七

一

卷三



そ の 他 告 示

○文化庁告示第七号

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第六十七条第一項(同法第二百三十条において準用する場合を含む。)に基づき令和七年三月十八日に次のとおり裁定をするとともに、当該裁定に係る補償金の額を定めたので、同法第七十条第六項(同法第二百三十条において準用する場合を含む。)に基づき次のとおり告示する。

令和七年四月二十四日

文化庁長官 都倉 俊一

番号	著作物等の題号等	著作者等の氏名	利用者の氏名	利用者の住所	利用方法	著作物の補償金の額(円)	補償金の総額(円)
1	別表1－1参照	別表1－1参照	株式会社世界思想社教学社	京都府京都市左京区岩倉南桑原町56番地	当該著作物を複製又は翻訳及び複製（英語から日本語又は日本語から英語）し、受験参考書の問題として、実際に出題された形態で掲載し、販売（譲渡）する。	別表1－2参照	232,464
2	別表2参照	別表2参照	※	※	当該著作物を収録した書籍（岡村知子・杉田佳凜・田中仁編『杉原一司全集 歌文・対談座談会篇』）を300部作成（複製）し、定価2,200円（本体価格）で販売（譲渡）する。	別表2参照	16,500
3	業務用ゲーム「TATT TOO ASSASSINS」（タトゥーアサシン）	データイースト株式会社	株式会社Show Me Holdings	東京都港区南青山3-1-36 6F	当該著作物を、exA-Arcadiaシステム基板「業務用ゲームソフト」として複製し、販売ディストリビュータ業者及び利用者に1セット当たり定価80,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。総販売数は100本を上限とする。	616,000	616,000
					上記に加えて、必要に応じて、10本を追加複製し、定価80,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。なお、追加複製の回数は5回までとする。	61,600	61,600
					当該著作物をソニー・コンピュータエンタテインメントの「プレイステーション4及びプレイステーション5用のゲームソフトのプレイステーションストア」、任天堂の「ニンテンドースイッチ用ゲームソフトのニンテンドーオンラインストア及びニンテンドースイッチ次世代機用ゲームソフトのオンラインストア」、株式会社マイクロソフトの「XBOXオンラインゲームストア」並びにValve社の「Steamオンラインストア」において、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、1ダウンロード当たり定価1,480円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は2,000回を上限とする。	227,920	227,920
					上記に加えて、必要に応じて、150ダウンロードを単位として1ダウンロード当たり定価1,480円（本体価格）でダウンロード数の上限を変更する。なお、上限の変更は10回までとする。	17,094	17,094
					当該著作物をソニー・コンピュータエンタテインメントの「プレイステーション4及びプレイステーション5用のゲームソフト」並びに任天堂の「ニンテンドースイッチ用ゲームソフト及びニンテンドースイッチ次世代機用ゲームソフト」のパッケージ版として合計4,000部作成（複製）し、定価2,980円（本体価格）で販売（譲渡）する。	917,840	917,840
					上記に加えて、必要に応じて、200部を追加複製し、定価2,980円（本体価格）で販売（譲渡）する。なお、追加複製の回数は10回までとする。	45,892	45,892
					当該著作物をソニー・コンピュータエンタテインメントの「プレイステーション4及びプレイステーション5用のゲームソフト」及び任天堂の「ニンテンドースイッチ用ゲームソフト及びニンテンドースイッチ次世代機用ゲームソフト」の限定パッケージ版として合計1,000部作成（複製）し、定価3,980円（本体価格）で販売（譲渡）する。	229,460	229,460
					上記に加えて、必要に応じて200部を追加複製し、定価3,980円（本体価格）で販売（譲渡）する。なお、追加複製の回数は10回までとする。	45,892	45,892
					当該著作物を収録した書籍を7,000部作成（複製）し、定価900円（本体価格）にて販売（譲渡）する。	22,312	22,312
4	<異性懇談>山田重雄 バレー監督の女性操縦法	山田 重雄	株式会社中央公論新社	東京都千代田区大手町1丁目7番地5号	上記に加えて、1,000部を単位として追加複製し、定価900円（本体価格）にて販売（譲渡）する。追加複製の上限回数は3回とする。	3,187	3,187
					上記に加えて、電子書籍として複製し、電子書籍販売サイト（Amazon Kindleなど）のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価900円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は220ダウンロードを上限とする。	1,753	1,753

5	「アンコと御神火の三原山絵巻」、「伊豆大島風俗絵巻」、題号不明	清水 柳太	東京都大島町	東京都大島町元町1丁目1番14号	当該著作物を各1部複製し、町営施設の博物館（伊豆大島ミュージアム）にて民俗資料として展示する（展示期間の定めなし）。	160,380	160,380
6	別表3参照	Maurice Tous-saint	株式会社光文社	東京都文京区音羽1-16-6	当該著作物を収録した書籍『三十棺桶島』を作成（複製）し、定価1,800円（本体価格）で販売（譲渡）する。また、電子書籍として複製し、複数の電子書籍販売サイト（Amazon.co.jp等）において、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価1,800円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総出版部数と総ダウンロード数を合計し10,000部を上限とする。 上記に加えて、当該著作物を収録した書籍『三十棺桶島』を追加複製し、定価1,800円（本体価格）で販売（譲渡）する。また、電子書籍として追加複製し、複数の電子書籍販売サイト（Amazon.co.jp等）において、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価1,800円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。追加複製は1回につき、総出版部数と総ダウンロード数を合計し10,000部を上限とする。追加複製の上限回数は10回までとする。	別表3参照	246,400
7	別表4参照	別表4参照	長野県	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	当該著作物を画像データとして複製し、長野県及び一般財団法人長野県文化振興事業団のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）1年間無償でインターネット配信（公衆送信）を行う。 上記に加え、必要に応じて配信期間を1年間延長する。延長は1回までとする。	別表4参照	224,400
8	別表5参照	別表5参照	※	※	当該著作物を収録した書籍を400部作成（複製）し、定価2,000円（本体価格）で販売（譲渡）する。	別表5参照	110,000
9	別表6参照	高村 信太郎	株式会社東京創元社	東京都新宿区新小川町1番5号	当該著作物を収録した書籍「選んで、語って、読書会1」を初版15,000部作成（複製）し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。 上記に加えて、500部を単位として追加複製し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。追加複製の上限回数は10回とする。	別表6参照	134,748
10	Vanguard Princess（ヴァンガードプリンセス）	菅野 智明（スゲノトモアキ）	eigoMANGA LLC	1060 Lincoln Avenue, Suite #20, San Jose, California, USA 95125	当該著作物をデジタルアートワークとして複製し、申請者が運営する日本語対応ウェブサイトにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価400円（本体価格）で日本国内限定のダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総ダウンロード数は1,000ダウンロードを上限とする。 上記に加えて、必要に応じて、100ダウンロードを単位としてダウンロード数の上限を変更する。なお、1ダウンロード当たり、定価400円（本体価格）とする。上限の変更は10回までとする。	154,000	154,000
11	題号不明	不明	株式会社マリーグワントコスマチツクスジヤパン	東京都渋谷区渋谷一丁目7番6号青山タワービル	当該著作物をウェブサイト及びSNS上にアップロードし（複製、送信可能化）、電子広告として配信（公衆送信）する。 【利用期間】6か月 上記著作物をPOP広告として複製し、全国の店舗において設置する。 【利用期間】6か月	275,000	275,000

注※印の部分について、当該利用に係る著作物等の著作権者等は、裁判に係る補償金を受領しようとする場合等には、当該著作物等の利用に際して利用者が表示する連絡先又は文化庁著作権課にお問い合わせください。

別表1-1

著作物番号	著作者名	題号	当該著作物が利用された実態（入試問題の区分）				問題番号	著作物の種類	著作物の冒頭文
			大学名	入試年度	実施日	入試区分			
1	北川 東子	歴史の必然性について——私たちは歴史の一部である	独立行政法人大学入試センター	2023	2023／1／29	追試験1日目【国語】	1	和文	歴史家のキャロル・グラックは、
2	さねとうけいしゅう（翻訳）、佐藤三郎（翻訳）	清国人日本留学日記	独立行政法人大学入試センター	2022	2022／1／29	追試験1日目【世界史】	3—2	和文	朝、新聞を見ると、四川省の
3	(不明)	(不明)	京都大学	2000	2000／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	あるとき私は幼児期を
4	(不明)	(不明)	京都大学	2000	2000／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	「コンピュータは間違えま
5	(不明)	(不明)	京都大学	2001	2001／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	子供は好奇心のかたまり
6	(不明)	(不明)	京都大学	2001	2001／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	週末にキャンプを楽しむ
7	(不明)	(不明)	京都大学	2002	2002／2／25	前期日程【英語】	2	英文	Until recently, studying music in
8	(不明)	(不明)	京都大学	2002	2002／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	私たちは、周囲にあまり
9	(不明)	(不明)	京都大学	2002	2002／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	昔は同じ町内に怖い大人
10	(不明)	(不明)	京都大学	2003	2003／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	ヨーロッパでは、夏とも
11	(不明)	(不明)	京都大学	2003	2003／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	自分の仕事に妥協する
12	(不明)	(不明)	京都大学	2005	2005／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	わたしたちの健康にとって
13	(不明)	(不明)	京都大学	2006	2006／2／25	前期日程【英語】	2	英文	Between 1665 and 1666, with
14	(不明)	(不明)	京都大学	2006	2006／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	ものの見方や好みは人
15	(不明)	(不明)	京都大学	2006	2006／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	子供の頃にわたしが毎週
16	(不明)	(不明)	京都大学	2007	2007／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	教育とは何かと考える
17	(不明)	(不明)	京都大学	2007	2007／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	最近久しぶりに旅行して
18	(不明)	(不明)	京都大学	2008	2008／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	子供のころに、本を
19	(不明)	(不明)	京都大学	2008	2008／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	コンクリートの建物に
20	(不明)	(不明)	京都大学	2009	2009／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	冗談を言う人間は低俗
21	(不明)	(不明)	京都大学	2009	2009／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	我が家の古いピアノ
22	(不明)	(不明)	京都大学	2010	2010／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	子供のころには列車
23	(不明)	(不明)	京都大学	2010	2010／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	私たちは漠然と犬や
24	(不明)	(不明)	京都大学	2011	2011／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	楽しいはずの海外旅行

25	(不明)	(不明)	京都大学	2011	2011／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	人と話していく、音楽
26	(不明)	(不明)	京都大学	2012	2012／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	人間の性格は見かけよりも
27	(不明)	(不明)	京都大学	2012	2012／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	私の意見では、現代の
28	(不明)	(不明)	京都大学	2013	2013／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	今日、睡眠不足は見過ごせない問題
29	(不明)	(不明)	京都大学	2013	2013／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	南半球を旅行していた時に、見慣れない星々
30	(不明)	(不明)	京都大学	2014	2014／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	近年、電子書籍の
31	(不明)	(不明)	京都大学	2014	2014／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	きのう通勤帰りの満員電車で
32	(不明)	(不明)	京都大学	2015	2015／2／25	前期日程【英語】	3—1	和文	花子：昨日の夕刊見た？
33	(不明)	(不明)	京都大学	2015	2015／2／25	前期日程【英語】	3—2	和文	世界には文字を持たない言語がたくさんある
34	(不明)	(不明)	京都大学	2016	2016／2／25	前期日程【英語】	3	和文	パンは手軽に食べることのできる
35	(不明)	(不明)	京都大学	2016	2016／2／25	前期日程【英語】	4	英文	Dolly : I see that you have
36	(不明)	(不明)	京都大学	2017	2017／2／25	前期日程【英語】	3	和文	生兵法は大怪我のもとというが、
37	(不明)	(不明)	京都大学	2017	2017／2／25	前期日程【英語】	4	英文	Anne : Literature has a language barrier,
38	(不明)	(不明)	京都大学	2018	2018／2／25	前期日程【英語】	2	英文	Regardless of whether asteroids
39	(不明)	(不明)	京都大学	2018	2018／2／25	前期日程【英語】	3	和文	海外からの観光客に
40	(不明)	(不明)	京都大学	2018	2018／2／25	前期日程【英語】	4	英文	TEACHER : Please sit down.
41	(不明)	(不明)	京都大学	2019	2019／2／25	前期日程【英語】	3	和文	「マイノリティ」という
42	(不明)	(不明)	京都大学	2020	2020／2／25	前期日程【英語】	3	和文	お金のなかった学生時代には
43	(不明)	(不明)	京都大学	2021	2021／2／25	前期日程【英語】	1	英文	Telling stories is an activity
44	(不明)	(不明)	京都大学	2021	2021／2／25	前期日程【英語】	2	英文	One of the early significant
45	(不明)	(不明)	京都大学	2021	2021／2／25	前期日程【英語】	3	和文	言うまでもなく、
46	(不明)	(不明)	京都大学	2021	2021／2／25	前期日程【英語】	4	英文	Noah : I went to that new
47	(不明)	(不明)	京都大学	2022	2022／2／25	前期日程【英語】	3	和文	数ある旅の楽しみの
48	(不明)	(不明)	京都大学	2023	2023／2／25	前期日程【英語】	3	和文	人間、損得勘定で動くと
49	(不明)	(不明)	京都大学	2023	2023／2／25	前期日程【英語】	4	英文	Jo : I was just reading an
50	(不明)	(不明)	大阪大学	2005	2005／2／25	前期日程【英語】	4—A	和文	私たちは電話やファックスや
51	(不明)	(不明)	大阪大学	2006	2006／2／25	前期日程【英語】	4—A	和文	私たちがことばで何かを
52	(不明)	(不明)	大阪大学	2006	2006／2／25	前期日程【英語】	4—B(イ)	和文	日本人は、外国人たちが
53	(不明)	(不明)	大阪大学	2006	2006／2／25	前期日程【英語】	4—B(ロ)	和文	あなたは右手あるいは
54	(不明)	(不明)	神戸大学	2010	2010／2／25	前期日程【英語】	4	和文	最近、プリペイドカードの普及が

55	Martha Hsu	Double Sadness	神戸大学	2011	2011/2/25	前期日程【英語】	3	英文	"I keep worrying about Martha
56	(不明)	(不明)	神戸大学	2016	2016/2/25	前期日程【英語】	4	英文	Situation : Two friends, Chris and Kim,
57	(不明)	(不明)	神戸大学	2017	2017/2/25	前期日程【英語】	4	英文	Every day of our lives,
58	(不明)	(不明)	同志社大学	2017	2017/2/9	学部個別日程(神、商、心理、グローバル地域文化)【英語】	3	英文	(Kevin and Pat are walking down
59	(不明)	(不明)	同志社大学	2018	2018/2/7	学部個別日程(政策、文化情報<文系型>、スポーツ健康科<文系型>)【英語】	3	英文	(Two friends, Paul and Susie,
60	(不明)	(不明)	関西大学	2015	2015/2/6	社会、外国語、人間健康、社会安全 <3教科型>【英語】	1-A	英文	Haruo, an exchange student
61	(不明)	(不明)	関西大学	2016	2016/2/5	システム理工、環境都市工、化学生命工<3教科型(理科設問選択方式)>【英語】	2	英文	The Beatles, immensely popular English rock superstars
62	(不明)	(不明)	関西大学	2016	2016/3/4	後期日程(理工系、総合情報、社会安全)【英語】	1-A	英文	Adrian, a new exchange student
63	(不明)	(不明)	関西大学	2018	2018/2/4	法、商、総合情報<3教科型> 総合情報<2教科型(英数方式)>【英語】	1-A	英文	Sho, a Japanese exchange student,
64	(不明)	(不明)	関西大学	2019	2019/2/2	学部個別日程「S」(システム理工、環境都市工、化学生命工<3教科型(理科1科目選択方式)(理科設問選択方式2科目型)>)【英語】	1-A	英文	David, an Australian exchange
65	(不明)	(不明)	関西大学	2019	2019/2/6	学部個別日程(社会、外国語、人間健康、社会安全<3教科型>)【英語】	1-B	英文	A. An Australian nurse who spent
66	(不明)	(不明)	関西大学	2020	2020/2/1	学部個別日程(文、政策創造<3教科型・2教科型(英語外部試験利用方式)> 総合情報<2教科選択型>)【英語】	1-B	英文	A. I know that stealing is wrong.
67	(不明)	(不明)	関西大学	2020	2020/2/5	学部個別日程(システム理工、環境都市工、化学生命工<3教科型(理科設問選択方式)>)【英語】	1 A	英文	Ryota, a Japanese exchange student
68	(不明)	(不明)	関西大学	2021	2021/2/3	一般入試全学日程1・共通テスト利用入試(併用)(3教科型、2教科型(英語外部試験利用型)、2教科型(英数方式))【英語】	1 A	英文	Genta, a Japanese exchange student
69	(不明)	(不明)	関西大学	2021	2021/2/7	一般入試全学日程2・共通テスト利用入試(併用)(3教科型、3教科型(同一配点方式)、2教科型(英語+1教科選択方式)、2教科型(英数方式<社会安全>)、3教科型(理科設問選択方式<2科目型・理科重視>))【英語】	1 B	英文	A. Several types of plants and
70	(不明)	(不明)	関西大学	2022	2022/2/1	一般入試全学日程1・共通テスト利用入試(併用)(3教科型、2教科型(英語外部試験利用方式)、2教科選択型)【英語】	1-B	英文	A. Staple foods such as rice
71	(不明)	(不明)	関西大学	2022	2022/2/6	一般入試全学日程2・共通テスト利用入試(併用)(3教科型、3教科型(同一配点方式)、2教科型(英語+1教科選択方式)、2教科型(英数方式<総合情報>)、2教科型(英数方式<社会安全>))【英語】	1-A	英文	Eric is taking Yuya, his
72	(不明)	(不明)	関西大学	2023	2023/2/2	一般入試全学日程1・共通テスト利用入試(併用)(3教科型、2教科型(英語外部試験利用方式)、3教科型(理科1科目選択方式、理科設問選択方式))【英語】	1-B	英文	A. The human baby is a fascinating,

73	(不明)	(不明)	関西大学	2023	2023/2/3	一般入試全学日程1・共通テスト利用入試(併用) (3教科型、2教科型(英語外部試験利用型、英数方式))【英語】	1-A	英文	Yuta is renting equipment from
74	(不明)	(不明)	関西大学	2024	2024/2/1	一般入試全学日程1・共通テスト利用入試(併用) (3教科型、2教科型(英語外部試験利用方式、英國方式、英数方式、国数方式))【英語】	1-A	英文	Kenzo, an international student, is
75	(不明)	(不明)	関西大学	2024	2024/2/3	一般入試全学日程1・共通テスト利用入試(併用) (3教科型、2教科型(英語外部試験利用型、英数方式))【英語】	1-B	英文	A. One of the classic Christmas
76	(不明)	(不明)	関西大学	2024	2024/2/7	一般入試全学日程2・共通テスト利用入試(併用) (3教科型、3教科型(同一配点方式、理科設問選択方式<理数重視>)、2教科型(英語+1教科選択方式、英数方式))【英語】	1-A	英文	Kanata, a first-year student, is

別表1-2

補償金の額の算定

利用方法：参考書への複製又は翻訳及び複製

金額の単位：円

著作物番号	利用する教材名	本体価格 (税抜)	製作部数	刊行予定日	原文の利用			翻訳の利用			使用料の合計額： (c)=(a)+(b)	(c)もしくは2,000円のいずれか高い額：(d)	消費税額 10%	補償金の額 (税込)
					使用率	使用 頁数／ 総頁	使用料 :(a)	使用率	使用 頁数／ 総頁 ※1	使用料 :(b)				
1	共通テスト過去問研究 国語	¥1,300	48,000	2025/4/30	5%	3.5／ 1,088	10,036				10,036	10,036	1,003	11,039
2	共通テスト過去問研究 歴史総合、世界史探究	¥1,300	15,500	2025/4/30				2.5%	0.5／ 544	463	463	2,000	200	2,200
3	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200
4	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200
5	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200
6	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200
7	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	1.5／ 632	2,705	2.5%	1.5／ 632	1,352	4,057	4,057	405	4,462
8	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200
9	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200
10	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200
11	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200
12	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200
13	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	1.75／ 632	3,156	2.5%	1.75／ 632	1,578	4,734	4,734	473	5,207
14	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200
15	京大の英語25力年 [第13版]	¥2,400	9,500	2025/3/20	5%	0.25／ 632	450	2.5%	0.5／ 632	450	900	2,000	200	2,200

16	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
17	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
18	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
19	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
20	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
21	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
22	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
23	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
24	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
25	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
26	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
27	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
28	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
29	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
30	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
31	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
32	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
33	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
34	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
35	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.25/ 632	225	675		2,000	200	2,200
36	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
37	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.25/ 632	225	675		2,000	200	2,200
38	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	1.5/ 632	2,705	2.5%	1.5/ 632	1,352	4,057		4,057	405	4,462
39	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
40	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	1.25/ 632	2,254	2.5%	1.25/ 632	1,127	3,381		3,381	338	3,719
41	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
42	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200
43	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	1.75/ 632	3,156	2.5%	1.75/ 632	1,578	4,734		4,734	473	5,207
44	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	2.5/ 632	4,509	2.5%	2.5/ 632	2,254	6,763		6,763	676	7,439
45	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/ 632	450	2.5%	0.5/ 632	450	900		2,000	200	2,200

46	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.75/	632	1,352	2.5%	0.75/	632	676	2,028		2,028	202	2,230
47	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/	632	450	2.5%	0.5/	632	450	900		2,000	200	2,200
48	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/	632	450	2.5%	0.5/	632	450	900		2,000	200	2,200
49	京大の英語25力年 [第13版]	¥ 2,400	9,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.75/	632	1,352	2.5%	0.75/	632	676	2,028		2,028	202	2,230
50	阪大の英語20力年 [第10版]	¥ 2,400	13,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/	776	521	2.5%	0.5/	776	521	1,042		2,000	200	2,200
51	阪大の英語20力年 [第10版]	¥ 2,400	13,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/	776	521	2.5%	0.5/	776	521	1,042		2,000	200	2,200
52	阪大の英語20力年 [第10版]	¥ 2,400	13,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/	776	521	2.5%	0.5/	776	521	1,042		2,000	200	2,200
53	阪大の英語20力年 [第10版]	¥ 2,400	13,500	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/	776	521	2.5%	0.5/	776	521	1,042		2,000	200	2,200
54	神戸大の英語15力年 [第10版]	¥ 2,300	10,000	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/	456	630	2.5%	0.5/	456	630	1,260		2,000	200	2,200
55	神戸大の英語15力年 [第10版]	¥ 2,300	10,000	2025/ 3 / 20	5 %	2/	456	5,043	2.5%	2/	456	2,521	7,564		7,564	756	8,320
56	神戸大の英語15力年 [第10版]	¥ 2,300	10,000	2025/ 3 / 20	5 %	1/	456	2,521	2.5%	1/	456	1,260	3,781		3,781	378	4,159
57	神戸大の英語15力年 [第10版]	¥ 2,300	10,000	2025/ 3 / 20	5 %	0.25/	456	630	2.5%	0.25/	456	315	945		2,000	200	2,200
58	同志社大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,800	2025/ 3 / 20	5 %	1.75/	416	3,609	2.5%	1.75/	416	1,804	5,413		5,413	541	5,954
59	同志社大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,800	2025/ 3 / 20	5 %	1.75/	416	3,609	2.5%	1.75/	416	1,804	5,413		5,413	541	5,954
60	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
61	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	2.5/	408	4,920	2.5%	2.5/	408	2,460	7,380		7,380	738	8,118
62	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
63	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
64	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
65	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
66	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
67	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
68	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
69	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
70	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
71	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
72	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247
73	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/ 3 / 20	5 %	1/	408	1,968	2.5%	1/	408	984	2,952		2,952	295	3,247

74	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/3/20	5 %	1/ 408	1,968	2.5%	1/ 408	984	2,952	2,952	295	3,247
75	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/3/20	5 %	1.25/ 408	2,460	2.5%	1.25/ 408	1,230	3,690	3,690	369	4,059
76	関西大の英語 [第11版]	¥ 2,200	7,300	2025/3/20	5 %	1/ 408	1,968	2.5%	1/ 408	984	2,952	2,952	295	3,247
補償金額 合計														232,464

<備考>

※1 著作物番号 3 ~ 6 · 8 ~ 12 · 14 ~ 34 · 36 · 39 · 41 · 42 · 45 · 47 · 48 · 50 ~ 54については、原文1つに対して、翻訳文を2つ作成するために、翻訳文の使用頁数が原文の2倍となっている。

別表2

著作物の題号・著作者名・補償金の額

金額の単位：円

No.	著作物の題号	著作者名	著作物の種類	当該著作物が利用された実態（巻号・発行年・発行元）	補償金額（税込）
1	坂口安吾について語る会	尾崎不忘	言語	花軸社発行「花軸」第1巻第2号（昭和22年5月1日発行）	3,300
2	座談会 三十世代の短歌観	淺井好四郎	言語	風物社発行「風物」第6輯（昭和24年3月1日発行）	3,300
3	座談会 三十世代の短歌観	和田周三	言語	風物社発行「風物」第6輯（昭和24年3月1日発行）	3,300
4	座談会 三十世代の短歌観	下條義雄	言語	風物社発行「風物」第6輯（昭和24年3月1日発行）	3,300
5	座談会 三十世代の短歌観	福井秋良	言語	風物社発行「風物」第6輯（昭和24年3月1日発行）	3,300
				計	16,500

別表3

著作物の題号・著作者名・補償金の額

著作物の利用方法

- (1) 上記著作物を収録した書籍『三十棺桶島』を作成（複製）し、定価1,800円（本体価格）で販売（譲渡）する。また、電子書籍として複製し、複数の電子書籍販売サイト（Amazon.co.jp等）において、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価1,800円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。総出版部数と総ダウンロード数を合計し10,000部を上限とする。
- (2) 上記に加えて、上記著作物を収録した書籍『三十棺桶島』を追加複製し、定価1,800円（本体価格）で販売（譲渡）する。また、電子書籍として追加複製し、複数の電子書籍販売サイト（Amazon.co.jp等）において、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）、定価1,800円（本体価格）でダウンロード形式のインターネット配信（公衆送信、複製）を行う。追加複製は1回につき、総出版部数と総ダウンロード数を合計し10,000部を上限とする。追加複製の上限回数は10回までとする。

金額の単位：円

No.	著作物の題号	著作者名	著作物の種類	当該著作物が利用された実態（巻号・発行年・発行元）	著作物の利用方法(1)			著作物の利用方法(2)		
					使用料の額	消費税額 10%	補償金額 (税込)	使用料の額	消費税額 10%	補償金額 (税込)
1	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年 LIBRAIRIE HACHETTE 発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』に題号「L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE」とともに掲載されている挿絵	7,000	700	7,700	7,000	700	7,700
2	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年 LIBRAIRIE HACHETTE 発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』にキャプション「UN CRI D'HORREUR LUI ÉCHAPPA, IL Y AVAIT DANS LA CABANE LE CADAVRE D'UN HOMME, UNE DES MAINS MANQUAIT (p. 9.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780

3	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』にキャプション「SUR LA PORTE, LES TROIS LETTRES ETAIENT VISIBLES, AINSI QUE LE PARAPHE (p. 9.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
4	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』にキャプション「LA BRETONNE LA CONTEMPLAIT EN SILENCE D'UN AIR STUPÉFAIT (P. 14.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
5	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』にキャプション「L'ENFANT LEVA BRUSQUEMENT L'ARME QU'IL TENAIT, ET TIRA: HONORINE PLIA LES GENOUX ET S'AFFAISSA EN TRAVERS DE LA PORTE (P. 28.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
6	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』にキャプション「FRANÇOIS ET STEPHANE FIRENT LE MEME MOUVEMENT, DE TIREURS QUI EPAULENT (p. 36.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
7	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』にキャプション「LA FOLLE BONDIT SUR PLACE ET RETOMBA, LA TÊTE EN AVANT (p. 43.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
8	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』にキャプション「IL SE DRESSA A-DEMI AFIN DE VOIR LA PERSONNE QUI ÉTAIT DEVANT LUI; IL CRUT PROBABLEMENT QU'IL ÉTAIT LE JOUET D'UNE HALLUCINATION (P. 59.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
9	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』にキャプション「LE MUR SE DRESSAIT DERRIÈRE EUX, LE DENOUEMENT APPROCHAIT (P. 71.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
10	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』にキャプション「LA FEMME SE REDRESSA DANS LA CLARTE QUI PROVENAIT DES CELLULES OUVERTES (p. 74.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
11	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS PREMIÈRE PARTIE VÉRONIQUE』にキャプション「La deuxième partie de ((L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS)) a pour titre : LA PIERRE MIRACULEUSE.」とともに掲載されている挿絵	7,000	700	7,700	7,000	700	7,700
12	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』に題号「L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE LA PIERRE MIRACULEUSE」とともに掲載されている挿絵	7,000	700	7,700	7,000	700	7,700
13	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「UN HOMME ETAIT DEBOUT DEVANT LUI... QUI AVAIT L'AIR ENCORE JEUNE, MALGRA DES CHEVEUX GRISONNANTS AUTOUR DES TEMPES (P. 41.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780

14	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「CONTENT DE SON PRÉAMBULE, IL SE REMIT A MARCHER DE LONG EN LARGE (p. 6.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
15	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「FRANÇOIS PERDIT L'ÉQUILIBRE ET TOMBA A LA RENVERSE; L'ENNEMI S'ABATTIT, LUI ÉCRASANT LA POITRINE DE SON GENOU; LE POIGNARD BRILLA (P. 17.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
16	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「LE CORTÈGE SINISTRE SE METTAIT EN MARCHE; VORSKI ÉTAIT EN TÊTE (P. 19.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
17	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「TOUT EN MAINTENANT LA VICTIME DEBOUT, ILS TIRÉRENT SUR LA CORDE. VORSKI REÇUT LA MALHEUREUSE, ET L'ATTACHA SUR LE FUT DE L'ARBRE (p. 24.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
18	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「«AH! ÇA MAIS, C'EST DONC TOI, VORSKI? COMMENT VAS-TU?» (p. 32.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
19	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「ECOUTE POUR LA DERNIÈRE FOIS, LES BOUTS-RIMES DU FRÈRE THOMAS (P. 57.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
20	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「ILS RAMASSÈRENT VORSKI, L'ATTACHÈRENT A LA CORDE QUI PENDAIT DE L'ARBRE, ET LE HISSÈRENT SANS S'OCCUPER DE SES CRIS (p. 48.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
21	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「«ALORS, MURMURA FRANÇOIS, C'EST VOUS QUE J'ATTENDAIS?» (p. 66.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
22	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「«REGARDEZ VERS LA POINTE : LA BARQUE DOIT ÊTRE EN ROUTE» (p. 68.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
23	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』にキャプション「ET DEPUIS UNE HEURE QU'ils SONT AU JARDIN, L'ENFANT NE CESSE DE POSER DES QUESTIONS A SON SAUVEUR (p. 70.)」とともに掲載されている挿絵	9,800	980	10,780	9,800	980	10,780
24	題号不明	Maurice Toussaint	美術の著作物	1922年LIBRAIRIE HACHETTE発行『L'ILE AUX TRENTÉ CERCUEILS DEUXIÈME PARTIE : LA PIERRE MIRACULEUSE』p78に掲載されている犬の挿絵	7,000	700	7,700	7,000	700	7,700
計								246,400	246,400	

別表4

著作物の題号・著作者名・補償金の額

著作物の利用方法

(1) 上記著作物を画像データとして複製し、長野県及び長野県文化振興事業団のサーバにおいて、利用者の求めに応じ、いつでも送信できる状態にし（複製、送信可能化）1年間無償でインターネット配信（公衆送信）を行う。

(2) 上記に加え、必要に応じて配信期間を1年間延長する。延長は1回までとする。

金額の単位：円

NO	著作者名	著作物の題号	著作物の種類	種別	制作年	当該著作物が利用された実態 (巻号・発行年・発行元)	著作物の利用方法(1)			著作物の利用方法(2)		
							使用料の額	消費税額	補償金額(税込)	使用料の額	消費税額	補償金額(税込)
1	相原 猛人	THE BAIL OF RETRIBUTION	美術	油彩画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p26に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6,000	600	6,600	6,000	600	6,600
2	荻原 康雄	女(習作1)	美術	木彫像	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p64に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
3	片桐 白登	梅	美術	水墨画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p9に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
4	片桐 白登	富士山	美術	水墨画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p10に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
5	片桐 白登	竹	美術	水墨画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p12に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
6	片桐 白登	竹	美術	水墨画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p11に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
7	片桐 白登	龍	美術	水墨画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p13に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
8	片桐 白登	葡萄	美術	水墨画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p14に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
9	片桐 白登	白菜	美術	水墨画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p14に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
10	片桐 白登	猫	美術	水墨画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p15に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600

11	片桐 白登	栗と雀	美術	水墨画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p15に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
12	河合鷹山	残雪	美術	書	2020年	長野県飯田創造館 開館40周年 特別記念企画 歴代講師展Ⅱ 2000—2020 p26展示作品目録(401号室)に掲載 (発行年2020年、発行元 一財)長野県文化振興事業団 長野県飯田創造館	6000	600	6,600	6000	600	6,600
13	倉澤 興世	要ちゃんの首	美術	ブロンズ像	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p66に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
14	清水 よし子	アケビのある静物	美術	油彩画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p33に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
15	下平 善三	波切風景	美術	油彩画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p34に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
16	廣本寛子	イラン	美術	日本画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p23に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
17	高原富保	紅爐上一点雪	美術	書	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p56に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
18	滝沢 石	少女座像	美術	石膏像	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p69に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
19	中村 泉	寺の庭	美術	日本画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p22に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
20	中村 三十郎	花器残雪	美術	陶芸	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p75に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
21	西沢 光恵	徒然流古今押絵	美術	工芸 押絵	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p85に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
22	白 金男	VICISSITDES 8122	美術	版画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p37に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
23	原 淑子	秋庭	美術	工芸 人形	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p86に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
24	二木 福治	T氏胸像	美術	石膏像	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p71に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600

25	降旗 忠二	シャモ	美術	木彫像	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p72に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
26	松岡隆二	湖晴嵐	美術	木彫	不詳	長野県飯田創造館に2021年から2024年まで展示(別添写真参照)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
27	松岡隆二	渓流爽風	美術	木彫	2009年	長野県飯田創造館 開館40周年 特別記念企画 歴代講師展Ⅱ 2000—2020 p24展示作品目録(301号室)に掲載 (発行年2020年、発行元 一財)長野県文化振興事業団 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
28	松岡隆二	地殻の響き	美術	木彫	2011年	長野県飯田創造館 開館40周年 特別記念企画 歴代講師展Ⅱ 2000—2020 P08に掲載 (発行年2020年、発行元 一財)長野県文化振興事業団 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
29	松塚玲糸	飛鮎のそこに雲ゆく流れかな	美術	書	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p61に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
30	南島金平	早春の丘	美術	油彩画	2010年	長野県飯田創造館 開館40周年 特別記念企画 歴代講師展Ⅱ 2000—2020 P05に掲載 (発行年2020年、発行元 一財)長野県文化振興事業団 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
31	壬生 鎌男	壺	美術	陶芸	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p78に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
32	麦島博晴	三角帽子	美術	油彩画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p44に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
33	山野井 竹埜	創造	美術	書	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p62に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
34	吉沢 玉昌	牡丹	美術	水墨画	不詳	長野県飯田創造館 所蔵作品集 p24に掲載 (発行年2017年、発行元 長野県飯田創造館)	6000	600	6,600	6000	600	6,600
合計						224,400			合計	224,400		

別表 5

著作物の題号・著作者名・補償金の額

金額の単位:円

(税込)

No.	著作物の題号	著作者名	著作物の種類	当該著作物が利用された実態 (巻号・発行年・発行元)	本体価格	発行部数	本文総ページ数	使用ページ数	使用料の額	消費税額10%	補償金額(税込)
1	埋葬虫	天堂寺慎	言語美術	漫画セクシカ(司書房)1975年10月号に掲載された漫画	2,000円	400	162	22	10,000円	1,000円	11,000円
2	美少女惨刑!寝小便女子高生	沙土雨月	言語美術	劇画フラッシュ(コバルト社)1976年2月号に掲載された漫画	2,000円	400	162	24	10,000円	1,000円	11,000円

3	地獄の呪い	永木陽	言語美術	漫画ブラックパンチ（日文社）1970年4月号に掲載された漫画	2,000円	400	162	15	10,000円	1,000円	11,000円
4	アフロディットの園	石井みみ	言語美術	漫画アパッチ（日本文華社）1971年12月号に掲載された漫画	2,000円	400	162	15	10,000円	1,000円	11,000円
5	好色・女人国への迷路	吉田クニオ	言語美術	漫画アパッチ（日本文華社）1970年4月号に掲載された漫画	2,000円	400	162	13	10,000円	1,000円	11,000円
6	プラン健の××日記	涌井和夫	言語美術	劇画ホットラブ別冊 どぎつい罠（画報社）発行年不明に掲載された漫画	2,000円	400	162	16	10,000円	1,000円	11,000円
7	獵奇ロマンポルノ 檻の中	まちだ昌之	言語美術	漫画ダイナマイト（辰巳出版）1978年12月号に掲載された漫画	2,000円	400	162	20	10,000円	1,000円	11,000円
8	青春散花考	藤岡辰也	言語美術	ベンチャーコミック（みのり書房）1973年1月号に掲載された漫画	2,000円	400	162	20	10,000円	1,000円	11,000円
9	がんたれザ・ガールズ	田中八郎	言語美術	漫画天国（芸文社）1969年4月24日号に掲載された漫画	2,000円	400	162	5	10,000円	1,000円	11,000円
10	酒池肉林	エノモト正	言語美術	劇画バイキング（司書房）1982年1月号に掲載された漫画	2,000円	400	162	12	10,000円	1,000円	11,000円
計（小数点以下切捨て）								162	100,000円	10,000円	110,000円

別表6

著作物の題号・著作者名・補償金の額

著作物の利用方法

- (1) 上記著作物を収録した書籍「選んで、語って、読書会1」を初版15,000部作成（複製）し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。
- (2) 上記に加えて、500部を単位として追加複製し、定価800円（本体価格）で販売（譲渡）する。追加複製の上限回数は10回までとする。

金額の単位：円

No.	著作物の題号	著作者名	著作物の種類	当該著作物が利用された実態 (巻号・発行年・発行元)	本文総 ページ 数	使用ペ ージ数	著作物の利用方法(1)			著作物の利用方法(2)		
							使用料の額	消費税額 10%	補償金額 (税込)	使用料の額	消費税額 10%	補償金額 (税込)
1	秘嶺女人綺談	高村 信太郎	言語	株式会社幻影城より発行されていた雑誌 「幻影城」昭和52年5月号NO.30（第3巻・ 第5号）に掲載された小説	288	40	116,666	11,666	128,332	3,888	388	4,276
2	私の探偵小説—— 新伝奇探偵小説	高村 信太郎	言語	株式会社幻影城より発行されていた雑誌 「幻影城」昭和52年5月号NO.30（第3巻・ 第5号）に掲載された隨筆	288	2	5,833	583	6,416	194	19	213
計								134,748			計	4,489

畜 牧 部

国 民 総 鋼

愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行（公告）

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）附則第3条第1項の規定により、第4回愛玩動物看護師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法附則第4条第1項の規定により、法第34条第1項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和7年4月24日

農林水産大臣 江藤 拓
環境大臣 浅尾慶一郎

1 試験期日

令和7年10月5日（日）

2 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3 試験の方法

- (1) 試験は、筆記の方法により行う。
- (2) 出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。

4 受験資格

愛玩動物看護師が行う法第2条第2項に規定する看護及び支援を5年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であって、法附則第3条第2項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了したもの

5 受験手続

- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア 受験願書

愛玩動物看護師法施行規則（令和3年農林水産省・環境省令第6号）様式第6により作成するとともに、これに記載する氏名

は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

イ 写真

受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影したものに限る。

ウ 指定講習会修了証明書の写し（修了した講習会の課程が適切であるかどうかを確認可能な書類を含む。）及び実務経験証明書

（2）受験申込手続

ア インターネットによる受験申込み
原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。

イ 受験申込期間及び時間

- （ア）期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで
（イ）時間 受付開始日の午後1時から受付終了日の午後11時59分まで

ウ 受験申込方法

機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。受験申込みに必要な書類は、令和7年7月1日（火）から令和7年8月1日（金）まで（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和7年7月1日（火）午後1時から令和7年7月11日（金）午後4時までに機構に申し出ること。

エ 試験地の変更

試験地の変更是、原則として認めない。

（3）受験手数料

ア 受験手数料は、14,000円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。

イ 支払われた受験手数料は、理由を問わず返金しない。

（4）受験票の交付

受験票（受験番号、試験会場等を明記したもの）については、原則として、令和7年9月12日（金）午後1時に、受験有資格者にマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和7年9月12日（金）から、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表

- (1) 合格者の発表は、令和7年10月28日（火）午後1時に機構のウェブサイトに合格者の受験番号を掲載することによって行う。

（2）合格者には、愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証書を合格発表日以降に速やかに郵送により交付する。

7 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和7年7月1日（火）から令和7年8月1日（金）まで（必着）に、機構の指定した方法より申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 その他

試験の詳細については、機構のウェブサイトを参照すること。

9 試験に関する照会先

動物看護師統一認定機構 郵便番号 113-0033 住所 東京都文京区本郷5-23-13 タムラビル8階 ウェブサイト <https://www.ccrvn.jp/>

愛玩動物看護師国家試験の施行（公告）

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第30条の規定により、第4回愛玩動物看護師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第34条第1項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和7年4月24日

農林水産大臣 江藤 拓
環境大臣 浅尾慶一郎

1 試験期日

令和8年2月15日（日）

2 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3 試験の方法

- (1) 試験は、筆記の方法により行う。
- (2) 出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。

4 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を修めて卒業した者（令和8年3月2日（月）までに卒業する見込みの者を含む。）

（2）農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した愛玩動物看護師養成所において、3年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者（令和8年3月2日（月）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。）

- (3) 愛玩動物看護師が行う法第2条第2項に規定する診療の補助及び看護並びに支援の業務（以下単に「業務」という。）に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において愛玩動物看護師免許に相当する免許を受けた者であって、農林水産大臣及び環境大臣が(1)及び(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

- (4) 令和4年5月1日より前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であって、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣が指定した科目を修め、法附則第2条第1号の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
- (5) 令和4年5月1日より前に学校教育法に基づく大学に入学した者であって、同日以後に農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業し、指定講習会の課程を修了したもの（令和8年3月2日（月）までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 業務（診療の補助に係るものを除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、令和4年5月1日より前に当該知識及び技能の修得を終えた者であって、指定講習会の課程を修了したもの
- (7) 業務（診療の補助に係るものを除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものにおいて、令和4年5月1日時点において当該知識及び技能の修得中であり、その修得を同日以後に終えた者であって、指定講習会の課程を修了したもの（令和8年3月2日（月）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。）
- (8) 愛玩動物看護師国家試験予備試験に合格した者
- 5 受験手続
- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
 - ア 全ての受験者が提出する書類等
 - (ア) 受験願書
愛玩動物看護師法施行規則（令和3年農林水産省・環境省令第6号）様式第5により作成するとともに、これに記載する氏名は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

- (イ) 写真
受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影したものに限る。
- イ 4の(1)に該当する者が提出する書類
 - (ア) 大学卒業証明書又は大学卒業見込証明書
 - (イ) 指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
 - (ウ) 4の(2)に該当する者が提出する書類
養成所修業（卒業）証明書又は養成所修業（卒業）見込証明書
 - (エ) 4の(3)に該当する者が提出する書類
愛玩動物看護師国家試験受験資格認定書の写し又は愛玩動物看護師国家試験受験資格認定証明書
 - (オ) 4の(4)に該当する者が提出する書類
 - (ア) 大学卒業証明書
 - (イ) 指定科目履修証明書
 - (ウ) 指定講習会修了証明書の写し
 - (カ) 4の(5)に該当する者が提出する書類
 - (ア) 大学卒業証明書又は大学卒業見込証明書
 - (イ) 指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
 - (ウ) 指定講習会修了証明書の写し
 - (エ) 令和4年5月1日現在、大学に在籍していたことを証する書類
 - (キ) 4の(6)に該当する者が提出する書類
 - (ア) 養成所修業（卒業）証明書（科目履修証明書の発行が必要な養成所において必要な知識及び技能を修得した者にあっては、科目履修証明書を含む。）
 - (イ) 指定講習会修了証明書の写し
 - (ク) 4の(7)に該当する者が提出する書類
 - (ア) 養成所修業（卒業）証明書又は養成所修業（卒業）見込証明書（科目履修証明書の発行が必要な養成所において必要な知識及び技能を修得した者にあっては、科目履修証明書又は科目履修見込証明書を含む。）
- (イ) 指定講習会修了証明書の写し
- (ウ) 令和4年5月1日現在、養成所において修業中であったことを証する書類
- ケ 4の(8)に該当する者が提出する書類
愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証書の写し
なお、4の(1)、(2)、(5)又は(7)に該当する者であって、大学卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書、養成所修業（卒業）見込証明書又は科目履修見込証明書を提出したものについては、大学卒業証明書、指定科目履修証明書、養成所修業（卒業）証明書又は科目履修証明書を、令和8年3月2日（月）午後2時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。
- (2) 受験申込手続
- ア インターネットによる受験申込み
原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。
- イ 受験申込期間及び時間
 - (ア) 期間 令和7年11月4日（火）から令和7年11月27日（木）まで
 - (イ) 時間 受付開始日の午後1時から受付終了日の午後11時59分まで
- ウ 受験申込方法
機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、受験申込みに必要な書類は、令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）まで（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。
- なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和7年11月4日（火）午後1時から令和7年11月14日（金）午後4時までに機構に申し出ること。
- エ 試験地の変更
試験地の変更是、原則として認めない。
- (3) 受験手数料
 - ア 受験手数料は、27,200円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。
 - イ 支払われた受験手数料は、理由を問わず返金しない。
- (4) 受験票の交付
受験票（受験番号、試験会場等を明記したもの）について、原則として、令和8年1月13日（火）午後1時に、受験有資格者にマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）
なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和8年1月13日（火）から、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表
 - (1) 合格者の発表は、令和8年3月13日（金）午後1時に機構のウェブサイトに合格者の受験番号を掲載することによって行う。
 - (2) 合格者には、愛玩動物看護師国家試験合格証書を合格発表日以降に速やかに郵送により交付する。
- 7 受験に伴う配慮
視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）まで（必着）に、機構の指定した方法により申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
- 8 その他
試験の詳細については、機構のウェブサイトを参照すること。
- 9 試験に関する照会先
動物看護師統一認定機構 郵便番号 113-0033 住所 東京都文京区本郷5-23-13 タムラビル8階 ウェブサイト<https://www.ccrvn.jp/>

総 務 項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年3月19日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年4月24日

財務大臣臨時代理

國務大臣 村上誠一郎

製 造 た ば こ の 品 目			製造国 (地)	小売定価
製造たばこの区分	名 称	製品の区分		
葉巻たばこ	ダビドフ エスクリオ 10th アニバーサリー リミテッドエディション 2025	152mm 1本	ドミニカ共和国	12,000円
パイプたばこ	フランドリア・ゴールド	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	フランドリア・シルバー	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・バニラ	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・チョコレート	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・コーヒー	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・ラズベリー	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・カシス	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・アイスミント	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・リコリス	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・アップル	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・オレンジ	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・アールグレイティー	25.0g パウチ	ベルギー	720円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・ヘーゼルナッツ	25.0g パウチ	ベルギー	720円
葉巻たばこ	フロール・デ・コパン リネア プロス・コロナ	152mm 1本	ホンジュラス	1,500円

葉巻たばこ	フロール・デ・コパン リネア プロス・ロブスト	127mm	1本	ホンジュラス	1,700円
葉巻たばこ	フロール・デ・コパン リネア プロス・チャーチル	178mm	1本	ホンジュラス	2,000円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス コネチカット ホワイトラベル コロニタ	102mm	1本	ニカラグア	1,450円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス コネチカット ホワイトラベル ロブスト	127mm	1本	ニカラグア	1,850円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス コネチカット ホワイトラベル ロトロ	152mm	1本	ニカラグア	2,050円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス コネチカット ホワイトラベル シクスティ	152mm	1本	ニカラグア	2,650円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス ソガ デオロ マデューロ ブーリット	120mm	1本	ニカラグア	2,600円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス ソガ デオロ マデューロ トロ	146mm	1本	ニカラグア	3,600円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス ソガ デオロ マデューロ シクスティ	152mm	1本	ニカラグア	4,200円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス ソガ デオロ スマトラ ブーリット	120mm	1本	ニカラグア	2,700円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス ソガ デオロ スマトラ トロ	146mm	1本	ニカラグア	3,700円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス ソガ デオロ スマトラ シクスティ	152mm	1本	ニカラグア	4,500円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス チュバカブラ チュピタス	102mm	1本	ニカラグア	1,550円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス チュバカブラ ロブストグランデ	140mm	1本	ニカラグア	2,200円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス チュバカブラ トロ	152mm	1本	ニカラグア	2,350円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス チュバカブラ シクスティ	152mm	1本	ニカラグア	2,850円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス チュバカブラ ゴルディート	132mm	1本	ニカラグア	2,650円
葉巻たばこ	エステバン カレーラス Mr. ブラウンストーン ブーリット	120mm	1本	ニカラグア	1,850円

葉巻たばこ	エステパン カレーラス Mr. ブラウンストーン トロ	152mm	1本	ニカラグア	2,400円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス Mr. ブラウンストーン チューチ	178mm	1本	ニカラグア	2,450円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス Mr. ブラウンストーン セセンタ	152mm	1本	ニカラグア	2,800円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ブラッドライン ステマ	165mm	1本	ニカラグア	2,250円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ブラッドライン リニエージ	127mm	1本	ニカラグア	2,350円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ブラッドライン ゴルディート	133mm	1本	ニカラグア	2,750円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ブロンズクロス トロ	140mm	1本	ニカラグア	2,350円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ブロンズクロス シクスティ	152mm	1本	ニカラグア	2,700円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ブロンズクロス フィギュラド	165mm	1本	ニカラグア	2,500円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス カシミヤ ブーリット	120mm	1本	ニカラグア	1,900円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス カシミヤ トロ	152mm	1本	ニカラグア	2,500円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス カシミヤ チャーチル	178mm	1本	ニカラグア	2,600円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス カシミヤ シクスティ	152mm	1本	ニカラグア	2,800円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヘルキャット ヘルカティート	114mm	1本	ニカラグア	1,750円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヘルキャット ロブストグランデ	140mm	1本	ニカラグア	2,250円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヘルキャット トロ グランデ	165mm	1本	ニカラグア	2,450円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヘルキャット セセンタ	152mm	1本	ニカラグア	2,600円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヴィジランティ トロ	152mm	1本	ニカラグア	1,150円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヴィジランティ チャーチル	178mm	1本	ニカラグア	1,350円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヴィジランティ シクスティ	152mm	1本	ニカラグア	1,650円

葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヴィジランティ マデューロ	152mm	1本	ニカラグア	1,150円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヴィジランティ マデューロ チャーチル	178mm	1本	ニカラグア	1,350円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヴィジランティ マデューロ シク	152mm	1本	ニカラグア	1,650円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヴィジランティ コネチカット トロ	152mm	1本	ニカラグア	1,150円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヴィジランティ コネチカット チャーチル	178mm	1本	ニカラグア	1,350円
葉巻たばこ	エステパン カレーラス ヴィジランティ コネチカット シクスティ	152mm	1本	ニカラグア	1,650円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ クラシック コネチカット ロブスト	127mm	1本	ホンジュラス	2,600円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ クラシック マデューロ ロブスト	127mm	1本	ホンジュラス	2,600円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ クラシック ロサード ロブスト	140mm	1本	ホンジュラス	2,800円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ ニカラグア オスクロ トロ	152mm	1本	ニカラグア	3,400円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ ニカラグア コネチカット トロ	152mm	1本	ニカラグア	3,400円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ ブラックラベル ル トロ	152mm	1本	ニカラグア	3,200円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ レッドラベル トロ	165mm	1本	ニカラグア	3,200円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ ブロンズラベル ル ロブスト	140mm	1本	ニカラグア	2,900円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ ブルーラベル トロ	165mm	1本	ニカラグア	3,200円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ シルバーラベル ル ロブスト	140mm	1本	ニカラグア	2,900円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ ホワイトラベル チャーチル	178mm	1本	ニカラグア	3,500円
葉巻たばこ	ラ・パリイーナ KBキル・ビルⅢ	127mm	1本	ニカラグア	2,250円

葉巻たばこ	ラ・パリィーナ KBキル・ビルIV	152mm	1本	ニカラグア	2,600円
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ 125周年 口ブスト	140mm	1本	ニカラグア	6,800円
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ 125周年 口ト	165mm	1本	ニカラグア	7,200円
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ 1948 ディア デマ	152mm	1本	ニカラグア	6,400円
葉巻たばこ	ラ・パリィーナ コレクション 2024 ゴールウディ トログ ランデ	158mm	1本	アメリカ合衆国	6,800円

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年3月31日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年4月24日

財務大臣臨時代理
国務大臣 村上誠一郎

製造たばこの品目			製造国(地)	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	HHH Canonazo	150mm 1本	ホンジュラス	4,350円
葉巻たばこ	HHH Torpedo	156mm 1本	ホンジュラス	4,350円
葉巻たばこ	HHH Churchill	178mm 1本	ホンジュラス	4,350円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Inner Circle Robusto Grande	125mm 1本	ホンジュラス	3,500円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Inner Circle Toro	150mm 1本	ホンジュラス	3,600円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Domaine Rouge Robusto Grande	125mm 1本	ホンジュラス	3,500円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Domaine Rouge Toro	150mm 1本	ホンジュラス	3,600円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve White Series Corona	140mm 1本	ホンジュラス	3,000円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve White Series Tempura	100mm 1本	ホンジュラス	3,650円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Black II Lancero	170mm 1本	ホンジュラス	3,000円

葉巻たばこ	Cavalier Geneve Black II	100mm	1本	ホンジュラス	3,750円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Viso Jalapa Robusto	125mm	1本	ホンジュラス	3,000円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Viso Jalapa Tempura	100mm	1本	ホンジュラス	3,800円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Prospektor Toro	150mm	1本	ホンジュラス	3,550円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Tres Deliques CT Robusto	125mm	1本	ホンジュラス	2,350円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Tres Deliques Hab Robusto	125mm	1本	ホンジュラス	2,350円
葉巻たばこ	Cavalier Geneve Limited Edition LE2024	150mm	1本	ホンジュラス	4,000円

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年4月7日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年4月24日

財務大臣臨時代理
国務大臣 村上誠一郎

製造たばこの品目			製造国(地)	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
加熱式たばこ	エボ・ディープ・レギュラー・ブルーム用	4.4g	20本	日本 550円
加熱式たばこ	エボ・コールド・メンソール・ブルーム用	4.4g	20本	日本 550円
加熱式たばこ	エボ・ベリー・クリスタル・ブルーム用	4.0g	20本	日本 550円

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年4月8日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年4月24日

財務大臣臨時代理
国務大臣 村上誠一郎

製造たばこの品目			製造国(地)	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
紙巻たばこ	シガローネ 口イアルスリム	F115mm 20本 ボックス	アルメニア	1,040円	1,200円	7. 5. 1
紙巻たばこ	シガローネ・ファンタム・シルバー	F117mm 20本 ボックス	アルメニア	1,000円	1,100円	7. 5. 1

紙巻たばこ	シガローネ・ウルトラスリム・ブラック	F K84mm 20本 ボックス	アルメニア	640円	700円	7. 5. 1
紙巻たばこ	シガローネ・スーパースリム・ブラック	F K100mm 20本 ボックス	アルメニア	740円	780円	7. 5. 1
紙巻たばこ	シガローネ・マグネット	F 97mm 20本 ボックス	アルメニア	750円	800円	7. 5. 1
紙巻たばこ	シガローネ・ロイヤルスリム・メンソール	F 117mm 20本 ボックス	アルメニア	1,100円	1,200円	7. 5. 1
紙巻たばこ	シガローネ・スーパースリム・メンソール	F K 100mm 20本 ボックス	アルメニア	740円	780円	7. 5. 1

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を令和7年4月8日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和7年4月24日

財務大臣臨時代理
國務大臣 村上誠一郎

製 造 た ば こ の 品 目			製造国 (地)	小売定価
製造たばこの区分	名 称	製品の区分		
葉巻たばこ	コピ セニヨリタス／10	104mm 10本	インドネシア	2,500円
葉巻たばこ	コピ セニヨリタス／1	104mm 1本	インドネシア	250円
パイプたばこ	DOZAJ KOLA	50.0 g パック	トルコ	1,750円
パイプたばこ	DOZAJ BLACK DARK WADER	100.0 g プラスチックケース	トルコ	4,000円
パイプたばこ	DOZAJ BLACK CHOCO-CREAM	100.0 g プラスチックケース	トルコ	4,000円
パイプたばこ	DOZAJ BLACK PINK FLIGHT	100.0 g プラスチックケース	トルコ	4,000円
パイプたばこ	DOZAJ BLACK TANGERINE SODA	100.0 g プラスチックケース	トルコ	4,000円
パイプたばこ	DOZAJ BLACK CANE MINT	100.0 g プラスチックケース	トルコ	4,000円
刻みたばこ	プラジリアン スピリット バージニアブレンド	20.0 g パウチ パック	ブラジル	480円
刻みたばこ	プラジリアン スピリット アメリカンブレンド	20.0 g パウチ パック	ブラジル	480円
刻みたばこ	プラジリアン スピリット ダークファイヤード	20.0 g パウチ パック	ブラジル	480円

刻みたばこ	プラジリアン スピリット クラシック	20.0 g パウチ パック	ブラジル	480円
パイプたばこ	スタンレー・ダブル・バニラ缶 (100)	100.0 g ベーパー缶	ベルギー	2,800円
葉巻たばこ	ビリガー・レッドチューブ	170mm 1本	スイス	700円
葉巻たばこ	ビリガー・ブラックチューブ	170mm 1本	スイス	700円
葉巻たばこ	ビリガー・ブルーチューブ	170mm 1本	スイス	700円
葉巻たばこ	ビリガー・ゴールドチューブ	170mm 1本	スイス	700円
葉巻たばこ	クオーラム ロブスト・マデューロ	121mm 1本	ニカラグア	800円
葉巻たばこ	クオーラム トロ・マデューロ	152mm 1本	ニカラグア	850円
葉巻たばこ	クオーラム ダブルゴルド・マデューロ	152mm 1本	ニカラグア	1,200円

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和6年(フ)第387号

埼玉県熊谷市玉井2丁目1番地 バルバレー
アンソレイユⅠ 105
債務者 黒田 亘

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井野 和幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井野 和幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第56号

山梨県甲斐市島上条1241番地3
債務者 山田 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 恵子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第49号

埼玉県行田市城西2丁目8番27-1号
債務者 新堂 誠

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 波多野孝彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第13号

山梨県大月市富浜町鳥沢3192番地13
債務者 原田 亮

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 分部 祐子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第83号

埼玉県熊谷市籠原南2丁目228番地 スピカ
202、旧住所埼玉県熊谷市拾六間1043番地3
債務者 吉村 富子

令和7年(フ)第33号	沖縄県那覇市長田2丁目20番10号 嘉数莊303 債務者 宮城 周平 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮里 陽平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第50号	沖縄県豊見城市宜保2丁目1番地8 シャトードールK401号 債務者 中谷 文則 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上間 貞史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第343号	大阪府岸和田市神須屋町3丁目8番36号 債務者 笠間 良男 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇都宮一志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第46号	大阪府岸和田市作才町193番地の1 ソルシエール107号 債務者 南出さゆり 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 卓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第140号	大阪府大阪狭山市今熊7丁目189番地の1-B-508号室 債務者 一色 隆男

令和7年(フ)第33号	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三井 良平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第173号	大阪府和泉市青葉台2丁目24番18号 債務者 藤原 伸吉 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大住 洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第86号	福岡県中間市太賀1丁目20番7号 プレステージ太賀102号 債務者 石山久美子 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田麻友美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第119号	北九州市小倉北区砂津3丁目4番4-202号 債務者 萩原 千緒 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高尾 侍志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第77号	佐賀市川副町大字南里1423番地 債務者 北村 晋康 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 真一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第214号	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第21号	岩手県北上市九年橋3丁目11番15号 コートホームサイトウC-105号、旧住所岩手県奥州市江刺広瀬字後田148番地3 債務者 菅野 幾重 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊澤麻衣子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(フ)第80号	福島県郡山市安積2丁目301番地 A STサン-C301号、前住所埼玉県草加市青柳6丁目59番3-401号 債務者 谷口 順 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若松 克明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第86号	兵庫県加古川市加古川町備後62番地の1 プレスステージ加古川サウスアベニュー602号 債務者 河野 剛 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大多和優子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第118号	栃木県栃木市城内町2丁目44番38号 債務者 川田 敏広 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石島 力 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第49号

奈良県香芝市真美ヶ丘7丁目5番36号、前住所奈良県香芝市すみれ野1丁目17番地5
シャーメゾンすみれ野I 201号

債務者 重坂 宏

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷口 宗彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第20号

福岡県田川郡川崎町大字安眞木4720番地の7
債務者 野崎 真聖(旧姓荒木)

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢野真依子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第619号

名古屋市西区江向町1丁目93番地 アクシス
14B号

債務者 高林 宏彰

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 手嶋 琢人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3804号

大阪市東住吉区北田辺4丁目27番11号
債務者 深山 重尊

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 秀人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第844号

大阪府東大阪市菱屋東2丁目11番2号 プリマペーラ・ブリッサ 505号、前住所大阪府八尾市竹渕1丁目223番地の4 ブランメゾン八尾II番館703号

債務者 山本 謙二

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 喜多 鉄春
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第910号

大阪市中央区南船場3丁目1番15号 Rew
i tビル704

債務者 中村 直子

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 俊介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1152号

大阪市城東区関目5丁目3番20号 レオパレスアスター 204

債務者 谷口 跳馬

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹田 大介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1202号

大阪市東住吉区駒川3丁目28番4号 メゾン
駒川 402号

債務者 森本 裕貴

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森野 慶彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第25号

福岡県行橋市大字草野267番地 コーポ清豊苑B-205号(前住所 福岡県行橋市門樋町2番29号 コーポラスグリーン102号)

債務者 岩城 良子

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 裕一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第27号

福岡県行橋市西宮市5丁目9番29号 エスピ
ール風B201

債務者 川端 幸一

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中里 彰宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第389号

埼玉県川口市南鳩ヶ谷1丁目16番2号 ピ
トリアハイツ201号

債務者 三田尻文子

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田崎 恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
福岡地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1250号

大阪市北区本庄東3丁目8番4-1017号

債務者 深尾 陽輔

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 康生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第67号

熊本市南区富合町御船手1568番地1、転入前
住所鹿児島県肝属郡肝付町前田4116番地1
ロックタウン西方 101号

債務者 村上 俊也

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 輝久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第41号

盛岡市新田町5番35-1201号

債務者 高橋 岳大

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小笠原基也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第59号

埼玉県熊谷市久下4803番地 第1フジコーポ
103

債務者 菅野 美香

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 潔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第97号

埼玉県比企郡滑川町月の輪6丁目4番地17
債務者 渡慶次隆広

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 純二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第144号 静岡県焼津市保福島629番地の1 債務者 海和 隆寛 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青山 雅幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 保之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤野 恵介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第81号 盛岡市城西町13番63号 債務者 田口 雅章 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 恵子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後4時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田口 大介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 孝岡 裕介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 望月 敦允 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第9号 栃木県真岡市大沼225番地1 債務者 上野 真矢 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐山 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 宇都宮地方裁判所真岡支部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 打越 裕二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河口 航平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮田 房之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第92号 熊本県上益城郡嘉島町大字鯨2807番地1 サンライフ有田 201 債務者 工藤 幸子 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 啓太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 美鈴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西原 文子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向井 雄紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1980号 愛知県東海市荒尾町勝山3番地 市営勝山住宅3棟202号、住民票上の住所愛知県東海市高横須賀町5丁目119番地 債務者 濱田 幸一	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大和 義章	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時20分 2 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小泉 朋子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第7号

三重県伊勢市御園町新開893番地2 住宅型有料老人ホームみどりの森、住民票上の住所
三重県伊勢市上野町1199番地

債務者 久保 隆

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 敏秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年(フ)第9号

熊本県球磨郡あさぎり町免田西1899番地3
内野住宅1号室

債務者 田浦 周栄

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中嶽 修平

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで

熊本地方裁判所人吉支部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第39号

北海道苦小牧市新中野町3丁目5番4号
債務者 林 準一

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第40号

北海道苦小牧市新中野町3丁目5番4号
債務者 林 龍子

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第41号

北海道苦小牧市日新町1丁目1番11号

ジェーハイツ日新2 201

債務者 東野 圭悟

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第20号

福島県いわき市平字作町2丁目1番地の17

市営住宅3-33

債務者 中村喜久江

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第28号

福島県いわき市小名浜字本町32番地

債務者 鈴木 智子(旧姓吉川)

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第29号

福島県いわき市好間町下好間字沼田84番地の5

県営北好間団地13棟207号室

債務者 宮戸 若菜(旧姓清)

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第16号

茨城県鹿嶋市大字平井1128番地140 B S マンション302

債務者 沖津 夏月

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(フ)第21号

茨城県鹿嶋市大字宮津台210番地10潮騒ジョブトレーニングセンター

債務者 中本 薫

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(フ)第55号

茨城県古河市下辺見2188番地1 いずみコーサ202号

債務者 山本 裕太

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第168号

栃木県真岡市八木岡574番地1

債務者 大根田 愛

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第177号

栃木県宇都宮市鶴田町2905番地1 ロジアンリュミエールA201、前住所栃木県宇都宮市幸町5番14号 大関マンション201

債務者 篠原 隆介

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第204号

栃木県宇都宮市駒生町1411番地3 ラ・セゾン大賀403、前住所栃木県宇都宮市中今泉2丁目10番15号 アルファレジデンス今泉403

債務者 斎藤 博

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第77号

千葉県印西市草深1246番地17

債務者 藤原 純

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第799号

川崎市川崎区大師駅前2丁目7番11号 パークハイツ 101

債務者 福士 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第905号

川崎市麻生区東百合丘3丁目13番6—405号
債務者 大橋 利之
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第177号

川崎市多摩区三田3丁目2番地 5—306
債務者 山中 清美
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第14号

新潟市東区はなみずき2丁目4番6号 サン
向日葵101号
債務者 佐野 裕介
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第155号

富山県砺波市矢木30番地
債務者 田中 奈月
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第40号

富山県砺波市杉木2丁目92番地 プレミアム
コート1210号
債務者 桑名 純平

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第48号

富山県高岡市広小路1番3—205号 介護の
広小路苑
債務者 成原 覚
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第39号

福井市開発1丁目2518番地 信開セルーラ新
保101
債務者 高村 勇登
1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第61号

福井県越前市四郎丸町第39号15番地
債務者 石田 登紀
1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第6号

福井県大野市朝日第19号18番地
債務者 表 ともみ
1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第94号

岐阜市竜田7丁目1番地3、住民票上の住所愛知県一宮市萩原町萩原字中道18番地1
レインボー第2萩原201号
債務者 山下 愛華
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
岐阜地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第62号

福井市手寄1丁目15番15号 デラシオン旭
106号、旧住所福井県越前市北町第26号32番
地の12
債務者 麻岡 昌義
1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
岐阜地方裁判所

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第63号

福井県越前市万代町4番3号 サンコーポ
201
債務者 市川 愛
1 決定年月日時 令和7年4月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
富山地方裁判所

令和7年(フ)第11号

三重県津市美里町平木934番地
債務者 辻本クリスティこと TSUJIMO
TO C R I S T I E B L A N T U C A S
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第16号

三重県鈴鹿市稻生塙屋2丁目17番26号 アス
トロボーイ203、前住所三重県鈴鹿市東旭が
丘六丁目9番2号
債務者 萩 友里
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
津地方裁判所

令和6年(フ)第347号

三重県桑名市和泉274番地3 シーズ メゾ
ンII 103号室、住民票上の住所岐阜県海津
市南濃町吉田1003番地
債務者 伊藤 卓磨
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
津地方裁判所

令和6年(フ)第40号

三重県桑名市和泉274番地3、住民票上の住所岐阜県海津
市南濃町吉田1003番地
債務者 伊藤 卓磨
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第40号

三重県桑名市和泉274番地3 シーズ メゾ
ンII 103号室、住民票上の住所岐阜県海津
市南濃町吉田1003番地
債務者 伊藤 卓磨
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
津地方裁判所

令和6年(フ)第40号

三重県桑名市和泉274番地3 シーズ メゾ
ンII 103号室、住民票上の住所岐阜県海津
市南濃町吉田1003番地
債務者 伊藤 卓磨
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第18号	三重県いなべ市員弁町笠田新田425番地 コラージュ201号 債務者 中村 康明 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第82号	三重県員弁郡東員町大字北大社1254番地12 債務者 岡野 未来 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第165号	岡山市中区海吉1543番地2 債務者 田中 静貴 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第171号	岡山市中区下478番地5 ヴィルヌーブB-105、前住所岡山市中区乙多見16番地1 サンサリーレオタミ101号 債務者 カブチズイエッド(KHABOUCHE I Z I E D) 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第122号	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字浦山54番地 債務者 浦本 義郎

1 決定年月日時 令和7年4月8日午前10時	2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第100号	大分市王ノ瀬2丁目11番5号 ACE II 201 債務者 川口 拓磨 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第95号	愛媛県松山市衣山5丁目719番5 アールズコート衣山2 201号、住民票上の住所愛媛県宇和島市蔣淵3298番地 債務者 若林 翔琉 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第75号	大分市緑が丘2丁目15番8号 債務者 小野 友邦 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第76号	大分市緑が丘2丁目15番8号 債務者 小野 伸子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第90号	大分市緑が丘1丁目7番4号 債務者 藤田 浩二 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第129号	大分市王ノ瀬2丁目11番5号 ACE II 201 債務者 川口 拓磨 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第115号	宮崎市高岡町内山2750番地1 債務者 谷元 隼人 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第119号	宮崎市大工3丁目64番地1 ムーンフィールド107号 債務者 宮城 佑 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第128号	宮崎市大王町77番地7 ケアホーム陽、前住所宮崎市大字田吉301番地3 債務者 由谷美穂子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第812号

横浜市泉区中田南4丁目34番16号 第三鈴木
荘301号
債務者 松本 育
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第823号

横浜市港南区港南6丁目5番16号 アムズハウスクーナンC
債務者 河野 康子
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第42号

長野県安曇野市豊科高家6500番地1
債務者 中山 正子(旧姓丸山)
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第15号

長野県諏訪市大字中洲522番地4 グランドソレイユ203
債務者 遠藤 綾香(旧姓小林・両角)
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで

長野地方裁判所諏訪支部

令和6年(フ)第1487号

京都府八幡市八幡吉野垣内25番地の1 コン
チエルト103
債務者 大久保雅仁
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第223号

京都市北区平野宮西町116番地1 フローラ
ルコート平野神社前 202号
債務者 新宅 裕太
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第785号

兵庫県尼崎市西難波町1丁目21番11号
債務者 四家 史人
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第52号

兵庫県尼崎市西難波町1丁目21番11号
債務者 四家 由香
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第78号

兵庫県尼崎市瓦宮2丁目3番35-202号、前
住所兵庫県尼崎市田能3丁目6番3-401号
債務者 阪倉 剛
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第105号

兵庫県尼崎市西昆陽3丁目10番8-202号
債務者 住田 裕紀
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
神戸地方裁判所民事部

令和7年(フ)第4号

島根県安来市伯太町母里315番地
債務者 長谷川陽平
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第464号

東京都町田市忠生4丁目9番地2都営忠生第
4 1-404
債務者 上地 志保
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第503号

東京都東村山市美住町2丁目11番地1小山マ
ンション10C
債務者 渋谷みどり
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第54号

石川県白山市鶴来清沢町タ61番地1、従前の
住所沖縄県南城市知念字知念979番地
債務者 前城 優心
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第741号
大阪市鶴見区徳庵1丁目2番60-401号
債務者 勝木 美香

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第925号
大阪市東住吉区鷹合2丁目2番3-601号、
前住所大阪市西区江之子島2丁目2番2号
401
債務者 古達 祐也

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第945号
大阪市平野区喜連2丁目5番23-109号
債務者 砂井 啓治

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第982号
大阪府吹田市竹見台3丁目1番C29-706号
債務者 本野 長広

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1020号
大阪市西淀川区野里1丁目7番23-603号
債務者 上田 弘美

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1035号

大阪市生野区巽南3丁目5番10-407号
債務者 福岡 康雄

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1089号

大阪府枚方市堂山3丁目36番1-102号
債務者 山根 佳子

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1180号

大阪府東大阪市旭町4番8号 メゾンこまどり 203号室
債務者 小田恵里奈(旧姓西口・内田)

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1183号

大阪市西淀川区佃1丁目13番18号、前住所大阪市西淀川区姫島3丁目13番43号 グレイスケヤムラ 203号室
債務者 北村 正己

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1184号
大阪市西淀川区佃1丁目13番18号、前住所大阪市西淀川区姫島3丁目13番43号 グレイスケヤムラ 203号室
債務者 北村 浩実

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1189号
大阪市東住吉区矢田1丁目11番30号 ソフィア長居公園 201号
債務者 嶋村 映子

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1198号
大阪市住吉区我孫子東1丁目8番6-306号、
前住所大阪市住吉区大領5丁目11番12号 サンライズ長居 502号
債務者 水谷 篤志

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1208号
大阪市中央区上汐2丁目4番2-308号
債務者 小谷麻依子(旧姓中村)

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1320号
大阪市東淀川区相川2丁目14番12号 パーク
ロード 302号
債務者 平野 邦彦
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1347号
大阪府枚方市東牧野町18番7号、前住所大阪市都島区大東町3丁目10番11-601号
債務者 赤木みゆき
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第102号
兵庫県尼崎市常吉2丁目6番4-303号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘1丁目27番20号
債務者 鎌田 利佳
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第121号
兵庫県西宮市甲子園町8番2-409号
債務者 国田 健年
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第122号
兵庫県西宮市甲子園町8番2—409号
債務者 国田 泰子
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第132号
兵庫県尼崎市潮江2丁目5番27号
債務者 中島アイ子
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第134号
兵庫県尼崎市塚口町4丁目45番地の1
債務者 的場 勇
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第154号
兵庫県尼崎市三反田町3丁目6番23—301号
債務者 滝田 繁夫
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第11号
島根県隠岐郡隠岐の島町都万2582番地1
債務者 仲本 雅則
1 決定年月日時 令和7年4月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
松江地方裁判所西郷支部破産係
令和7年(フ)第42号
徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓78番地3
債務者 関口瑠美子
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第19号
鹿児島県薩摩川内市中村町831番地
債務者 松下 寿年
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和7年(フ)第67号
福島県郡山市八山田西2丁目206番地 県営住宅03棟104号、前住所福島県郡山市富久山町久保田字麓山98番地の3
債務者 今泉 真二
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
千葉県船橋市南本町16番6棟313号、住民票上の住所東京都世田谷区梅丘2丁目10番10号サンパレー梅ヶ丘101
債務者 伊藤 彩音
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第69号
千葉県白井市富士73番地の88 メゾンシャルムIV101号
債務者 安藤 真衣
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第22号
千葉県袖ヶ浦市蔵波台1丁目18番地 県営住宅10棟402号
債務者 白鳥 瞳
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部
令和6年(フ)第498号
神戸市須磨区大田町5丁目1番18号
債務者 貝塚 静江
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第147号
神戸市須磨区磯馴町6丁目2番18—402号
債務者 山崎 光江
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第123号
千葉県君津市南子安4丁目9番43号 202
債務者 糸賀 歩美
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第17号
千葉県君津市北子安2丁目13番4号
債務者 岩下 愛子
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第39号 千葉県君津市南久保1丁目8番7号 203 債務者 谷 元治 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 千葉地方裁判所木更津支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第182号 広島市西区古江西町1番1-402号 債務者 沖本 啓子 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第130号 広島県廿日市市須賀2番5号 債務者 山中友則こと 閔 友則 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第46号 青森県上北郡東北町大字上野字南谷地237番地 コーポパークサイド2-B 債務者 蓬畠 佳子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第171号 広島市安芸区畠賀2丁目21番38-10号 債務者 砂田 美郁 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第59号 青森市篠田2丁目1番5号 鳴海アパート201号 債務者 安田秉治こと 安 秉根 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第140号 山口県山陽小野田市大字有帆2186番地 債務者 池田 利恵(旧姓山本) 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 山口地方裁判所宇部支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年(フ)第99号 青森県青森市浪館前田3丁目6番60号 債務者 工藤 未希 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第64号 青森市筒井2丁目5番11号 債務者 本間由貴子 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第397号 札幌市白石区北郷2条11丁目4番20号 グレースコート101号 債務者 羽澤勇多郎 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
		令和6年(フ)第2255号 札幌市南区真駒内東町3丁目1番1-401号 債務者 宮本 大輝

令和7年(フ)第10号	北海道赤平市字赤平668番地31 日の出団地 寿21号室 債務者 後藤まゆみ 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係
令和7年(フ)第14号	北海道滝川市幸町2丁目5番8号 ハイツ上野1 202号室 債務者 青柳 爽太(旧姓林) 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係
令和7年(フ)第16号	北海道樺戸郡新十津川町字中央521番地1 文京団地B棟109号室 債務者 川下 国子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係
令和7年(フ)第19号	北海道滝川市幸町3丁目8番23号 債務者 山内 利美 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和7年(フ)第20号	北海道芦別市北7条西3丁目1番地 みづほ 団地88号 債務者 芳和野勇輝 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係
令和7年(フ)第23号	北海道滝川市幸町4丁目3番29号 江陵団地 3102号室 債務者 野宮 茉莉 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係
令和7年(フ)第24号	北海道歌志内市字文珠237番地27 文珠高台 団地MH11-7 債務者 浅田美枝子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係
令和7年(フ)第2号	北海道虻田郡俱知安町ニセコひらふ2条1丁 目7番10号 債務者 飯田 双葉 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所岩内支部
令和7年(フ)第32号	福島県会津若松市大町1丁目7番12号 キャッスルマンション会津若松807号室 債務者 星 智哉 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和7年(フ)第83号	群馬県前橋市富士見町小暮1589番地48、旧住 所群馬県前橋市青柳町693番地1 ルミナス コート 102号 債務者 須田 佑季 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第87号	群馬県佐波郡玉村町大字福島1201番地9 ク レアコート102 債務者 エスピノ エミリー エスタシオ (E S P I N O E M I L Y E S T A C I O) 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第259号	群馬県甘楽郡下仁田町大字吉崎355番地15 債務者 志村 友美 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第20号	三重県松阪市京町4番地1 債務者 早川 天裕 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 津地方裁判所松阪支部

令和7年(フ)第21号
 三重県松阪市山室町3210番地5 コーポみはま203
 債務者 増田 初紀
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
 津地方裁判所松阪支部

令和7年(フ)第17号
 兵庫県加東市上滝野2367番地 レオパレス滝の庄206号、前住所愛知県豊田市永覚新町5丁目236番地19 アイルーム豊田永覚Ⅱ 208号
 債務者 村主 清人
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
 神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第22号
 兵庫県加西市下芥田町92番地
 債務者 岩国 美紀
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
 神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第6号
 和歌山県御坊市島328番地1 市営
 債務者 田中 美和
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
 和歌山地方裁判所御坊支部

令和7年(フ)第76号
 盛岡市東中野字柳下70番地1 シンプリーA 22号
 債務者 佐藤 弘美

1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第402号
 東京都西東京市南町3丁目3番9号エクセル田無101号
 債務者 田代 寛和
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第85号
 岩手県釜石市定内町2丁目3番1号 沼里アパート102
 債務者 藤村 真希
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第91号
 岩手県滝沢市室小路667番地2 ユーミーミナミA101号
 債務者 金子 早紀
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第62号
 群馬県太田市浜町61番6-F88号、前住所群馬県太田市浜町31番16-401号
 債務者 武田 政彦
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第251号
 東京都昭島市松原町5丁目13番14-106号
 債務者 中西麻衣子
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。

令和7年(フ)第24号
 北海道苫小牧市柏木町3丁目4番14号
 ジェーハイツ1 2階
 債務者 竹内 智之
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
 札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第43号
 北海道苫小牧市春日町1丁目9番14号 コーポJUN203号
 債務者 伊藤あづさ(旧姓鈴木)
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
 札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第421号
 東京都昭島市郷地町1丁目1番1-103号
 債務者 今野みゆき
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第473号
 東京都青梅市新町8丁目10番地の8 303号
 債務者 鈴木 克彦
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第117号
 静岡県御殿場市東田中1丁目17番24号 アグラーン芹澤B106
 債務者 小野田キミ子
 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第325号
 仙台市青葉区一番町2丁目7番27-907号
 債務者 斎藤 裕子
 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第331号
仙台市宮城野区福町2丁目4番34号 D—room KUBOTA 201
債務者 高 瞳
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第363号
宮城県岩沼市松ヶ丘3丁目8番地の1 県営住宅523号
債務者 渡邊 文浩
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第400号
仙台市宮城野区福町4丁目8番7-205号
債務者 石川 美穂
1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第16号
宮城県石巻市吉野町1丁目7番8-308号
債務者 小松 奈緒
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第35号
秋田市大住四丁目10番2-106号
債務者 高橋 正志

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第42号
秋田市御野場7丁目1番15-101号
債務者 畑 弘
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第43号
秋田市御野場7丁目1番15-101号
債務者 畑 栄子
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第76号
茨城県土浦市真鍋4丁目22番6号 あんしん
荘真鍋102号室
債務者 飯田 英二
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第92号
川崎市宮前区平2丁目16番26号
債務者 濱崎 宏司
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第150号
静岡県焼津市すみれ台2丁目6番4号
債務者 德増 雄二
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第162号
川崎市高津区久末311番地 久末住宅 5—
104
債務者 吉川恵美子
保佐人 多賀 歩美
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第42号
秋田市御野場7丁目1番15-101号
債務者 畑 弘
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第199号
川崎市幸区河原町1番地 河原町団地 1—
727
債務者 菊池由美子
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第101号
岐阜市白菊町2丁目47番地 (グローブ
101号)、前住所岐阜市水海道2丁目5番3—
302号 (パビヨンKyo e i)
債務者 七種 涼太
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第22号
奈良県大和郡山市筒井町626番地1 ハイム
櫻C棟102号
債務者 茂木 正
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第327号
奈良県香芝市逢坂3丁目397番地1 さくら
COURT 205号
債務者 宅間 壽志
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第6号 奈良県御所市大字櫛羅2307番地の2 債務者 西川 紘一 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第13号 広島県三次市南畑敷町559番地2 債務者 竹下美紀夫 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 広島地方裁判所三次支部
令和7年(フ)第10号 奈良県高市郡高取町大字田井庄154番地1 債務者 名迫 真希 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第144号 岡山市東区瀬戸町江尻701番地2 プレス ページ花ずい 101 債務者 井倉 誠一 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 広島地方裁判所三次支部
令和7年(フ)第10号 奈良県高市郡高取町大字田井庄154番地1 債務者 名迫 真希 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第16号 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲10番地3 中原 団地203号、前住所香川県高松市飯田町934番 地5 アルモニーベル202 債務者 竹田 有花 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 松山地方裁判所宇和島支部
令和7年(フ)第37号 奈良県橿原市雲梯町901番地 パークヒルズ 金橋101 債務者 前原 直紀 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第163号 岡山市北区岡町7番1号 サンコーコ医大 303 債務者 中居 勉 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第63号 奈良県御所市大字小林731番地の17 102号 債務者 池田 百合 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第6号 福岡県田川郡香春町大字柿下614番地2 債務者 國武 墓 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第41号 奈良県北葛城郡上牧町服部台4丁目7番213 号 債務者 山口 優香(旧姓森岡) 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所尾道支部	令和7年(フ)第13号 福岡県田川郡香春町大字柿下614番地2 債務者 國武 墓 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第44号 奈良県宇陀市榛原萩原1694番地の4 債務者 坂本 清二 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所尾道支部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 広島地方裁判所三次支部	令和7年(フ)第81号 熊本市北区池田3丁目57番1-104号 富の 尾団地 1棟104 債務者 米村 良一 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第40号
茨城県守谷市本町5300番地の4 ポンコト
南守谷102
債務者 小河 利子
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第43号
茨城県守谷市けやき台6丁目8番地4 サン
ハイツT105
債務者 小林 涼
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第22号
千葉県長生郡白子町古所3250番地885
債務者 藤田 東美(旧姓近藤)
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和7年(フ)第24号
千葉県長生郡長生村本郷6101番地5
債務者 小川 直美
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和7年(フ)第25号
千葉県長生郡長生村本郷6101番地5、住民票
上の住所千葉県茂原市東郷2207番地
債務者 田邊 節子

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和7年(フ)第377号
神奈川県藤沢市片瀬2丁目1番20号 サンラ
イフ片瀬105
債務者 松木 悠李
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第5号
富山県射水市南太閤山2丁目8番地
債務者 高口 太志
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第385号
横浜市港北区樽町1丁目1番2-507号
債務者 渡邊恵美子
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第505号
横浜市鶴見区獅子ケ谷1丁目32番20号
債務者 菅井 修平
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第557号
横浜市保土ヶ谷区霞台18番17-205号
債務者 木村 洋
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第668号
横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘1丁目42番1号
債務者 野口 永遠
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第78号
滋賀県甲賀市水口町泉15番地38、前住所滋賀
県湖南市石部南七丁目9番22号
債務者 立岡美樹子
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第118号
京都市南区吉祥院前河原町15番地51
債務者 有本 梨沙
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第31号
山梨県南アルプス市小笠原1087番地2
債務者 成田 美幸(旧姓村松)
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第146号
京都市左京区静市市原町1278番地 市原寮
債務者 松宮 常雄
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第263号
京都市右京区梅津北浦町1番地1 メゾンこ
やま南棟301
債務者 佐々野悦子
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第49号
静岡県富士市厚原2312番地の16
債務者 横山 悠夏
1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第317号 京都市伏見区桃山町大島38番地の340 債務者 岡本 祥代
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第124号 兵庫県加古郡播磨町北本荘5丁目13番8号 カーサフィオーレB棟102号 債務者 竹之内正一
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第127号 兵庫県加古川市西神吉町大園397番地の3 債務者 北川 一紗
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第152号 兵庫県姫路市飾磨区高町2丁目292番地1 債務者 濱田みゆき
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第36号 奈良県生駒郡三郷町立野北3丁目10番8号 (302号室) 債務者 池内 雄也

令和7年(フ)第317号 京都市伏見区桃山町大島38番地の340 債務者 岡本 祥代
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第45号 奈良県橿原市小房町3番24号 債務者 下浦伸仁郎
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第98号 愛媛県松山市南久米町105番地1 レオネク ストル コフレ108号 債務者 畠田 啓志
1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第30号 鳥取県米子市上後藤6丁目7番16号 102号 債務者 井川 加奈(旧姓石賀)
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第11号 松江市一の谷町10番6号 債務者 西村 純
1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第2号 愛媛県大洲市長浜町櫛生乙188番地、旧住所 愛媛県大洲市長浜甲578番地5 債務者 谷浦 恵美
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第26号 松江市大垣町1116番地、住民票上の前住所福 岡県宮若市脇田396番地1ティーメゾン脇田 420号 債務者 森井ちづる
1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第2号 福岡県行橋市大字上津熊247番地11(前住所 山口県岩国市関戸989番地2) 債務者 堀 一生
1 決定年月日時 令和7年4月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和7年(フ)第114号 宮崎市堀川町134番地2 フレクション堀川 101号 債務者 石井 育
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第117号 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3655番地 債務者 浦山 忠和
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第118号 宮崎市大字鏡洲506番地58 債務者 畠中 結衣
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第135号 宮崎市花ヶ島町大原2337番地 県営住宅2棟 208号、前住所宮崎市花ヶ島町水町1916番地 債務者 黒木 保直
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第30号

宮崎県小林市細野805番地3、前住所大阪府門真市上野口町3番12号第一邦尚ハイツ301号

債務者 山本ハナ子

- 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第19号

沖縄県那覇市松川2丁目16番6号 1階、住民票上の前住所沖縄県那覇市繁多川3丁目7番2号 アメニティートウマ302

債務者 大城 幸恵

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第437号

東京都東村山市栄町3丁目25番地16八坂ハイツ205

債務者 内田 宣行

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第442号

東京都西多摩郡瑞穂町むさし野1丁目5番地瑞穂アパート26-507

債務者 宮原 正裕

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第526号

東京都小金井市緑町5丁目3番25号ハリーハーレズ302

債務者 小坂 弘明

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1171号

大阪府豊中市豊南町南5丁目9番5号

債務者 東 和美

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1213号

大阪市東成区大今里3丁目4番25号 ファミリーコート大今里 303号、前住所大阪市西区南堀江3丁目9番11号 1001

債務者 E p i p h a n yこと 梶原 美紀

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1214号

大阪市東成区大今里3丁目4番25号 ファミリーコート大今里 303号、前住所大阪市西区南堀江3丁目9番11号 1001

債務者 梶原 剛貴

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1262号

大阪府高槻市牧田町14番86-405号

債務者 下地 孝一

令和7年(フ)第1229号

大阪市住之江区南加賀屋4丁目10番13号 107

債務者 薬師寺幸生

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1263号

大阪府高槻市牧田町14番86-405号
債務者 下地 桂子

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1290号

大阪市大正区平尾3丁目16番20号
債務者 吉元 清則

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1357号

大阪府高槻市上田辺町19番13-701号
債務者 山口 正廣

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1368号

大阪市大正区泉尾1丁目24番13号 上林マンション 303号
債務者 岩田由美子

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1424号 大阪府吹田市山田東4丁目12番22-503号 債務者 中島 佳織 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第212号 千葉県流山市大字西平井913番地の1 エメラルドハイム平和台101 債務者 杉浦 茂 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1425号 大阪市西淀川区出来島3丁目3番2-206号 債務者 岸本 七海 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第221号 千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山1丁目4番22号(メゾンくぬぎ山A203号) 債務者 中西 義彦 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1538号 大阪市阿倍野区阪南町4丁目3番23号 イースト阪南406号 債務者 平 喜志男 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第251号 千葉県松戸市大金平4丁目250番地の1 市川マンション301号 債務者 恩田 幸一 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第27号 広島県江田島市江田島町秋月2丁目14番8号 債務者 岸口 耕樹 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 広島地方裁判所呉支部	1 決定年月日時 令和7年4月3日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第57号 兵庫県宝塚市口谷東3丁目45番地の1 ウィルコート口谷東B棟1 債務者 松田 恵美 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第149号 千葉県松戸市八ヶ崎1丁目14番地の7 債務者 大野新太郎 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	

令和7年(フ)第58号 兵庫県明石市二見町東二見802番地の1 アルス明石東二見208号 債務者 川邊 健人 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第10号 兵庫県淡路市江井2210番地2 債務者 岬 知住美 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 神戸地方裁判所洲本土支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第51号 徳島県徳島市津田本町2丁目3番22号 債務者 西 麻梨 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第59号 徳島県徳島市勝占町中須36番地 債務者 庄野 芳江 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第81号 佐賀市伊勢町14番7号 フレグランス伊勢 207 債務者 横田久美子	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第190号 神戸市長田区池田上町57番地の19 債務者 三嶋 彩乃 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。			
令和7年(フ)第192号 神戸市東灘区森南町3-2-3 ハイム宮川 101、住民票上の住所兵庫県宝塚市寿町4番 15号 債務者 岩下 祐士 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部			
令和7年(フ)第40号 神戸市北区鈴蘭台東町1丁目5番10-405号 債務者 小林二三夫 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部			
令和7年(フ)第47号 神戸市長田区阪塚町7丁目1番5-1号 債務者 山田正子こと KWON JEONG JA 権 正子 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部			
令和7年(フ)第35号 青森県つがる市木造若竹1番地51 債務者 外崎 陽彦 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係			
令和7年(フ)第40号 青森県つがる市木造若竹1番地51 債務者 外崎 陽彦 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係			
令和7年(フ)第161号 神戸市兵庫区水木通2-2-22-604、住民 票上の住所兵庫県明石市小久保2丁目10番地 の7 中岡ビル601号 債務者 吉脇 静香 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部			
令和7年(フ)第161号 神戸市兵庫区水木通2-2-22-604、住民 票上の住所兵庫県明石市小久保2丁目10番地 の7 中岡ビル601号 債務者 吉脇 静香 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部			
令和7年(フ)第40号 栃木県栃木市吹上町777番地1 いぶきの里、 前住所栃木県栃木市梓町455番地27 あざさ の里 債務者 渡辺 忠明 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係			
令和7年(フ)第40号 栃木県栃木市吹上町777番地1 いぶきの里、 前住所栃木県栃木市梓町455番地27 あざさ の里 債務者 渡辺 忠明 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係			
令和7年(フ)第17号 福岡県田川市大字伊加利2011番地 城山団地 5-1-3、前住所北九州市小倉北区片野1 丁目1番27号 101 債務者 次谷 歩(旧姓岩永) 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。			
令和7年(フ)第140号 広島市西区井口鈴が台1丁目4番26-103号 債務者 久村 真優 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部			
令和7年(フ)第140号 広島市西区井口鈴が台1丁目4番26-103号 債務者 久村 真優 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部			
令和7年(フ)第141号 広島県東広島市西条町土与丸199番地1メゾ ン・ド・モンマルトル103号 債務者 松村 令子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部			
令和7年(フ)第141号 広島県東広島市西条町土与丸199番地1メゾ ン・ド・モンマルトル103号 債務者 松村 令子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部			

令和7年(フ)第151号
広島県廿日市市四季が丘5丁目8番地18
債務者 井上 璃沙

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第167号
広島市南区西霞町24番10号
債務者 煙石 和美

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第215号
広島市西区南觀音4丁目6番5-101号
債務者 反田 月子

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第255号
広島県東広島市西条町寺家4853番地2 ハイツ寺家201
債務者 門前 由美(旧姓橋本)

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第33号
熊本県菊池郡菊陽町新山3丁目4番46-101号 シャトルサンデー¹
債務者 藤本 渚

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第66号

熊本市中央区保田窪1丁目1番77号 水前寺
北スカイマンション506
債務者 宮原 由佳

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第110号

熊本市北区清水万石1丁目6番19号 坂田
コーポ306号
債務者 濱田 義次

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第12号

杵木県大田原市本町1丁目2701番地15 第6
待降寮202
債務者 佐藤 重実

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第57号

広島県大竹市黒川1丁目5番23号
債務者 伊藤 好恵

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第143号
広島市安佐南区山本新町5丁目44番1号
債務者 西本 卓資

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第145号
広島市安芸区上瀬野1丁目26番27-10-202号A
債務者 藤石 友弥

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第260号
広島市佐伯区利松1丁目26番13号
債務者 赤鬼 京子

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第886号
千葉県松戸市松戸新田24番地 京葉流通センター3棟6号
債務者 藤原 道成

1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第952号
千葉県野田市山崎貝塚町28番地の11 アーバンヒルズ202
債務者 HOSSAIN MD SAKIB

1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第105号

千葉県柏市花野井268番地8
債務者 中川 潤子

1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第116号

千葉県柏市大津ヶ丘4丁目5番地3棟201号
債務者 橋本三代子こと 橋本みよ子

1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第119号

千葉県野田市岩名2023番地の33 ロッキーハイツ101
債務者 鈴木美智恵

1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第137号

千葉県松戸市西馬橋1丁目15番地の12、前住所千葉県松戸市西馬橋蔵元町58番地 斎藤ハイツ102号
債務者 鈴木 宏

1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第140号	千葉県柏市光ヶ丘2丁目25番6号 キューピックスクエア201号 債務者 松山 廉依 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第147号	千葉県松戸市大橋615番地の2 市兵衛マンションA棟201号 債務者 上田 一男 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第158号	千葉県松戸市下矢切99番地の10 ガーデンコート矢切 債務者 小沼 幸子 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第175号	千葉県松戸市仲井町3丁目71番地 第3アンビルマンション302号 債務者 阿部 徹 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第183号	千葉県松戸市常盤平3丁目28番地の3 モリタマンションI 503号、前住所千葉県松戸市三ヶ月1341番地 債務者 川津 好美 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第185号	千葉県柏市篠籠田1398番地48 コーポ松岡101号 債務者 伊藤 真人 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第192号	千葉県松戸市小金上総町16番地の8 ベルセボネ101号 債務者 伏見 綾乃 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第193号	千葉県柏市酒井根6丁目26番8号 債務者 有川 蓉 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第216号	千葉県松戸市古ヶ崎2丁目3104番地 債務者 保永 広之 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第218号	千葉県柏市高柳2丁目5番地20 ソーシャルインクルーホーム柏高柳駅前、前住所東京都小平市仲町567番地の14 債務者 迫尾 大樹 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第244号	千葉県松戸市金ケ作245番地の16 シャルマンS105号 債務者 山下 康平 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第103号	青森市柳川1丁目3番25-102号 債務者 佐々木貴彦 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定	令和6年(フ)第207号 茨城県下妻市古沢193番地2 T-エトワールA棟102号室 破産者 藤本 裕 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和6年(フ)第226号	東京都杉並区高円寺南5-37-9 アーバンプレイス中野コア108号室、住民票上兼開始決定時の住所埼玉県熊谷市柿沼552番地2 破産者 栗原 渉 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第112号	福井市蒲生町第12号20番地 破産者 岩間 進一 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第220号	福井市木田1丁目3101番地、旧住所福井県越前市稻寄町第5号9番地 コーポ市村B 破産者 竹林 佑樹 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第292号 福井県越前市万代町12-18 レオパレスプロ グレス105 破産者 上平 清 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第736号 埼玉県所沢市大字下安松963番地の7、前住 所東京都清瀬市中里3丁目952番地11 破産者 新西 亮 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(フ)第762号 川崎市多摩区生田3丁目4番6-303号 破産者 松永加代子 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第751号 静岡市駿河区中島61番地の1 破産者 八木 仁美 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第303号 福井市免鳥町第22号74番地 悠和園、旧住所 福井市下江守町第28号10番地3 大町ハイツ 102号室 破産者 佐竹 繁和 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第765号 埼玉県所沢市西所沢1丁目26番1-602号 彩の森 破産者 植原 一貴 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(フ)第867号 川崎市宮前区菅生5丁目17番25号 アネック ス宮前平 202 破産者 深水 史郎 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第764号 静岡市葵区片羽町74番地 破産者 長谷川順一 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第2326号 札幌市北区北34条西7丁目1番7号 破産者 斎藤 義弘 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第798号 埼玉県狭山市大字北入曽755番地の1 1- 109 破産者 パソコンショップa b aこと 神山 学 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(フ)第947号 川崎市麻生区高石1丁目8番1号 セントヒ ルズ百合丘 201 破産者 柳原 綾斗 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第12号 静岡市駿河区馬渕4丁目12番52号 メゾンモ リモト101号 破産者 木村 晃才 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第192号 岩手県岩手郡雫石町御明神幅26番地2 破産者 川端 薫 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和6年(フ)第802号 埼玉県所沢市大字南永井1003番地の3 破産者 堀口 裕揮 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(フ)第5号 川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番13-301号 破産者 水上 秀宏 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第2548号 愛知県尾張旭市平子町西385番地 県営住宅 2-305 破産者 日野 唯奈 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第723号 埼玉県川越市大字笠幡4923番地12 破産者 藤沼 仁美 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(フ)第761号 川崎市多摩区生田3丁目4番6-303号 破産者 松永 智之 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第406号 静岡県焼津市上小杉887番地の105 破産者 戸塚 賢一 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和5年(フ)第1669号 大阪府大東市北条6丁目14番30号 スターブ ライト201号 破産者 北野日出生 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第4762号	岐阜市弁天町2丁目1番地2 (藤和シティホームズ本郷公園南603号室)、前住所大阪府豊中市寺内1丁目3番13-202号 破産者 太田 哲朗(旧姓南谷) 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第895号	兵庫県三田市下相野1225番地7 破産者 芝野 忠志 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第41号	兵庫県多可郡多可町八千代区仕出原5番地49 破産者 宮崎 史郎 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所社支部
令和6年(フ)第48号	兵庫県西脇市富吉南町68番地4 破産者 藤本 貴哉 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所社支部
令和6年(フ)第677号	岡山県赤磐市西軽部1196番地7 破産者 花岡 信夫 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第71号	山口県熊毛郡平生町大字大野南619番地の10 バンビひらおⅡ101号(前住所 山口県熊毛郡平生町大字大野北15番地の16) 破産者 藤原 猛 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所岩国支部
令和6年(フ)第72号	山口県熊毛郡平生町大字大野南619番地の10 バンビひらおⅡ101号(前住所 山口県熊毛郡平生町大字大野北15番地の16) 破産者 藤原 愛 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所岩国支部
令和6年(フ)第77号	山口県柳井市柳井318番地24 破産者 大田 宗 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所岩国支部
令和6年(フ)第25号	福岡市早良区梅林7丁目21番32-101号レオパレス Fukukufuku、開始決定時の住所熊本県阿蘇郡山村大字産山1764番地 破産者 井 健一郎 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係
令和6年(フ)第144号	鹿児島県霧島市国分福島1丁目26番38号 破産者 西原 芳明 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和6年(フ)第11号	鹿児島県霧島市福山町福山4782番地7 第2東牧之原団地402号、旧住所鹿児島県霧島市福山町福沢4690番地73 破産者 落合 純基 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和6年(フ)第20号	沖縄県宮古島市上野字宮国1542番地6 市営名嘉山団地B-202 破産者 砂川 静子 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和6年(フ)第109号	福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪101番地の1 グランドパレスウタガワ105号、前住所福島県会津若松市一箕町松長4丁目9番地の29 破産者 五十嵐 勉 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所平良支部
令和6年(フ)第21号	福島県喜多方市高郷町川井字下川井1540番地 破産者 大坂 光代 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和6年(フ)第61号	富山県高岡市福田六家205番地 シャンティーワン1A、開始決定時の住所富山県高岡市滝51番地 破産者 宮崎 信之 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ)第910号	京都府城陽市富野北角36番地の17 破産者 総合住宅リフォームHOSONOこと 細野 雅文 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係	
令和6年(フ)第244号	兵庫県尼崎市武庫町1丁目51番1-410号 破産者 上原 功 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第666号	兵庫県尼崎市西昆陽3丁目43-1-107、住民票上の住所兵庫県尼崎市若王寺2丁目34番1号 破産者 長尾 健治 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第702号	兵庫県尼崎市尾浜町2丁目24番12号 破産者 濱邊 好雄 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第703号	兵庫県尼崎市尾浜町2丁目24番12号 破産者 濱邊 明美 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和5年(フ)第184号	愛媛県伊予市上吾川甲54番地1 破産者 兵頭 巨樹 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	松山地方裁判所民事部
令和6年(フ)第85号	愛媛県松山市太山寺町823番地7 破産者 沢田亜希子 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	松山地方裁判所民事部
令和6年(フ)第376号	愛媛県松山市山越3丁目17-45 ピュアHIM EYAMA101、住民票上の住所愛媛県松山市安城寺町362番地2 破産者 梅林 未希 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	松山地方裁判所民事部
令和6年(フ)第163号	宮崎県東臼杵郡門川町平城西5番1号 県営平城団地6棟6-2号 破産者 村上 智美 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
	宮崎地方裁判所延岡支部
	免責許可決定
令和6年(フ)第221号	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷359番地2 バーハイアリシア201 破産者 片山 美保 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。
	長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第10号	長崎県佐世保市小佐世保町717番地7 破産者 審未 和孝 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。
	長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第12号	長崎県佐世保市南風崎町814番地 宮崎アパート6号 破産者 本城さよ子 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。
	長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和6年(フ)第382号	千葉県白井市南山1丁目9番1棟304号 破産者 白鳥 勝代 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。
	千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(フ)第397号	千葉県成田市三里塚265番地17 (ハイツKY 102) 破産者 森田 裕子 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。
	千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(フ)第403号	千葉県成田市不動ヶ岡2112番地13 (102) 破産者 鈴木 米治 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。
	千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(フ)第406号	千葉県成田市美郷町3丁目13番地22 (ふくわん5号館) 破産者 秋葉みづき 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 破産者について免責を許可する。
	千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第34号	栃木県宇都宮市上野町6064番地4 サニーハイツD102、前住所栃木県宇都宮市東岡本町742番地268 破産者 八木澤健一 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。
	宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第667号

埼玉県春日部市南5丁目5番62号 ダイトセゾンマンションⅡ-201号、旧住所東京都新宿区西落合4丁目24番5-201号
破産者 長谷川留美(旧姓佐々木)

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第744号

埼玉県吉川市きよみ野4丁目1番地5 ウッドパーク吉川きよみ野A-302号
破産者 平澤 貴幸
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第760号

埼玉県草加市氷川町2116番地20 フロールビル5-B号
破産者 畠中 悠司
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第764号

埼玉県越谷市東越谷5丁目12番地14 ボヌール東越谷203
破産者 西 町子
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第9号

埼玉県越谷市神明町3丁目330番地1 シャルム102
破産者 兜森 剛
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第21号

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西3丁目1番地
1 クレインフォレスト404
破産者 石橋 純子
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第24号

埼玉県春日部市西金野井1697番地7 アプリシティー101
破産者 田中 優太
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第28号

埼玉県越谷市大字船渡2108番地1
破産者 小早川和明
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第29号

埼玉県吉川市木売2丁目3番地5 エステートピア戸張Ⅲ208号
破産者 鈴木 敏弘
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第37号

埼玉県吉川市大字保734番地10 オレンジコート201号
破産者 沖崎奈緒子
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第39号

埼玉県越谷市北越谷2丁目19番12号 コアクリスト北越谷302
破産者 本間 咲輝
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第40号

埼玉県吉川市吉川団地5番14号306
破産者 岩井 修一
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第355号

千葉県船橋市宮本6丁目22番9号
破産者 鳥飼 昌子
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1355号

千葉県船橋市前原東3丁目5番3号 カナリヤハイム102号
破産者 葛生 和広

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1359号

千葉県市原市南国分寺台1-6-17、住民票上の住所千葉県市原市惣社1丁目4番地9
B

破産者 久保 朋彦
1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1723号

千葉市花見川区千種町220番地4 ルナ・ルーチェ203号、開始決定時の住所千葉県船橋市大穴北8丁目17番7号 レジデンス高根203号
破産者 大石 真一

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1860号

千葉県市川市平田1丁目18番4号 (レオネクスト柿の木202号)
破産者 高木 正弘

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1865号

千葉市中央区矢作町228番地15 ドミール・キ205号
破産者 松山 和宏(旧姓高橋)

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第72号

千葉県市原市五井2502番地 千代コーポ202
破産者 兼森 幸宏

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第401号

千葉県四街道市物井1569番地3 (グリーンハイムB105)
破産者 瀧澤 政信

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第414号

千葉県佐倉市表町4丁目15番8号 ルビナス303
破産者 松川 百恵

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第418号

千葉県佐倉市上志津原107番地2
破産者 尾上 哲

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第32号

熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺7936番地
破産者 井野 恵子

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和6年(フ)第32号

熊本県天草市楠浦町10364番地
破産者 原田あゆみ

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

令和7年(フ)第8号

鹿児島県霧島市国分清水2丁目9番1号 VIBRAS 206号室、旧住所鹿児島県出水市高尾野町唐笠木662番地5
破産者 宮武 京子

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第9号

鹿児島県霧島市隼人町小浜815番地1、前住所鹿児島市東千石町6番25号 Mフラットビル203号
破産者 中港 順一

1 決定年月日 令和7年4月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和6年(フ)第2102号 北海道江別市あけぼの町25番地の6 破産者 鎌田千恵子 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2291号 札幌市豊平区中の島1条1丁目7番11-206号 破産者 新開 徹 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2319号 札幌市厚別区厚別中央4条4丁目4番26-103号 破産者 南 美花 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2347号 札幌市厚別区厚別南3丁目4番6-206号 破産者 元井 健二 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2353号 札幌市北区北27条西14丁目2番3-402号 破産者 高野奈緒子 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2369号 札幌市北区北22条西8丁目2番8-105号 破産者 前川 新一 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2439号 札幌市中央区南8条西16丁目2番20号 コーポ前川2号 破産者 二川 和江 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第33号 札幌市白石区川下1条9丁目1番3-202号 破産者 黒川 勉 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第347号 青森市西大野1丁目10番地16、旧住所青森市西滝1丁目6番25号 メゾンテルミニ103 破産者 小川 和貴 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第5号 岩手県奥州市水沢字川口町31番地7 川口町貸家、旧住所岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根西地蔵野3番地2 アバンセA103号室 破産者 小山龍太郎 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所水沢支部
令和6年(フ)第263号 福島市松山町43番地の3エムキューブ松山南2階号室 破産者 伊藤 俊一 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所
令和6年(フ)第266号 福島市飯坂町湯野字暮坪11番地の30キャトルフィーユ101 破産者 斎藤 栄子(旧姓菊田) 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所
令和7年(フ)第10号 福島県二本松市榎戸1丁目20番地6 破産者 市川 直美 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所
令和6年(フ)第485号 茨城県那珂市鴻巣1363番地6 破産者 長谷川立晟 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所

令和6年(フ)第500号 茨城県水戸市大工町3丁目6番11号 みらい館 破産者 坂本 竜也 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第9号 茨城県水戸市黒磯町160番地 破産者 大石 瑶香 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和6年(フ)第93号 茨城県神栖市息栖2822番地115 イタリー遊Y101 破産者 菅谷 好美 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所麻生支部
令和6年(フ)第99号 茨城県神栖市深芝南3丁目1番地16 破産者 原田 博史 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所麻生支部
令和6年(フ)第107号 茨城県神栖市息栖1097番地 破産者 高安 秀信 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所麻生支部
令和7年(フ)第16号 栃木県佐野市堀米町3376番地、前住所栃木県佐野市奈良渕町304番地30 破産者 櫻井 均 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第17号 栃木県佐野市堀米町3376番地、前住所栃木県佐野市奈良渕町304番地30 破産者 櫻井 裕美 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第26号 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺987番地6 ホワイトハイツ201、前住所東京都豊島区南長崎5丁目31番11号 プラチナフォルム 東長崎502号 破産者 小林 和弥 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第36号 栃木県宇都宮市上籠谷町1382番地40、前住所栃木県宇都宮市西川田南1丁目42番6号 フルテット1号 破産者 田村 紗楓(旧姓素村) 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第57号 栃木県真岡市台町2313番地 破産者 大嶋奈津子 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第8号 群馬県伊勢崎市連取町3006番地1 マイム井上D102、旧住所群馬県伊勢崎市連取町3013番地13 破産者 辻 聰美 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第13号 群馬県前橋市本町2丁目6番12号 破産者 遠藤 姫花 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第14号 群馬県伊勢崎市連取元町218番地2 エディフィスク・T206、旧住所群馬県館林市緑町1丁目32番8号 破産者 神藤 浩平 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第25号

群馬県伊勢崎市太田町663番地5 県営住宅

138

破産者 新井 啓子

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第16号

群馬県太田市亀岡町548-1 レジデンス宮内A棟407号室、住民票上の住所群馬県太田市下田島町1243番地38

破産者 田島 智恵

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第17号

群馬県太田市大島町312番地1 大島市営住宅C-1714号

破産者 島田 克哉

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第18号

群馬県館林市大谷町1054番地の28 オリエンタルハイツ小林A-107

破産者 德持 春彦

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第19号

群馬県太田市東金井町929番地1 サンアイ

コーポA-203号

破産者 福田 広

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第20号

群馬県太田市下浜田町288番地1 ハイツサ

ンフラワー富岡103号、前住所群馬県太田市飯塚町753番地3

破産者 鈴木 恵梨

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第21号

群馬県太田市亀岡町229番地9、前住所群馬県太田市新田大根町1083番地7

破産者 前田沙弥香

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第290号

群馬県高崎市箕郷町白川99番地1

破産者 中山フジエ

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(フ)第2080号

埼玉県鴻巣市大間3丁目5番8-102号

フェアネス長島

破産者 後閑 美加

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第12号

さいたま市中央区下落合7丁目9番6号

コーポ岡塙105号

破産者 春山 末吉

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第19号

埼玉県久喜市上内478番地 わし宮団地2街区40棟405号

破産者 如澤 則男

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第33号

さいたま市岩槻区大字釣上新田750番地24

破産者 川上 範子

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第47号

さいたま市緑区東浦和2丁目58番地6 浦和

ハイツ1 405B

破産者 小澤 正明

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第48号

埼玉県志木市上宗岡3丁目2番8号 三原レジデンス 106号

破産者 日下 詩織

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第69号

埼玉県鴻巣市滝馬室941番地3 ルピナス

301

破産者 佐藤 洋介

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第86号

埼玉県上尾市中妻一丁目5番地12、旧住所埼玉県川越市清水町4番地11 サンリッヂハイム101号室

破産者 高嶋 豊

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第878号

埼玉県所沢市並木8丁目1番地5-511

破産者 松田 利彦

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第5号

埼玉県日高市大字下鹿山494番地 こま川団地 1街区23棟501号

破産者 大川 博

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第23号

埼玉県川越市大字藤間343番地2 (エクラ

シア川越藤間)、前住所埼玉県川越市大字的場827番地1 (エクラシア川越伊勢原212号室)

破産者 千葉 洋子

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第1631号

千葉市若葉区桜木北3丁目20番35号 新やすらぎの会

破産者 木村 幸仁

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1822号

千葉市稻毛区穴川3丁目3番24号 ベルフルラット109号

破産者 後藤 一浩

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1839号	千葉県浦安市今川1丁目7番3号 破産者 PALLASIGUE MARITE S DIZON(パリアシグエ マリテス デイゾン) 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1844号	千葉県市原市西国吉1644番地22 破産者 渡邊絵美衣 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1849号	千葉県市川市新井3丁目12番18-205号(シティハイム市川) 破産者 鹿野 晴彦 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1852号	千葉県習志野市袖ヶ浦3丁目6番1-101号 破産者 和田 弘 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1859号	千葉県船橋市飯山満町3丁目1540番地46 グリーンヒルズ101号 破産者 和智 健二 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1883号	千葉市美浜区高浜1丁目15番6棟306号 破産者 黒田 美緒 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第11号	千葉県船橋市小室町3300番地 レインボーアウス1-304号 破産者 山口 夕子 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第12号	千葉市中央区星久喜町1200番地1 スターハイツA203号 破産者 川原かづえ 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第22号	千葉市若葉区西都賀2丁目19番9号 KA都賀104号 破産者 鈴木 智明 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第24号	千葉県八千代市大和田270番地88 破産者 NAGAYOSHI MARYLEN SALTING(ナガヨシ マリレン サルティング) 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第26号	千葉県市川市行徳駅前3丁目1番7号(ホトコーエー2-204号) 破産者 中野 雅人 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第30号	千葉市中央区生実町1991番地3 クレストオーミ101号 破産者 上原 駿 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第45号	千葉県浦安市北栄4丁目17番30-205号 アジリア浦安 破産者 萩原 裕太 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第45号	千葉市中央区星久喜町1200番地1 スターハイツA203号 破産者 川原かづえ 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第4号	青森県南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西森越64番地 破産者 浅利真由美 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部
令和6年(フ)第108号	岩手県花巻市東和町土沢5区198番地 破産者 駒場 佳和 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所花巻支部
令和6年(フ)第112号	岩手県北上市村崎野15地割278番地7 白鷺B棟103号、旧住所岩手県北上市川岸3丁目11番3号 ポルテ川岸18号 破産者 高橋 紫緒 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所花巻支部
令和6年(フ)第122号	岩手県花巻市上町12番12号 ブルージュ203号 破産者 熊谷 利将 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所花巻支部
令和6年(フ)第112号	仙台市若林区荒井東2丁目1番地の1 荒井東市営住宅1棟418 破産者 玉田 紗江 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1352号	仙台市青葉区台原5丁目5番9号 ハイツシャルマン102 破産者 青木 由美 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1354号	仙台市泉区市名坂字町15番地 熊谷マンション103 破産者 工藤 丈晴 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第10号	宮城県大崎市古川大幡字月蔵173番地1 ル・シェールⅡ 2号棟、従前の住所宮城県大崎市岩出山宇浦小路62番地5 破産者 丸森 裕樹 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第1号	宮城県加美郡加美町宮崎字町9番地2、従前の住所宮城県加美郡加美町字新小路18番地5 破産者 遠藤 拓人 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第15号	宮城県栗原市築館字留場桜町123番地1 宮忠莊2号、従前の住所宮城県栗原市築館伊豆2丁目10番32-5号 エレガント宮忠3号 破産者 白鳥 永夫 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係

令和6年(フ)第271号 秋田市飯島字葉師160番地5 破産者 二田 雪絵 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第284号 秋田市下北手松崎字大沢田105番地 県営住宅R4-102号 破産者 辰柳 康平 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1号 秋田県潟上市天王字上北野61-20 サクラーレB101号、住民票上の住所秋田市新屋松美ガ丘南町6番27号 破産者 千貝優姫乃 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3号 秋田県南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺25番地 破産者 草皆 義行 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第80号 群馬県みどり市大間々町大間々1871番地11 破産者 水野 浩平 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部
令和7年(フ)第2号 群馬県みどり市笠懸町鹿2543番地5 破産者 吉川 昭男 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部
令和6年(フ)第710号 埼玉県ふじみ野市上福岡1丁目9番29号 フレッチャーズ207 破産者 海老原隼人 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第890号 埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘4丁目1番9-405号 グリーンタウン松ヶ丘、前住所北海道札幌市南区藤野2条12丁目6番6-201号 破産者 山田 清 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(フ)第694号 神奈川県秦野市西田原46番地の1 ラ・ファミーエ 201号 破産者 片岡 結菜 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第720号 神奈川県小田原市酒匂4丁目1番18-224号 県公社酒匂住宅2号棟 破産者 佐藤ヴィルマこと サトウ ヴィルマ マルフィル (S A T O V I L M A M A R F I L) 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第9号 神奈川県愛甲郡愛川町中津7369番地 ハイツ相武202 破産者 伊藤智世恵 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第17号 相模原市中央区上溝3120番地27 サンホワイト上溝203 破産者 楠本 昌宏 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第21号 相模原市南区下溝90番地 破産者 櫻山 孝子 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第366号 金沢市押野2丁目217番地4 破産者 石黒 重樹 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第375号 金沢市三十苅町丙127番地 県営住宅5棟6号 破産者 小西 幸代 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第377号 金沢市粟崎町丙27番地7 破産者 新田 芳子 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第8号 長野市大字稻葉2307番地 すずらん中千田、旧住所長野市大字鶴賀57番地1 七瀬ハイツ501号 破産者 宮腰恵美子 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第78号 長野県諫訪郡富士見町落合10784番地1 シャトー白樺C-202 破産者 溝口 友美 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所諫訪支部
令和6年(フ)第87号 長野県諫訪市大字湖南4252番地 破産者 矢嶋 愛(旧姓船原) 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所諫訪支部
令和6年(フ)第295号 静岡県富士市大淵2213番地の468 破産者 藤原 秀雄 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第250号 三重県津市上浜町6丁目201番地3 サンシャトー上浜103号 破産者 徳田基美葉 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和6年(フ)第257号 三重県津市久居北口町1065番地9 北口団地A102号 破産者 木高士磨雄 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和6年(フ)第264号 三重県津市河芸町一色2620番地2 破産者 中島 孝広 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第6号 三重県龜山市住山町590番地1 養護老人ホーム清和の里 破産者 名倉 慶子 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第4号 三重県伊勢市船江3丁目21番54号 グランマール壱番館101号室 破産者 井阪 由美 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第2号 和歌山県西牟婁郡白浜町1726-63 わかまつ寮308号室、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町栄978番地の4 破産者 深見 晃生 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部
令和6年(フ)第108号 島根県出雲市塩冶町1408番地5 市営祥雲荘住宅441 破産者 大後 拓磨 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部

令和6年(フ)第388号
岡山県倉敷市船穂町船穂6100番地1 市営才ノ神グリーンパレス団地101号室、前住所岡山県倉敷市上富井52番地12 ウィンダムガーデンII B-102号室
破産者 西山真知子
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第390号
岡山県倉敷市西阿知町西原936番地 ラフィーネ西阿知C棟
破産者 小口 紗子
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第404号
岡山県倉敷市酒津2341番地1、転居前の住所福岡県久留米市櫛原町99番地8 クレールメゾン櫛原402号
破産者 熊田原伊代
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第407号
岡山県倉敷市田ノ上1090番地1 グランドール大山102
破産者 湯浅 直美
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第411号
岡山県総社市門田932番地12
破産者 伊藤俊結こと ITO WILSON TOSHIYUKI
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第412号
岡山県総社市門田932番地12
破産者 ITO JEANE TAKAKI
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第1号
岡山県倉敷市連島町西之浦626番地29、前住所岡山県倉敷市連島町鶴新田778番地1
ラ・セレー／ノ 101
破産者 小松 沙織(旧姓寺沢)
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第17号
岡山県倉敷市玉島乙島6363番地11
破産者 木村紗智子
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第21号
岡山県倉敷市中畠4丁目9番15号 オークス金子A205、転居前の住所岡山県美作市竹田2130番地
破産者 室井 卓
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第23号
岡山県倉敷市福田町福田46番地2 ミリアンヒルズB101
破産者 武山光子こと 金 鐘伊
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第129号
岡山県津市山宮尾164番地1
破産者 淩圖麻依子
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部
令和6年(フ)第282号
広島県福山市西深津町2丁目14番27-5号
MKウイングB202、旧住所広島県呉市西愛宕町13番7号
破産者 西島 誠二
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第285号
広島県福山市赤坂町大字早戸377番地1
破産者 井手之上龍介

1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第293号
広島県福山市御幸町大字中津原1757番地4
破産者 片山 素樹
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第299号
広島県神石郡神石高原町福永4373番地1 殿敷住宅7-1
破産者 栗田 翔太
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第302号
広島県福山市春日町6丁目15番7号 A202、旧住所兵庫県姫路市三左衛門堀西の町38番地
破産者 形山 正二
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第306号
広島県福山市南蔵王町3丁目4番25-103号
破産者 原田 悟
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第310号
広島県福山市御幸町大字森脇77番地7
破産者 石田小百合(旧姓田中)
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第11号
広島県福山市坪生町南1丁目2番7号
破産者 林 亮一
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第347号
徳島県徳島市三軒屋町東59番地 エスキス三軒屋101号室
破産者 藤本 鉄雄
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那霸地方裁判所平良支部
令和6年(フ)第348号
徳島県板野郡北島町高房字東中道9番地1マスターズエル北島18 202号
破産者 笹川美佐緒
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部
令和6年(フ)第400号
香川県高松市香南町由佐620番地51
破産者 香西真由美
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第1号
長崎県平戸市生月町館浦271番地
破産者 平松 剛士
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係
令和6年(フ)第603号
大分市大字片島字舟橋790番地1、住民票上の住所大分市大字片島781番地
破産者 穴見久美子
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第1号
大分県別府市楠町12番15号
破産者 江藤 隆昭
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第15号
大分県別府市天満町7番31号
破産者 永野 彰男
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第4号
沖縄県宮古島市上野字新里1090番地5
破産者 泉二 美奈
1 決定年月日 令和7年4月10日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那霸地方裁判所平良支部

令和7年(フ)第48号
 千葉県八千代市米本1359番地 米本団地5街区9棟502号
 破産者 菅原 孝志
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第49号
 千葉市緑区大椎町1251番地59
 破産者 神田 克則
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第50号
 千葉県船橋市夏見台1丁目20番2棟204号
 破産者 小南 有紗
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第69号
 千葉市中央区都町6丁目17番17号 ツルオカハイツ101号
 破産者 木戸 誉
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第74号
 千葉県市川市菅野2丁目1番3号(ティーズフラット206号)
 破産者 小倉真理亞
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第81号
 千葉県船橋市宮本3丁目6番7号 バレクレール501号
 破産者 家田 侑樹
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第683号
 相模原市中央区水郷田名2丁目14番5-301号
 破産者 中野 瑛麻
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第4号
 相模原市南区新戸2498番地1 ファミール202
 破産者 天野 京香(旧姓中島・阿部)
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第19号
 相模原市中央区下九沢727番地 県公社団地11-1125
 破産者 鬼多見由加理
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第30号
 相模原市緑区小渕1814番地7
 破産者 小林 千愛
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第31号
 神奈川県座間市南栗原5丁目10番3号 コーポ雅203号
 破産者 佐藤 誠
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第49号
 神奈川県座間市相模が丘3丁目68番14号
 破産者 高橋 力ヨ
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第700号
 神戸市長田区前原町1丁目2番17号 増谷文化2号
 破産者 児童 大成
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第849号
 神戸市中央区中山手通7丁目29番12号 ロイヤル中山手1B、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町1丁目21番12号 201号
 破産者 大西 祐眞

1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第855号
 神戸市垂水区桃山台1丁目17番地 3-205号
 破産者 大月 香織
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第859号
 神戸市長田区本庄町5丁目4番7号 202号
 破産者 俵英二こと 表 英二
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第864号
 神戸市兵庫区羽坂通4丁目2番3号 ヴィレッジバンガード701
 破産者 達川美由喜こと 徐 美由喜
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第868号
 神戸市東灘区魚崎南町1丁目4番17-304号
 破産者 亀田 鈴香
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第877号
 兵庫県三木市別所町高木671番地の1 ライゼハイム104号
 破産者 青山 寿夫
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第881号
 神戸市北区鈴蘭台北町7丁目21番14-206号
 破産者 潟ノ内龍昭
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第886号
 神戸市垂水区舞子坂2丁目4番29号
 破産者 竹内 雅恵
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第910号
 神戸市中央区楠町6丁目2番3-701号
 破産者 糸賀 翔平
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第936号
 兵庫県三木市岩宮104番地 小西アパート1号
 破産者 前田 俊雄
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第968号
 神戸市兵庫区東山町1丁目12番10号
 破産者 岩田野乃花
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第986号
 神戸市垂水区塩屋台2丁目11番7号
 破産者 小橋 比菜
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1049号
 神戸市北区鹿の子台北町4丁目22番11-3号
 破産者 森 瑞希
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1062号
 神戸市灘区都通3丁目3番7号 クイーンズコート西灘101、従前の住所神戸市灘区新在家南町4丁目9番18号 フラット灘南501
 破産者 長谷川秋子
 1 決定年月日 令和7年4月9日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1073号
神戸市東灘区北青木1丁目2番7-403号
破産者 楠木 将典
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1095号
神戸市長田区久保町2丁目1番5号 黒田ハイツ102号
破産者 築山 隆一
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1122号
神戸市須磨区松風町3丁目1番2-210号
破産者 岡本 順文
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1148号
神戸市中央区中山手通1丁目25番3-403号
破産者 GAO JIANZHI 高 建智
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1175号
愛媛県宇和島市保手4丁目4番10号、開始決定時の住所神戸市中央区生田町3丁目3番21-202号
破産者 住 倫太朗
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1180号
神戸市須磨区横尾4丁目1番地14号棟805号
破産者 大保 実
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1184号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の16 市営夢野台住宅2-206号
破産者 野村 文敏
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3号
神戸市兵庫区大開通8丁目2番1-317号
破産者 大鋸 計予
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第4号
神戸市兵庫区西橋通2丁目1番3号 603
破産者 大野 充博
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第7号
神戸市中央区下山手通7丁目18番1-904号
破産者 岡本 由香
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第11号
神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番1-408号
破産者 尾中 裕二
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第12号
神戸市北区西山1丁目29番地の1 林方
破産者 細川真由美(旧姓不老)
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第17号
神戸市兵庫区水木通1丁目4番17-402号
破産者 寺田マチ子
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第18号
神戸市東灘区本山南町2丁目12番6-503号
破産者 福井 輝
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第22号
神戸市垂水区南多聞台6丁目1番201号
破産者 野田美也子
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第28号
神戸市垂水区塩屋町9丁目14番3号 ソルトインハイツ202号、従前の住所神戸市垂水区青山台8丁目1番2-1310号
破産者 内倉紀美代
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第34号
神戸市兵庫区湊川町7丁目4番7-303号
破産者 池内実紀子
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第43号
神戸市兵庫区福原町16番7-502号
破産者 仲田 直司
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第45号
兵庫県三田市武庫が丘4丁目9番地 グリーンハイツ2棟406号、従前の住所兵庫県三田市富士が丘3丁目5番地 1007号
破産者 松野木政隆
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第657号
兵庫県西宮市生瀬東町18番11号
破産者 坂本 早紀
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第680号
兵庫県西宮市花の峯7番9号
破産者 泉 ケン
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第686号
兵庫県尼崎市東難波町5丁目3番8-302号、前住所兵庫県尼崎市昭和南通5丁目71番地の2 昭和マンション201
破産者 葛 多美子
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第689号
兵庫県芦屋市上宮川町5番1-403号
破産者 藤川 美枝
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第690号
兵庫県尼崎市富松町4丁目29番12号松田ハイツ101、前住所兵庫県尼崎市御園1丁目8番58-502号
破産者 西山かおる
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第691号
兵庫県尼崎市富松町4丁目29番12号松田ハイツ101、前住所兵庫県尼崎市御園1丁目8番58-502号
破産者 西山 俊廣
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第693号
兵庫県尼崎市立花町3丁目23番1-608号
破産者 福田 英明
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第699号
兵庫県尼崎市大庄西町4丁目3番6-404号
破産者 中谷 純子
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第736号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町3丁目17番30—
207号
破産者 金城 清順
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第770号
兵庫県尼崎市大島1丁目10番10号シャーメゾンLEAF201号
破産者 明山 美七
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第2号
愛媛県四国中央市新宮町馬立458番地
破産者 石川 和也
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第15号
長崎県佐世保市新田町157番地1 ビューラー山本206号室
破産者 福田有希也
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第5号
熊本県荒尾市川登1793番地9 D-Dハウス
1号
破産者 武田 寿子
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部
令和6年(フ)第480号
鹿児島市南林寺町7番9号
破産者 玉島 恵
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和6年(フ)第164号
鹿児島県霧島市福山町福山5556番地2
破産者 有村ひとみ
1 決定年月日 令和7年4月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第12号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町黒木1311番地
破産者 西堂路珠莉亞

- 1 決定年月日 令和7年4月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和6年(フ)第305号
沖縄県うるま市字喜屋武134番地7
破産者 德田 善雄

- 1 決定年月日 令和7年4月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(フ)第318号
沖縄県宜野湾市長田1丁目9番19-102号
マンション長田
破産者 仲松智恵美

- 1 決定年月日 令和7年4月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(フ)第325号
沖縄県沖縄市南桃原4丁目34番3号 玉元ア
パートT-D
破産者 宮城 和明

- 1 決定年月日 令和7年4月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(フ)第329号
沖縄県うるま市みどり町5丁目21番11-205
号 グリーンハイツ
破産者 小嶺 梨乃(旧姓宮城)

- 1 決定年月日 令和7年4月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**小規模個人再生による再生計
画認可**

令和6年(再イ)第278号
東京都台東区橋場2-12-7
再生債務者 山東 幸子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和6年12月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月8日

令和6年(再イ)第431号
東京都板橋区板橋1-49-4-302
再生債務者 太田 恭輔

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月8日 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第452号
東京都北区赤羽西4-54-5
再生債務者 神 佑太郎

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月8日 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第4号
茨城県神栖市大野原1丁目9番10号 サンク・クレールC203
再生債務者 和田 真一

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月9日 水戸地方裁判所麻生支部

令和6年(再イ)第25号
島根県安来市切川町1290番地4
再生債務者 米田 美奈

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月8日 松江地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第12号
大分県中津市大字湯屋457番地1
再生債務者 岡崎 文哉

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月9日

大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和6年(再イ)第11号

長野県松本市庄内2丁目7番45号
再生債務者 中條 昌信

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月10日 長野地方裁判所松本支部

令和6年(再イ)第6号

秋田県能代市字不老岱39番地5
再生債務者 佐々木公平

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月7日 秋田地方裁判所能代支部

令和7年(再イ)第1号

兵庫県明石市大蔵天神町7番19号
再生債務者 香月 義暢

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月9日

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和6年(再イ)第29号

鳥取県米子市観音寺新町3丁目1番7-1003号
再生債務者 吉田 恵

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月10日 鳥取地方裁判所米子支部

令和6年(再イ)第67号 鹿児島市宇宿9丁目35番18号 再生債務者 松川 典敬 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月1日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月7日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 令和6年(再イ)第47号 埼玉県三郷市彦成3丁目13番16-206号 再生債務者 川崎 麻実 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月2日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月9日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和6年(再イ)第112号 神戸市東灘区御影中町7丁目4番3号 グランソル御影301号 再生債務者 湯木 智也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月2日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月9日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和6年(再イ)第19号 沖縄県中頭郡読谷村字波平1639番地12 2F 再生債務者 大谷 真美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月2日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月9日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和6年(再イ)第466号 東京都品川区東大井5-1-18-503 再生債務者 伊藤 仁美	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月8日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(再イ)第65号 川崎市中原区下小田中2丁目12番10-301号 再生債務者 杉山 新 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月9日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和6年(再イ)第16号 長野県諏訪市大字中洲2700番地1 再生債務者 寺田 里奈 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月10日 長野地方裁判所諏訪支部 令和6年(再イ)第45号 静岡県富士市大淵2449番地の94 再生債務者 森重まり子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月10日 静岡地方裁判所富士支部破産係 令和6年(再イ)第333号 愛知県知多市八幡字新道59番地の572 再生債務者 近藤 恵美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月9日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(再イ)第23号 長崎県佐世保市指方町1750番地1 再生債務者 長与 洋平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月10日 横浜地方裁判所相模原支部 令和6年(再イ)第50号 相模原市中央区上溝1631番地29 再生債務者 田中 太地 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月9日 横浜地方裁判所相模原支部 令和6年(再イ)第17号 長野県茅野市玉川1675番地20 再生債務者 和田 美香 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月10日 長野地方裁判所諏訪支部 令和6年(再イ)第117号 堺市堺区戎島町3丁22番地4 (1005号) 再生債務者 山本 剛士 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月9日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和6年(再イ)第80号 栃木県日光市板橋162番地129 再生債務者 加藤 崑人 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月8日 宇都宮地方裁判所第1民事部
---	--

令和6年(再イ)第564号	大阪市淀川区十三東1丁目10番2号 ブエナビスタ十三東802号 再生債務者 野口 人志
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月9日	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第19号	愛媛県松山市空港通2丁目16番26号 M・ラバーズデー303号 再生債務者 矢野 和広
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月10日	松山地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第202号	札幌市豊平区平岸3条11丁目2番18-402号 再生債務者 清水 聰子
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月10日	札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(再イ)第37号	千葉県白井市西白井1丁目7番地37 再生債務者 相馬 貴嗣
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月10日	千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(再イ)第71号	静岡県藤枝市高柳3丁目8番23号 再生債務者 鈴木 陽介

令和6年(再イ)第580号	大阪市東淀川区豊新1丁目13番20号 プレアール上新庄IV 202号 再生債務者 原田 誠
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月10日	静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ)第63号	愛知県刈谷市小垣江町水附43番地9 再生債務者 佐藤比斗史
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月10日	名古屋地方裁判所岡崎支部
令和6年(再イ)第452号	大阪府枚方市北中振1丁目4番3号 再生債務者 中川 弘基
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月10日	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第1号	兵庫県多可郡多可町加美区三谷645番地1 再生債務者 ログハウス西村屋こと 西村 久志
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月9日	神戸地方裁判所社支部
令和6年(再イ)第28号	鳥取県米子市花園町36番地1 303号 再生債務者 平尾 友道
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月9日	名古屋地方裁判所岡崎支部
令和6年(再イ)第515号	大阪市平野区長吉長原東2丁目8番36-1111号 再生債務者 長瀬 有紀
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月9日	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第556号	大阪市東淀川区小松3丁目11番14号 再生債務者 松永 恭子
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月9日	佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(再イ)第1号	熊本県阿蘇郡高森町大字高森1706番地 天神宿舎203 再生債務者 北野 一美
1 主文 本件再生計画を認可する。	
2 理由の要旨 令和7年4月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	
令和7年4月10日	松山地方裁判所民事部

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

令和7年4月1日

厚生労働省共済組合代表者

厚生労働大臣 福岡 資麿

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、変更前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で変更後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

変 更 後			変 更 前			
(短期給付)			(短期給付)			
第16条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第31条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第1項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第8号から <u>第10号の5</u> までに掲げる給付は、行わない。			第16条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第31条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第1項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第8号から <u>第10号の3</u> までに掲げる給付は、行わない。			
(掛金及び負担金の額)			(掛金及び負担金の額)			
第32条 法第99条第2項第1号、第2号及び第4号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第1項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第1項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護保険第2号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の5第2項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の2の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第2号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。			第32条 法第99条第2項第1号、第2号及び第4号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第1項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第1項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護保険第2号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の5第2項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の2の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第2号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。			
組合員の種別	掛 金 率		負 担 金 率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	
長期組合員	45.96 1,000	1.27 1,000	<u>13.11</u> <u>1,000</u>	45.96 1,000	1.27 1,000	<u>13.11</u> <u>1,000</u>
短期組合員	45.96 1,000	1.27 1,000	<u>13.11</u> <u>1,000</u>	45.96 1,000	1.27 1,000	<u>13.11</u> <u>1,000</u>
任意継続組合員	91.92 1,000	2.54 1,000	<u>26.22</u> <u>1,000</u>			

2 法第99条第6項又は第125条の規定による専従職員である組合員に係る職員団体又は組合職員である組合員に係る組合が負担すべき負担金（長期給付に係るものを除く。）の額は、次の表に掲げる組合員の種別に応じてそれぞれ当該組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に同表に掲げる負担金率（介護保険第2号被保険者の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る負担金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	45.96 1,000	1.27 1,000	13.11 1,000
短期組合員	45.96 1,000	1.27 1,000	13.11 1,000

3 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中 $\frac{45.96}{1,000}$ とあるのは $\frac{1.03}{1,000}$ とする。

[4・5 略]

別表

支部名	支 部 長	支部が管轄する機関	支部所在地
厚生労働本省支部	[略]	厚生労働本省（中央労働委員会（地方事務所を除く。）並びに独立行政法人労働者健康安全機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所及び国立健康危機管理研究機構を含む。） 内部部局 大臣官房 医政局 健康・生活衛生局 医薬局 労働基準局 職業安定局 雇用環境・均等局 社会・援護局 老健局 保険局 年金局 人材開発統括官 政策統括官 中央労働委員会（地方事務所を除く。）	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

2 法第99条第6項又は第125条の規定による専従職員である組合員に係る職員団体又は組合職員である組合員に係る組合が負担すべき負担金（長期給付に係るものを除く。）の額は、次の表に掲げる組合員の種別に応じてそれぞれ当該組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に同表に掲げる負担金率（介護保険第2号被保険者の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る負担金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	45.96 1,000	1.27 1,000	8.79 1,000
短期組合員	45.96 1,000	1.27 1,000	8.79 1,000

3 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中 $\frac{45.96}{1,000}$ とあるのは $\frac{1.22}{1,000}$ とする。

[4・5 同左]

別表

支部名	支 部 長	支部が管轄する機関	支部所在地
厚生労働本省支部	[同左]	厚生労働本省（中央労働委員会（地方事務所を除く。）、独立行政法人労働者健康安全機構を含む。） 内部部局 大臣官房 医政局 健康・生活衛生局 医薬局 労働基準局 職業安定局 雇用環境・均等局 社会・援護局 老健局 保険局 年金局 人材開発統括官 政策統括官 中央労働委員会（地方事務所を除く。）	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[項を削る。]

[略]	[略]	[略]	[略]
九州厚生局支部	九州厚生局長	九州厚生局 福岡検疫所（支所、出張所を含む。） 那覇検疫所（支所、出張所を含む。）	福岡県福岡市博多区博多駅前 九州厚生局内

[項を削る。]

[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

- 1 この変更は、令和7年4月1日から施行する。
 2 変更後の第32条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構公告

学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成26年規則第1号）の一部を改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第2項の規定に基づき下記のとおり公示する。

令和7年4月24日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 服部 泰直
記

学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成26年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「審査及び試験」とあるのは「審査」との下に「、同規則第7条中「6月以内」とあるのは「9月以内」と」を加える。

附則（令和7年3月4日）

この規則は、令和7年3月4日から施行する。

ただし、改正後の第5条は、令和6年度10月期申請の学位授与に係る審査より適用する。

国立感染症研究所支部	国立感染症研究所長	国立感染症研究所（支所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所を含む。）	東京都新宿区戸山 国立感染症研究所内
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
九州厚生局支部	九州厚生局長	九州厚生局 福岡検疫所（支所、出張所を含む。）	福岡県福岡市博多区博多駅前 九州厚生局内
九州厚生局沖縄分室支部	九州厚生局沖縄分室長	九州厚生局沖縄分室 那覇検疫所（支所、出張所を含む。）	沖縄県那覇市樋川 九州厚生局沖縄分室内

第51回下水道技術検定実施公告

日本下水道事業団公告第2号

日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第4条第3項の規定に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を次のとおり実施するので公告する。

令和7年4月24日

日本下水道事業団理事長 黒田 憲司

1 検定の区分

技術検定は、次の表の検定区分に従い、同表の検定技術を対象として行う。

検定区分	検定技術
第1種技術検定	計画設計（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画及び第25条の23第1項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。）を行うために必要とされる技術

第2種技術検定	実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）及び下水道の設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術
第3種技術検定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術

2 試験科目及び試験の方法

技術検定は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の検定区分に従い、同表の試験科目について、それぞれの試験の方法により行う。

検定区分	試験科目	試験の方法
第1種技術検定	下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式及び記述式
第2種技術検定	下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式
第3種技術検定	下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規	多肢選択式

- 3 技術検定の実施期日
令和7年11月9日（日）
- 4 技術検定の実施場所
札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市
- 5 受検資格
受検資格について制限はない。
- 6 受検手続
 (1) 原則、電子申請による
受検手続に必要な事項は、令和7年5月7日（水）から日本下水道事業団のホームページ（<https://www.jswa.go.jp>）に掲載する。
 (2) 申込受付期間
申込受付期間は、令和7年6月16日（月）から同年7月16日（水）までとする。
- 7 検定手数料及びその納付方法
受検を希望する者は、検定手数料として下記の金額を納付すること。
なお、一度納付された検定手数料は返還しない。
 ① 第1種技術検定 12,300円（税込）
 ② 第2種技術検定 9,200円（税込）
 ③ 第3種技術検定 9,200円（税込）
検定手数料の納付方法は次のとおりである。
クレジット決済、コンビニ支払いなど日本下水道事業団のホームページに掲載する決済方法によって納付すること。
- 8 合格者の発表
令和7年12月17日（水）に第2種、第3種技術検定、令和8年2月4日（水）に第1種技術検定の合格者の受検番号を日本下水道事業団のホームページに掲載するとともに、合格者本人にメールで通知する。また、日本下水道事業団研修センターの庁舎内に合格者の受検番号を掲示する。
- 9 その他
 (1) 地震・台風等の災害、感染症のまん延等により、技術検定等試験の中止等の措置を講じることもある。試験実施に関する情報については、日本下水道事業団ホームページ等に掲載するので、必ず確認すること。
 (2) 合格者には、下水道法第22条（第25条の30において準用する場合を含む。）の資格取得について、特例が適用される。

- (3) 受検手続その他受検に関する問い合わせは、日本下水道事業団研修センター管理課（電話048-421-2076）あてにすること。
 (4) 技術検定の詳細については、当事業団ホームページを参照すること。

第39回下水道管理技術認定試験実施公告

日本下水道事業団公告第3号

日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第26条第1項第11号の規定に基づき、下水道管理技術認定試験を次のとおり実施するので公告する。

令和7年4月24日

日本下水道事業団理事長 黒田 憲司

1 試験の区分

管理技術認定試験は、次の表の試験区分に従い、同表の試験技術を対象として行う。

試験区分	試験技術
管路施設	管路施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術

2 試験科目及び試験の方法

管理技術認定試験は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の試験区分に従い、同表の試験科目について、多肢選択式により行う。

試験区分	試験科目
管路施設	工場排水、維持管理、安全管理及び法規

3 試験の実施期日

令和7年11月9日（日）

4 試験の実施場所

札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

5 受験資格

受験資格について制限はない。

6 受験手続

(1) 原則、電子申請による

受験手続に必要な事項は、令和7年5月7日（水）から日本下水道事業団のホームページ（<https://www.jswa.go.jp>）に掲載する。

(2) 申込受付期間

申込受付期間は、令和7年6月16日（月）から同年7月16日（水）までとする。

- 7 試験手数料及びその納付方法
受験を希望する者は、試験手数料として9,200円（税込）を納付すること。

なお、一度納付された試験手数料は返還しない。

試験手数料の納付方法は次のとおりである。

クレジット決済、コンビニ支払いなど日本下水道事業団のホームページに掲載する決済方法によって納付すること。

8 合格者の発表

令和7年12月17日（水）に、合格者の受験番号を日本下水道事業団のホームページに掲載するとともに、合格者本人にメールで通知する。

また、日本下水道事業団研修センターの庁舎内に合格者の受験番号を掲示する。

9 その他

(1) 地震・台風等の災害、感染症のまん延等により、技術検定等試験の中止等の措置を講じることもある。試験実施に関する情報については、日本下水道事業団ホームページ等に掲載するので、必ず確認すること。

(2) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、日本下水道事業団研修センター管理課（電話048-421-2076）あてにすること。

(3) 試験の詳細については、当事業団ホームページを参照すること。

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1 処分をした弁護士会 神奈川県弁護士会

2 処分を受けた弁護士

氏名 加藤 隆

登録番号 63030

事務所 神奈川県横浜市中区元町4-168

BIZcomfort元町ビル3階-12

加藤法律不動産鑑定事務所

3 処分の内容 戒告

4 処分が効力を生じた年月日

令和7年3月24日

令和7年4月9日 日本弁護士連合会

裁決取消訴訟の判決確定の公告

第二東京弁護士会が同会所属弁護士中山雅雄会員（登録番号28947）に対してなした懲戒処分（戒告・令和5年10月25日告知）につき、本会がこれ

に対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（令和6年9月17日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、令和7年2月13日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決がなされ、同判決は同年3月4日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第7号の規定により公告する。

令和7年4月9日 日本弁護士連合会

企業年金基金変更公告

九電工グループ企業年金基金の事務所所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により、次の通り公告する。

1 新事務所の所在地 福岡県福岡市南区那の川1丁目24-1

2 旧事務所の所在地 福岡県福岡市中央区高砂2丁目10番1号

3 変更年月日 令和7年4月7日
令和7年4月24日

九電工グループ企業年金基金
理事長 南里 昭男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、年齢70歳～80歳位、身長171cm、体格中肉、無精ひげ

上記の者は、令和7年1月19日午前11時20分頃、東京都板橋区板橋四丁目50番1号にて、遺体として発見されたもの。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管しております。保管期間経過後は合葬いたします。心当たりの方は、板橋区役所福祉部生活支援課までお申し出ください。

令和7年4月24日

東京都 板橋区長 坂本 健

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・推定年齢不詳の人骨遺体、死後10年以上と推定

上記の者は、令和6年9月15日、岡山市中区沢田145番地1つ目の屋敷に南約100メートル先の墓地で発見されました。死因は不明。身元不明のため火葬に付し、遺骨は、岡山市無縫精靈供養堂に保管しておりますので、心当たりの方は当市福祉援護課まで申し出てください。

令和7年4月24日

岡山県 岡山市長 大森 雅夫

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
北海道室蘭市中島町二丁目一七番一五号
第2小がねビル1F 有限会社興和企業

清算人 杉本 阜斗

解散公告

当法人は、令和七年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
北海道夕張市南清水沢一丁目一二三番地
公益社団法人夕張市シルバーパー人材センター

代表清算人 酒井 四朗
代表清算人 村上 幸雄
代表清算人 清野 節子
代表清算人 高橋 満
代表清算人 舘 トミ子
代表清算人 矢本 文章
代表清算人 今 真弓

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
宮城県石巻市鹿又字嘉右衛門三四五番地

ワーカ&スタディ株式会社
代表清算人 加藤 武

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
宮城県石巻市清水町一丁目九番八一九号

株式会社ホームプラン
代表清算人 伊藤 暢弥

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
千葉県匝瑳市柏田八一八七番地二

YKレンタリース株式会社
代表清算人 伊藤 满吉

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
千葉県八千代市八千代台北八丁目七番一二号

株式会社黄桜の里
代表清算人 山本 尚子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
千葉県八千代市八千代台北八丁目七番一二号

株式会社ランドスタッフ
代表清算人 富塚 豊

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年三月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
茨城県鹿嶋市和一〇四四番地八

有限公司豊昌
清算人 野口 豊秋

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋

一丁目ビルディング
一般社団法人ミレー
代表清算人 三品 貴仙

解散公告

当社は、令和七年四月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
東京都中央区日本橋一丁目九番一〇号アーツ

ヒルズ仙石山森タワー二五階
株式会社TIF03号
代表清算人 飯田 律

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
東京都葛飾区亀有五丁目一八番一一号
藤越不動産株式会社
代表清算人 藤枝 義昌

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
東京都葛飾区東水元六丁目二番四号
有限会社常磐産業
清算人 木下 浩

令和七年四月二十四日
東京都杉並区南荻窪三丁目二一四号

株式会社ゆめみ
代表清算人 加藤 健治

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
東京都足立区西新井本町五丁目二番四一〇号
G10VOY株式会社
代表清算人 王 吉文

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
東京都足立区千住一丁目四番一号
株式会社黒澤明アカデミー

代表清算人 静間 俊和

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
東京都葛飾区亀有五丁目一八番一一号
藤越不動産株式会社
代表清算人 藤枝 義昌

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
東京都葛飾区亀有五丁目一八番一一号
藤越不動産株式会社
代表清算人 藤枝 義昌

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー二五階
株式会社TIF03号
代表清算人 飯田 律

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日
東京都葛飾区東水元六丁目二番四号
有限会社常磐産業
清算人 木下 浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都港区元麻布三丁目一番六号

A i v e n J a p a n 合同会社

清算人 米田 尚司

当法人は、令和七年四月二日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都渋谷区渋谷一丁目八番一号第三西青山ビル

一般社団法人CSV推進協会

清算人 清見 征一

当社は、令和七年四月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都渋谷区渋谷二丁目二番一号渋谷ヒカリエ

合同会社SCLキャピタル

清算人 清見 征一

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都目黒区東が丘一丁目一九番八号

株式会社マチス
代表清算人 萩原 理加

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

写楽一般社団法人
代表清算人 鄭 武壽

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都豊島区東池袋一丁目四七番二一四〇

株式会社アイケイエス
代表清算人 岩本 博光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都世田谷区池尻二丁目七一六ピアース三宿一〇二号

株式会社Find Discovery
代表清算人 加藤 武

解散公告

当社は、令和六年四月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地一三

ボルテックス合人社建物管理株式会社
代表清算人 德川 誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都豊島区池袋本町一丁目三八番一六号

アビタシオン・ケイ二〇二号
代表清算人 武田 秀高

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都豊島区南大塚三丁目四一番五号四〇

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都豊島区南大塚三丁目九番一號

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都葛飾区亀有五丁目九番一号

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都葛飾区南池袋平成ビル一〇階

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

電話番号 ○三一五一五五一九一九五

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

連絡先住所 東京都豊島区南池袋二丁目二

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

六番四号南池袋平成ビル一〇階

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

電話番号 ○三一五一五五一九一九五

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

清算人 齊藤 奈緒

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

清算人 木本 英毅

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

清算人 東京都北区滝野川町六丁目七一一番五号

解散公告
二号

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年四月二十四日

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

東京都小平市大沼町二丁目三番一〇番
カトリック小平教会サンタマリア館

特定非営利活動法人よろこび

清算人 山口 洋

解散公告

当社は、令和七年四月十日会社法第三百九条第一項に基づく議決権行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都板橋区双葉町二一番九号

株式会社エス・アイ・シー

代表清算人 白石 幸男

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会より解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都八王子市上柚木三丁目三番地二一五
○六 合同会社日本CSV総合研究所

清算人 羽崎 泰男

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都練馬区栄町三三番三号

代表清算人 佐久間利和
株式会社三共

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

横浜市鶴見区豊岡町一二一三一
ケーネル・ボレー・ション株式会社

代表清算人 木下 高志

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

神奈川県藤沢市辻堂一丁目四番一四号
株式会社システムズ湘南

代表清算人 稲嶋 秀幸

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

神奈川県藤沢市大鋸三丁目四番二〇号
株式会社電制システムズ

代表清算人 木村 安幸

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

横浜市西区北幸二丁目一〇番二八号むつみ
ビル三F KM 合同会社

清算人 川崎 学

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

新潟市東区空港西二丁目一二番五号

株式会社企業水処理サービス
代表清算人 秋山 正司

令和七年四月二十四日

神奈川県三浦郡葉山町一色二四一番地
一六 株式会社結

代表清算人 小俣 祐衣

当社は、株主総会の決議により令和七年二月二十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

石川県加賀市山中温泉上原町ヨ三七一番地
森井弘介 B.O.O.S+

代表清算人 中村 陵

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一四八条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

山梨県北杜市長坂町長坂下条一三三六番地
の四 一般社団法人ZIKOMO

代表清算人 長 愛子

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

株式会社マキ労務事務所
代表清算人 西賀 麻紀

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

株式会社W.I.S.E.たまプラーザA九〇六
ドレッセW.I.S.E.たまプラーザA九〇六
合同会社Forward Walker

清算人 仲村 金三

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

新潟県新潟市南区鶯ノ木新田五四六六番地
山井建設株式会社

代表清算人 山井 利一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

新潟市東区空港西二丁目一二番五号
株式会社企業水処理サービス
代表清算人 秋山 正司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

森井弘介 B.O.O.S+

代表清算人 中村 陵

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第一四八条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

長野県安曇野市豊科高家一〇七一一番地五九
の四 一般社団法人ZIKOMO

代表清算人 長 愛子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

株式会社ハウル福祉社
代表清算人 塩川 建一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

株式会社ハウル福祉社
代表清算人 塩川 建一

解散公告

解散公告

当社は、会社法第三十九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意により令和七年三月三十一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

岐阜県揖斐郡池田町片山一二三一番地の一

株式会社すぎさき
代表清算人 杉崎 やよい

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

岐阜県羽島郡笠松町北及一八〇番地

有限会社エムエスシー
清算人 謙訪 充

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

静岡県浜松市中央区萩丘二丁目一〇番一三号

株式会社フルレゾン
代表清算人 倍田 祐司

解散公告

当社は、令和七年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日
静岡県浜松市中央区高林三丁目一〇番八号
有限公司会社昭和コピーサービス
令和七年四月二十四日
清算人 飯尾 文敬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

愛知県名古屋市守山区森孝東一丁目三〇三番地

J T C 合同会社
清算人 小塚 真好

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

京都府宇治市小倉町堀池二七番地の一〇

株式会社ささき
代表清算人 佐々木嘉和

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

京都府与謝郡与謝野町字与謝八五五番地

京都府与謝野酒造合同会社
清算人 勢畑 宏之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

京都府与謝郡与謝野町字与謝八五五番地

京都府与謝野酒造合同会社
清算人 勢畑 宏之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

静岡県浜松市中央区萩丘二丁目一〇番一三号

株式会社フルレゾン
代表清算人 倍田 祐司

解散公告

当社は、令和七年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

静岡県浜松市中央区高林三丁目一〇番八号

有限公司会社昭和コピーサービス
令和七年四月二十四日
清算人 飯尾 文敬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

京都府中京区寺町通竹屋町上る藤木町一八番地

株式会社京菱スポーツ用品店
清算人 檀林 誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九

株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

島根県大田市温泉津町福光ハ一四五八番地三

石央セラミックス株式会社
代表清算人 佐々木賢一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

島根県大田市温泉津町福光ハ一四五八番地三

石央セラミックス株式会社
代表清算人 佐々木賢一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

大阪市中央区南船場四丁目一〇番二一号

株式会社ライフソリューションズ
代表清算人 小林 和彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

大阪市中央区南船場四丁目一〇番二一号

株式会社ライフソリューションズ
代表清算人 小林 和彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

京都府舞鶴市字松陰六番地の一三

有限会社深田新聞舗
清算人 深田 邦彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

兵庫県西宮市甲子園口三丁目三番二三号

株式会社隆智代
代表清算人 吉田 隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

兵庫県明石市魚住町清水一〇八三番地一
株式会社明石インバウンド・ロジスティックス・センター
代表清算人 桂田 重信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九
株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九
株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九
株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九
株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九
株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九
株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九
株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九
株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九
株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

奈良県生駒市鹿ノ台南一丁目七番地九
株式会社美多民工房
代表清算人 吉村 伸一

解散公告

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

岡山県岡山市北区中央町九番一七号

株式会社濱田紙商店
代表清算人 濱田 正文

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

岡山県勝田郡奈義町滝本一三三二番地の二
有限公司ワールド薬局
清算人 小谷 勝教

当社は、令和七年四月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

岡山県津市山北七九六番地一コ一ボ山北
二F二〇五号室 合同会社〇一一
清算人 谷本 康代

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

岡山県津市山北七九六番地一コ一ボ山北
二F二〇五号室 合同会社〇一一
清算人 谷本 康代

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜五〇三番地
有限公司市原水産
清算人 市原 幸子

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

徳島県阿南市宝田町平岡八四三番地二
有限会社霧ヶ峰
清算人 仁木 敬子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

岡山県糟屋郡粕屋町上大限二〇二番地一福
岡機械ビル三階 株式会社M伝サービス
代表清算人 弁護士 石松 信行

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

福岡県糟屋郡粕屋町上大限二〇二番地一福
岡機械ビル三階 株式会社M伝サービス
代表清算人 弁護士 石松 信行

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

福岡県福岡市東区千早四丁目一五
番二二一〇〇七号 I.K.法律事務所

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

北九州市門司区大字吉志三八三番地の二八
有限公司あかりケアプランセンター
清算人 田村しづ子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

北九州門司区大字吉志三八三番地の二八
有限公司あかりケアプランセンター
清算人 田村しづ子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

北九州門司区大字吉志三八三番地の二八
有限公司あかりケアプランセンター
清算人 田村しづ子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

沖縄県浦添市仲間一丁目一七番二三号
株式会社ストレイキヤツト
代表清算人 生田 誠治

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年五月十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和七年三月十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

北海道足寄郡足寄町北一条三丁目六番地
医療法人医進会
清算人 進藤 正二

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年五月十日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

第57期決算公告 令和7年4月24日 北海道帯広市大通南8丁目2番地 株式会社帯広冠婚葬祭互助会 代表取締役 渡邊 聰

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,407,575
	固定資産	421,533
	合計	1,829,108
負純 資 産 及 び部	流动債 負 債 定 金 固 定 資 本 利 益 余 金 その他の利益 (うち当期純利益)	171,471 (1,500) 1,460,564 197,073 20,000 177,073 177,073 (8,391)
	償 還 資 本 利 益 余 金 合 計	1,829,108

令和7年4月24日

新潟県燕市吉田旭町一丁目七番三号

医療法人社団渡辺医院

清算人 渡辺 重博

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年一月二十七日開催の通常総会で決議し、令和七年三月二十六日付け京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月24日

京都府船井郡京丹波町長瀬追分七番地
長瀬生産森林組合
清算人 松下 圭一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年一月二十七日開催の通常総会で決議し、令和七年三月二十六日付け京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月24日

京都府船井郡京丹波町長瀬追分七番地
長瀬生産森林組合
清算人 松下 圭一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年一月二十七日開催の通常総会で決議し、令和七年三月二十六日付け京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月24日

京都府船井郡京丹波町長瀬追分七番地
長瀬生産森林組合
清算人 松下 圭一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年一月二十七日開催の通常総会で決議し、令和七年三月二十六日付け京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月24日

京都府船井郡京丹波町長瀬追分七番地
長瀬生産森林組合
清算人 松下 圭一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年一月二十七日開催の通常総会で決議し、令和七年三月二十六日付け京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月24日

京都府船井郡京丹波町長瀬追分七番地
長瀬生産森林組合
清算人 松下 圭一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年一月二十七日開催の通常総会で決議し、令和七年三月二十六日付け京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月24日

京都府船井郡京丹波町長瀬追分七番地
長瀬生産森林組合
清算人 松下 圭一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年一月二十七日開催の通常総会で決議し、令和七年三月二十六日付け京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月24日

京都府船井郡京丹波町長瀬追分七番地
長瀬生産森林組合
清算人 松下 圭一

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年九月二十一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年三月二十四日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

神戸市北区北五葉二丁目四番二八号

医療法人社団黒瀬内科

清算人 黒瀬 均二

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

大分県中津市本耶馬渓町落合一〇一一番地

医療法人横井医院

清算人 横井 悅男

解散公告(第三回)

当組合は、総会の決議により、令和七年三月三十日解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十四日

広島県竹原市小梨町一〇三七九番地の一
農事組合法人サンファームおなし
清算人 渡橋昭二郎

配当公告

愛知県愛西市西保町南川原七六番地の一
破産者 合資会社大器製作所
第四六七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公表する。

一、配当に参加することができる債権の総額
金一七四、四九三、八五七円

二、配当をすることのできる金額
金三九、五四〇、三三二円

令和七年四月二十四日

名古屋市中区丸の内一丁目一六番八号

C-8ビル五階 破産管財人 上松健太郎

一五二番地、最後の住所青森県北津軽郡板柳町大字飯田字上柳田一五〇番地一

本籍北海道千歳市末広五丁目七番、最後の住

所北海道千歳市桂木一丁目五番六号千歳病院

被相続人 亡 上田 瑛子

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右期間内にお申し出下さい。

第25期決算公告

令和7年4月24日 千葉県柏市東上町8-18
大樹生命アイテクノロジー株式会社 代表取締役 松崎一博

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,157,697	流動負債	575,786
固定資産	184,653	(うち貯蓄引当金)	(33,609)
有形固定資産	32,643	固定負債	200,023
投資その他の資産	152,009	(うち退職給付引当金)	(26,194)
		負 債 合 計	775,809
		株主資本	566,541
		股本	100,000
		資本剰余金	466,541
		益益益益	25,000
		その他利益	441,541
		(うち当期純利益)	(120,783)
		純 資 産 合 計	566,541
		負債・純資産合計	1,342,351
資 产 合 计	1,342,351		

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右期間内にお申し出下さい。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県富岡市上丹生三三九一番地、最後の住所群馬県富岡市上丹生一六〇八番地二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日

群馬県高崎市上中居町一五三八一一番地
ターブルB 弁護士法人中央法律事務所高崎事務所

相続財産清算人 弁護士 高山 雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市桜区西堀四丁目一一番地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区西堀四丁目一一番地一四一一号 被相続人 亡 今川 茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日

群馬県高崎市上中居町一五三八一一番地
ターブルB 弁護士法人中央法律事務所高崎事務所

相続財産清算人 弁護士 高山 雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区岸町七一六一三全埼玉県バンビル三階A号くすのき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 光昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区亀井町六番、最後の住所千葉市中央区亀井町六番一二号

被相続人 亡 中谷 昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月二十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日

群馬県高崎市上中居町一五三八一一番地
ターブルB 弁護士 法人山本総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 剛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市東区葵一丁目一八一九番地、最後の住所東京都新宿区百人町二丁目三番二〇号アネックス戸山

被相続人 亡 種村 元成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東小岩五丁目八〇九番地、最後の住所東京都江戸川区北小岩二丁目一四番二一〇五号京成サンコートボ小岩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日

事務所東京都千代田区神田司町二丁目二番一二号神田司町ビル六階 岡田・今西・山本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市東別府六八二番地二、最後の住所東京都足立区谷中三丁目八番二〇号グループホームつどい石山家

被相続人 亡 小暮 桃代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県埼玉市大田区大森本町二丁目一五番八号 被相続人 亡 市川 真史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県愛甲郡愛川町中津二四一一番地、最後の住所東京都大田区大森本町二丁目一五番八号

被相続人 亡 松田 一星

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市笛目町三五〇番地、最後の住所神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目四番一一三一四号 被相続人 亡 齊藤 知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市笛目町三五〇番地、最後の住所東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 柴田幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県愛甲郡愛川町中津二四一一番地、最後の住所東京都大田区大森本町二丁目一五番八号

被相続人 亡 奥田 大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県都留市平栗八〇〇番地一 所山梨県都留市平栗八〇〇番地一

被相続人 亡 奥秋 富弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市中央二丁目一六〇番地、最後の住所東京都足立区西新井本町二丁目二七番三三号篠綾レジデンス

被相続人 亡 加藤 美奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市東区葵一丁目一八一九番地、最後の住所東京都新宿区百人町二丁目三番二〇号アネックス戸山

被相続人 亡 尾崎 公明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東小岩五丁目八〇九番地、最後の住所東京都江戸川区北小岩二丁目一四番二一〇五号京成サンコートボ小岩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日

事務所東京都中央区八丁堀三丁目二六番九号VORT八丁堀一二階弁護士柴田幸一郎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩田 美枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪狭山市茱萸木五丁目七三〇番地、最後の住所大阪府大阪狭山市茱萸木三丁目二二二番地

被相続人 亡 中西 昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市笛目町三五〇番地、最後の住所神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目四番一一三一四号 被相続人 亡 齊藤 知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市笛目町三五〇番地、最後の住所東京都北区西天満一丁目七番二〇号J1

被相続人 亡 中西 昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区尾上町三丁目三五〇番地、最後の住所神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目四番一一三一四号 被相続人 亡 齊藤 知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市笛目町三五〇番地、最後の住所東京都北区西天満一丁目七番二〇号J1

被相続人 亡 中西 昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県都留市平栗八〇〇番地一 所山梨県都留市平栗八〇〇番地一

被相続人 亡 奥秋 富弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市中央二丁目一六〇番地、最後の住所東京都足立区西新井本町二丁目二七番三三号篠綾レジデンス

被相続人 亡 加藤 美奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県都留市平栗八〇〇番地一 所山梨県都留市平栗八〇〇番地一

被相続人 亡 奥秋 富弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市中央二丁目一六〇番地、最後の住所東京都足立区西新井本町二丁目二七番三三号篠綾レジデンス

被相続人 亡 尾崎 公明

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	601,706	負債	700,372
固定資産	5,682	(うち返品調整引当)	(63)
		定資本	530,208
		余積	△624,175
		資本益	50,000
		本益他	50,000
		剰余益	△724,175
		新株予約権	△724,175
		資本純損失	(574,887)
資 产 合 计	607,389	負 債	984
		純 资 产 合 计	607,389

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	601,706	負債	700,372
固定資産	5,682	(うち返品調整引当)	(63)
		定資本	530,208
		余積	△624,175
		資本益	50,000
		本益他	50,000
		剰余益	△724,175
		新株予約権	(574,887)
資 产 合 计	607,389	負 債	984
		純 资 产 合计	607,389

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	601,706	負債	700,372
固定資産	5,682	(うち返品調整引当)	(63)
		定資本	530,208
		余積	△624,175
		資本益	50,000
		本益他	50,000
		剰余益	△724,175
		新株予約権	(574,887)
資 产 合 计	607,389	負 債	984
		純 资 产 合计	607,389

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	601,706	負債	700,372
固定資産	5,682	(うち返品調整引当)	(63)
		定資本	530,208
		余積	△624,175
		資本益	50,000
		本益他	50,000
		剰余益	△724,175
		新株予約権	(574,887)
資 产 合 计	607,389	負 債	984
		純 资 产 合计	607,389

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	601,706	負債	700,372
固定資産	5,682	(うち返品調整引当)	(63)
		定資本	530,208
		余積	△624,175
		資本益	50,000
		本益他	50,000
		剰余益	△724,175
		新株予約権	(574,887)
資 产 合 计	607,389	負 債	984
		純 资 产 合计	607,389

令和7年4月24日 木曜日

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府泉南郡岬町淡輪四七〇六番地一、最後の住所大阪府泉南郡岬町淡輪一四八五番地の七
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日
大阪市中央区道修町 一丁目六番七号 JMF
ビル北浜01九階

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神戸市北区山田坂本字原一二五番地二、最後の住所神戸市兵庫区切戸町六番二
八一〇三号
被相続人亡與市前千種
右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日
神戸市中央区中町通二丁目一番一八号 JR
神戸駅NKビル六階 方円法律事務所
相続財産清算人弁護士瀬川嘉章
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神戸市東灘区魚崎南町八丁目九番、最後の住所神戸市東灘区魚崎南町八丁目九番一
五一三〇四号
被相続人亡吉松信己
右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日
神戸市中央区御幸通六丁目一番一五号御幸ビル四階弁護士法人ワインクルム法律事務所
相続財産清算人弁護士安井健馬
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍岡山市南区浦安西町二〇番地一、最後の住所岡山市南区芳泉一丁目一〇番一五号
右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日
富田町エグゼビル五階C号室
相続財産清算人弁護士有本耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍山口県防府市寿町二一一吉幸ビル三階
弁護士法人いたむら法律事務所
相続財産清算人弁護士板村憲作
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍山口県宇部市大字東吉部二六〇四番地、最後の住所山口県宇部市大字東吉部二六四八番地一
被相続人亡岡本茂信
右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日
山口県山口市新天町一丁目二番三八
号新天町ビル三階
相続財産清算人司法書士林萬守
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福井県越前市春日野町八〇号二〇番地、最後の住所山口県防府市大字下右田五四番地一
被相続人亡齋藤俊行
右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日
山口県山口市駅通り一丁目四番一〇号ひまわりビル二階
相続財産清算人弁護士越智博
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍愛媛県今治市波止浜二丁目三三一一番地一、最後の住所香川県高松市香川町浅野一四番地一
被相続人亡四田京子
右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月二十四日
香川県高松市亀岡町三番三号
川崎達夫法律事務所
相続財産清算人弁護士川崎達夫

第3期決算公告		
令和7年4月15日 群馬県前橋市大渡町一丁目1番地58 株式会社AG 代表取締役 澤田浩和 貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	77,644 2,214,436 2,292,080
負純 資 産 及 び部	流動負債 固定負債 資本 益 その他の 利益 (うち当期 純利益)	2,337 2,090,574 199,169 1,000 195,259 2,911 2,911 (2,998) 2,292,080

第7期決算公告		
令和7年4月15日 群馬県前橋市大渡町一丁目1番地58 株式会社アクトイ群馬 代表取締役 澤田浩和 貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	2,293,540 1,073,161 3,370,526
負純 資 産 及 び部	流動負債 固定負債 資本 益 その他の 利益 (うち当期 純利益)	1,009,832 1,953,570 407,124 10,000 397,124 397,124 (260,055) 3,370,526

第13期決算公告		
令和7年4月24日 愛媛県西条市船屋乙6番地14 株式会社モリイホールディングス 代表取締役 森井知典 貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:千円)		
科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	170,803 387,761 558,565
負純 資 産 及 び部	流動負債 固定負債 資本 益 その他の 利益 (うち当期 純利益)	88,902 196,668 272,993 8,000 264,993 264,993 (30,051) 558,565

第13期決算公告		
令和7年4月24日 群馬県伊勢崎市寿町20番地 サンデンプライバートナー株式会社 代表取締役 比護裕司 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	111,727 107 111,834
負純 資 産 及 び部	流動負債 固定負債 資本 益 その他の 利益 (うち当期 純損失)	15,810 10,926 85,098 15,000 70,098 70,098 (3,106) 111,834

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、本籍宮崎県えびの市大字前田一二二三番地、最後の住所宮崎県宮崎市大字田吉四三七四番地一 宮崎東病院四階病棟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年四月二十四日

宮崎県宮崎市宮田町一二番五号

相続財産清算人 司法書士 小松加奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曾於市財部町南俣一一九〇番地、最後の住所宮崎県宮崎市大橋一丁目一六四番地YB三一二階A

被相続人 死 前山 博哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年四月二十四日

宮崎県宮崎市宮田町一一番二四号黒木ビル

相続財産清算人 弁護士 黒木 昭秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市清武町木原久五五六七番地、最後の住所宮崎県宮崎市大字恒久五五六七番地野崎病院

被相続人 死 衛藤富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年四月二十四日

宮崎県宮崎市大塚町浜川田四九四七番地二

あおば法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍沖縄県名護市城一丁目五八〇番地、最後の住所沖縄県名護市大東二丁目二二番六号

被相続人 死 宮里 勇幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年四月二十四日

沖縄県那覇市壺川三丁目四番地一 法律事務所春

相続財産清算人 弁護士 白 充

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 加々美常雄

住所 埼玉県三郷市戸ヶ崎三丁目二三九番地

生年月日 不明

供託所 さいたま方法務局越谷支局

供託番号 令和六年度金第七四二号

供託金額 三八四、六八八円

裁判所 さいたま家庭裁判所越谷支部

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

一 事件番号 令和三年(家) 第八四〇号

二 事件番号 令和四年(家) 第八四〇号

三 事件番号 令和四年(家) 第八四〇号

四 事件番号 令和四年(家) 第八四〇号

五 事件番号 令和四年(家) 第八四〇号

六 事件番号 令和四年(家) 第八四〇号

七 事件番号 令和四年(家) 第八四〇号

地あじせんビル四階・六階

不在者財産管理人 弁護士 久保田和志

不在者財産管理人による供託公告
2025年3月21日 埼玉県東松山市高坂1916番地の1 東觀光開発株式会社 代表取締役 押味 至一 貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産 部	
流動資産	649,764
固定資産	4,284,548
合 计	4,934,312
負純資産	151,266
資本	4,378,058
積立	404,988
余剰金	10,000
その他利益	394,988
純利益	(1,587)
合 计	4,934,312

第68期決算公告

2025年3月21日 埼玉県東松山市高坂1916番地の1 東觀光開発株式会社 代表取締役 押味 至一 貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千円)

第24期決算公告

令和7年3月25日 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番地4 マレリアフターセールス株式会社 代表取締役社長 木村 隆志 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産 部	1,360
流動資産	30
固定資産	1,389
合 计	
負純資産	193
資本	27
積立	1,169
余剰金	90
利益	1,079
準備金	23
その他利益	1,057
純利益	(105)
合 计	1,389

第1期決算公告

令和7年4月24日 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング26F

KalVista Pharmaceuticals Japan 株式会社 代表取締役 沖野 佳秀 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	
流動資産	104,332
固定資産	3,405
合 计	107,737
負純資産	364,700
資本	△256,962
積立	5,000
余剰金	△261,962
その他利益	△261,962
純利益	(261,962)
合 计	107,737

第5期決算公告

令和7年3月26日 東京都中央区八重洲1-7-20 株式会社チエスター・ライフパートナー 代表取締役 荒巻 善宏 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	
流動資産	31,653
固定資産	1
合 计	31,654
負純資産	11,250
資本	20,403
積立	3,000
余剰金	305
その他利益	305
純利益	17,099
準備金	445
その他利益	16,654
純利益	(9,413)
合計	31,654

第13期決算公告

令和7年4月24日 東京都港区虎ノ門三丁目22番10-201号 株式会社Ibexa Japan 代表取締役 ベテラン・モーギヤン 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	
流動資産	19,843
合計	19,843
負純資産	71,539
資本	△51,695
積立	20,000
余剰金	△71,695
その他利益	△71,695
純利益	(5,856)
合計	△51,695
負債・純資産合計	19,843

第11期決算公告

令和7年4月24日 東京都千代田区神田紺屋町45番地1 神田ファースト3F App Annie Japan株式会社 代表取締役 トム・イエ・ツイ 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産 部	39,887
流動資産	6,887
合計	46,775
負純資産	41,064
資本	5,711
積立	1,000
余剰金	4,711
その他利益	4,711
純利益	(62,327)
合計	5,711
負債・純資産合計	46,775

第5期決算公告 令和7年3月31日
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
株式会社イロハエナジー
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 391,676
	固定資産 2,914,203
	資産合計 19,881
資産合計	3,325,760
負純 資産 及の び部	流动负债 533,647
	固定负债 2,292,413
	资本 499,700
	资本剩余金 1,000
	その他資本剩余金 906
	利益剩余金 906
	利益準備金 497,793
	利益準備金 250
	その他利益剩余金 497,543
	(うち当期純利益) (201,660)
負債・純資産合計	3,325,760

第15期決算公告 2025年3月24日
東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
ホームエコ・ロジスティクス株式会社
代表取締役 鶴嶋 光大
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 859,590
	固定資産 195,437
資産合計	1,055,027
負純 資産 及の び部	流动负债 1,040,948
	固定负债 79,812
	资本 65,733
	资本剩余金 10,000
	利益剩余金 △75,733
	利益準備金 2,500
	その他利益剩余金 △78,233
	(うち当期純損失) (78,233)
負債・純資産合計	1,055,027

第4期決算公告 令和7年3月26日
東京都中央区八重洲1-7-20
株式会社チェスター・コンサルティング
代表取締役 長曾我部利幸
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 20,042
	固定資産 193
資産合計	20,235
負純 資産 及の び部	流动负债 23,154
	固定负债 △2,919
	资本 1,000
	利益剩余金 △3,919
	その他利益剩余金 △3,919
	(うち当期純損失) (8,735)
負債・純資産合計	20,235

第22期決算公告 令和7年4月24日
東京都葛飾区水元三丁目14番15号
株式会社愛寿物流
代表取締役 岡田 優真
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 204,888
	固定資産 90
資産合計	204,978
負純 資産 及の び部	流动负债 152,909
	固定负债 809,381
	资本 △757,312
	资本剩余金 82,000
	利益剩余金 4839,312
	利益準備金 360
	その他利益剩余金 △839,672
	(うち当期純損失) (640,808)
合計	204,978

2024年度決算公告 2025年4月24日
東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
HSG Advisors JP株式会社
代表取締役 宮興 未
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 11,235
	固定資産 11,235
資産合計	11,235
負純 資産 及の び部	流动负债 424
	固定负债 424
	资本 10,811
	资本剩余金 10,000
	利益剩余金 811
	その他利益剩余金 811
	(うち当期純利益) (811)
純資産合計	10,811
負債・純資産合計	11,235

第11期決算公告 令和7年3月21日
東京都中央区日本橋二丁目2番21号
スリーエヌ内
一般社団法人菊池自然電力
代表理事 松村 健一
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,230
	固定資産 100
資産合計	1,330
負純 資産 及の び部	流动负债 125
	固定负债 5,680
	资本 △4,475
	利益剩余金 △4,475
	(うち当期純損失) (311)
合計	1,330

第33期決算公告 令和7年4月24日
東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
日土地西新宿ビル7階
クノールフレムゼ鉄道システムジャパン株式会社

代表取締役 金 学夫
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,140,645
	固定資産 546,805
資産合計	3,687,450
負純 資産 及の び部	流动负债 2,176,092
	固定负债 13,446
	资本 1,497,912
	资本剩余金 50,000
	利益剩余金 1,447,912
	利益準備金 12,500
	その他利益剩余金 1,435,412
	(うち当期純利益) (321,857)
合計	3,687,450

第2期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区赤坂九丁目7番1号
M S Tマーシュ株式会社
代表取締役 村上 敦士
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 248,193
	固定資産 248,193
資産合計	248,193
負純 資産 及の び部	流动负债 68,336
	固定负债 179,856
	资本 200,000
	资本剩余金 200,000
	利益剩余金 200,000
	その他利益剩余金 △220,143
	(うち当期純利益) △220,143
合計	248,193

第21期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区愛宕二丁目5番1号
Level 3 Communications Japan株式会社
代表取締役 今西 典臣
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,215,615
	固定資産 1,076,631
資産合計	2,292,246
負純 資産 及の び部	流动负债 2,240,856
	固定负债 35,477
	资本 15,911
	利益剩余金 10,000
	その他利益剩余金 5,911
	(うち当期純利益) (5,911)
合計	2,292,246

第8期決算公告 令和7年4月24日
長野市平林一丁目16番22号
トピーズスト株式会社
代表取締役 小林 正誠
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 79,918
	固定資産 5,678
資産合計	85,597
負純 資産 及の び部	流动负债 26,859
	固定负债 5,000
	资本 53,738
	资本剩余金 1,000
	利益剩余金 52,738
	利益準備金 52,738
	(うち当期純利益) (13,512)
合計	85,597

第67期決算公告 令和7年4月24日
神奈川県平塚市追分2番1号
株式会社アクト
代表取締役 牛尾 裕城
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 285,826
	固定資産 43,194
資産合計	329,020
負純 資産 及の び部	流动负债 76,192
	固定负债 63,004
	资本 189,824
	资本剩余金 65,000
	利益剩余金 124,824
	利益準備金 16,250
	その他利益剩余金 108,574
	(うち当期純利益) (44,680)
合計	329,020

第1期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区赤坂八丁目5番34号
株式会社KIKAN flex
代表取締役 三ツ井 健
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 24
	固定資産 203
資産合計	227
負純 資産 及の び部	流动负债 130
	固定负债 97
	资本 50
	利益剩余金 50
	利益準備金 50
	その他利益剩余金 △2
	(うち当期純損失) △2
合計	227

第29期決算公告

令和7年4月24日
滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡1231番地—2
株式会社みらいパーク竜王
代表取締役 西田 秀治
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 165,084
	固定資産 40,526
	合 計 205,610
負純 資産 及の び部	流動負債 79,136
	固定資本 126,474
	資本利益 61,000
	剩余金 70,474
	準備金 15,040
	その他利益 55,434
	(うち当期純利益) (8,133)
	自己株式 △5,000
	合 計 205,610

第11期決算公告

2025年4月24日
岐阜県岐阜市木ノ下町二丁目4番地
株式会社WATER CONNECT
代表取締役社長 岩永 信幸
貸借対照表の要旨(令和6年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 406,651
	固定資産 9,735
	合 計 416,386
負純 資産 及の び部	流動負債 15,809
	固定資本 477
	資本利益 400,100
	剩余金 1,000
	準備金 399,100
	その他利益 399,100
	(うち当期純損失) (10,289)
	合 計 416,386

第32期決算公告

2025年4月24日
岐阜県岐阜市木ノ下町二丁目4番地
株式会社T K S
代表取締役社長 岩永 信幸
貸借対照表の要旨(令和6年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,256,653
	固定資産 115,140
	合 計 1,371,793
負純 資産 及の び部	流動負債 36,176
	固定資本 21,555
	(退職給付引当金) (0)
	株主資本 1,314,061
	資本利益 10,000
	剩余金 1,304,061
	準備金 600
	その他利益 1,303,461
	(うち当期純損失) (31,089)
	合 計 1,371,793

第81期決算公告 令和7年4月24日

高松市錦町1丁目11-11

四国医療器株式会社
代表取締役 尾形 龍紀

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 6,945
	固定資産 1,219
	合 計 8,164
負純 資産 及の び部	流動負債 5,241
	固定資本 687
	資本利益 2,236
	剩余金 28
	准备金 2,208
	利益 7
	その他利益 2,201
	(うち当期純利益) (212)
	合 計 8,164

第65期決算公告 令和7年3月28日

東京都港区芝4-17-5相鉄田町ビル8階
PACRAFT株式会社
代表取締役 北村 明義

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 12,144,654
	固定資産 3,806,137
	合 計 15,950,792
負純 資産 及の び部	流動負債 5,016,885
	固定資本 578,390
	資本利益 10,355,516
	剩余金 245,000
	准备金 195,000
	利益 195,000
	准备金 9,915,516
	利益 12,500
	准备金 9,903,016
	(うち当期純利益) (1,640,001)
	合 貸・純資産合計 15,950,792

第53期決算公告 令和7年4月24日

大阪府堺市中区陶器北420番地2
有吉電機工業株式会社
代表取締役社長 有吉 邦夫

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,034,556
	固定資産 66,585
	合 計 1,101,141
負純 資産 及の び部	流動負債 275,620
	固定資本 78,342
	資本利益 747,179
	剩余金 20,000
	准备金 727,179
	利益 5,066
	准备金 722,113
	(うち当期純利益) (97,352)
	合 計 1,101,141

第56期決算公告 令和7年3月31日

福島県喜多方市字長内7840番地
株式会社レゾナック軽金属

代表取締役 江田 浩之

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,171,551
	固定資産 38,159
	合 計 1,209,710
負純 資産 及の び部	流動負債 1,443,101
	固定資本 419,528
	資本利益 △652,919
	剩余金 100,000
	准备金 50,000
	利益 △802,919
	准备金 6,900
	別途積立 5,894
	その他利益 △815,713
	(うち当期純損失) (86,292)
	合 貸・純資產合計 1,209,710

第1期決算公告 令和7年4月24日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
Octave一般社団法人
代表理事 高橋 隆敏

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 一
	固定資産 一
	合 計 0
負純 資産 及の び部	流動負債 5,800
	負債合計 5,800
	基 金 △5,800
	利益 △5,800
	剩余金 △5,800
	(うち当期純損失) (5,800)
	純資産合計 △5,800
	合 計 0

第6期決算公告 令和7年4月24日

熊本市中央区南熊本五丁目1番1号
株式会社保険ショップエージェント
代表取締役 一戸 敏

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 200,154
	固定資産 81,404
	合 計 281,559
負純 資産 及の び部	流動負債 39,566
	移転損失引当金 82
	固定資本 11,866
	資本利益 230,127
	剩余金 10,000
	その他利益 220,127
	(うち当期純利益) (46,166)
	合 貸・純資産合計 281,559

2024年12月期決算公告

2025年4月24日

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
New York Life Investment Management Asia Limited

日本における代表者 大竹 紀子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 388,331
	固定資産 55,328
	合 計 443,660
負純 資産 及の び部	流動負債 174,512
	固定資本 269,148
	資本利益 157,392
	剩余金 111,756
	その他利益 111,756
	(うち当期純利益) (40,542)
	合 計 443,660

第3期決算公告 令和7年4月24日

埼玉県さいたま市浦和区常盤7-3-16
株式会社エコロジーフォース

代表取締役 松本 朗

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,224,472
	固定資産 83,296
	合 計 1,307,768
負純 資産 及の び部	流動負債 852,696
	固定資本 0
	資本利益 455,072
	剩余金 10,000
	准备金 0
	利益 445,072
	准备金 162,604
	その他利益 282,468
	(うち当期純利益) (252,448)
	合 貸・純資産合計 1,307,768

第43期決算公告 令和7年4月24日

茨城県土浦市沢辺57-1
日本特殊コーティング株式会社

代表取締役社長 内村 宗吾

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,519
	固定資産 2,540
	合 計 4,059
負純 資産 及の び部	流動負債 2,425
	固定資本 52
	資本利益 1,582
	剩余金 301
	准备金 1,281
	利益 23
	准备金 1,258
	(うち当期純利益) (190)
	合 貸・純資産合計 4,059

第15期決算公告

令和7年4月24日
東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
Black Card I 株式会社
代表取締役 スコット・プラム
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1,043,807
	固定資産	62,246
	合計	1,106,054
負純 資 産 及 の び部	流动負債	1,780,042
	固定負債	46,304
	未払有形引当金	9,089
	株主資本	△720,292
	資本利益	10,000
	利益剰余金	△730,292
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△730,292 (148,480)
	合計	1,106,054

第30期決算公告 令和7年4月24日

資の 産部	流動資産	1,043,807
	固定資産	62,246
	合計	1,106,054
負純 資 産 及 の び部	流动负债	1,780,042
	固定负债	46,304
	有形引当金	9,089
	株主資本	△720,292
	資本利益	10,000
	利益剰余金	△730,292
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△730,292 (148,480)
	合計	1,106,054

第2期決算公告 令和7年4月24日

資の 産部	流動資産	118,065
	固定資産	179,917
	合計	8,444
資産合計		306,427
負純 資 産 及 の び部	流动负债	64,826
	固定负债	560,000
	有形引当金	△318,398
	株主資本	10,500
	資本準備金	10,500
	利益剰余金	△339,398
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△339,398 (181,326)
負債・純資産合計		306,427

第15期決算公告

令和7年4月24日
東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
Black Card IV 株式会社
代表取締役 スコット・プラム
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1
	合計	1
負純 資 産 及 の び部	流动负债	9,887,556
	株主資本	△9,887,555
	資本利益	1
	利益剰余金	△9,887,556
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△9,887,556 (70,000)
	合計	1

第15期決算公告

令和7年4月24日
東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
Black Card III 株式会社
代表取締役 スコット・プラム
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1
	合計	1
負純 資 産 及 の び部	流动负债	10,161,581
	株主資本	△10,161,580
	資本利益	1
	利益剰余金	△10,161,581
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△10,161,581 (70,000)
	合計	1

第15期決算公告

令和7年4月24日
東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
Black Card II 株式会社
代表取締役 スコット・プラム
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1
	合計	1
負純 資 産 及 の び部	流动负债	10,155,376
	株主資本	△10,155,375
	資本利益	1
	利益剰余金	△10,155,376
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△10,155,376 (70,000)
	合計	1

第5期決算公告

令和7年4月24日
東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
Black Card VII 株式会社
代表取締役 スコット・プラム
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1
	合計	1
負純 資 産 及 の び部	流动负债	303,300
	株主資本	△303,299
	資本利益	1
	利益剰余金	△303,300
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△303,300 (70,000)
	合計	1

第7期決算公告

令和7年4月24日
東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
Black Card VI 株式会社
代表取締役 スコット・プラム
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1
	合計	1
負純 資 産 及 の び部	流动负债	425,800
	株主資本	△425,799
	資本利益	1
	利益剰余金	△425,800
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△425,800 (70,000)
	合計	1

第15期決算公告

令和7年4月24日
東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
Black Card V 株式会社
代表取締役 スコット・プラム
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1
	合計	1
負純 資 産 及 の び部	流动负债	9,891,556
	株主資本	△9,891,555
	資本利益	1
	利益剰余金	△9,891,556
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△9,891,556 (70,000)
	合計	1

第83期決算公告 令和7年4月16日
東京都中央区築地2-15-15
セントラル東銀座1308号室
株式会社カシワ
代表取締役 藤井 正裕
貸借対照表の要旨(令和7年1月1日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	8,081
	固定資産	219,536
	資産合計	227,618
負純 資 産 及 の び部	流动负债	298,192
	固定负债	24,750
	退職給付引当金	24,750
	株主資本	△95,325
	資本利益	20,000
	利益剰余金	△115,325
	利益準備金	3,197
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△118,522 (128,590)
	負債・純資産合計	227,618

第4期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区虎ノ門三丁目2-2
虎ノ門30森ビル9階
株式会社ノーススター
代表取締役 田北 浩大
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	333,704,807
	固定資産	3,508,073
	資産合計	337,212,880
負純 資 産 及 の び部	流动负债	98,548,249
	固定负债	200,000,000
	株主資本	38,664,631
	資本利益	99,000,000
	利益剰余金	99,000,000
	資本準備金	△159,335,369
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△159,335,369 (57,927,414)
	負債・純資産合計	337,212,880

第5期決算公告

令和7年4月24日
東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
Black Card VIII 株式会社
代表取締役 スコット・プラム
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	1
	合計	1
負純 資 産 及 の び部	流动负债	303,300
	固定负债	△303,299
	株主資本	1
	資本利益	△303,300
	利益剰余金	△303,300 (70,000)
	合計	1

第18期決算公告 令和7年4月24日
東京都世田谷区代田二丁目2番10号
株式会社ディアイケイ
代表取締役 三浦 慶政
貸借対照表の要旨(令和6年12月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 138,992
	固定 資産 382,720
資 産 合 計	521,713
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 4,795
	固定 負債 422,998
	株主資本 93,919
	資本剰余金 66,000
	利益剰余金 27,919
	その他利益剰余金 27,919
	(うち当期純利益) (941)
負債・純資産合計	521,713

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 538
資 産 合 計	538
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 一
	株主資本 538
	資本剰余金 9,423
	利益剰余金 △8,884
	その他利益剰余金 △8,884
	(当期純損失) (581)
負債・純資産合計	538

第49期決算公告 令和7年4月24日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-9
日本環境クリア一株式会社
代表取締役 杉山 英司
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 790,415
	固定 資産 93,545
資 産 合 計	883,960
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 416,035
	固定 負債 4,376
	株主資本 463,548
	資本剰余金 70,000
	利益剰余金 6,500
	資本準備金 6,500
	利益準備金 387,048
	その他利益剰余金 11,000
	(うち当期純利益) 376,048
	(39,444)
負債・純資産合計	883,960

第1期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区芝五丁目29番19号
P.M.O田町IV8階
のぞみエナジー株式会社
貸借対照表の要旨(令和5年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 492,081
	固定 資産 135,199
資 産 合 計	627,281
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 273,537
	賞与引当金 77,783
	株主資本 353,744
	新株式申込証拠金 182,000
	資本剰余金 520,000
	資本準備金 181,900
	利益剰余金 181,900
	資本準備金 △530,155
	利益剰余金 △530,155
	その他利益剰余金 (530,155)
合 計	627,281

第1期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
ミライズ・キャピタル株式会社
代表取締役 阿部 昌彦
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 106,671
	固定 資産 2,678
資 産 合 計	109,349
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 33,304
	株主資本 76,044
	資本剰余金 15,000
	資本準備金 15,000
	利益剰余金 46,044
	資本準備金 46,044
	その他利益剰余金 (46,044)
負債・純資産合計	109,349

第34期決算公告 令和7年4月24日
東京都千代田区麹町4丁目5番20号
K.Sビル8階
ロードウェーブソフトウェアジャパン株式会社
代表取締役 ルーカス・オリバーフロスト
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 118,231
	固定 資産 1,436
資 産 合 計	119,668
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 138,659
	固定 負債 120,416
	株主資本 △139,403
	資本剰余金 10,000
	資本準備金 △149,403
	利益剰余金 △149,403
	その他利益剰余金 (4,689)
	評価・換算差額等 △3
負債・純資産合計	119,668

第60期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパークタワー
製鉄オキシトン株式会社
代表取締役 田 亮
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 1,195,571
	固定 資産 605,085
資 産 合 計	1,800,656
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 1,167,818
	賞与引当金 3,202
	株主資本 632,838
	資本剰余金 300,000
	資本準備金 332,838
	その他利益剰余金 332,838
	(うち当期純利益) (5,364)
合 計	1,800,656

第31期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパークタワー
株式会社エッチ・ピー・アール
代表取締役 大杉 宏信
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 97,098
	固定 資産 252
資 産 合 計	97,350
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 26,104
	株主資本 71,246
	資本剰余金 30,000
	利益準備金 41,246
	利益準備金 6,300
	その他利益剰余金 34,946
	(うち当期純利益) (9,383)
合 計	97,350

第54期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパークタワー
衣浦工業ガス株式会社
代表取締役 大平 透
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 37,086
	固定 資産 138,089
資 産 合 計	175,175
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 34,271
	株主資本 140,904
	資本剰余金 20,000
	利益準備金 120,904
	利益準備金 5,000
	その他利益剰余金 115,904
	(うち当期純利益) (8,183)
合 計	175,175

第12期決算公告 令和7年3月21日
東京都千代田区麹町三丁目5番20号
VORT麹町plus6F
株式会社Sync
代表取締役 相良 俊哉
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 141,994
	固定 資産 24,203
資 産 合 計	166,197
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 30,487
	(賞与引当金) (3,118)
	株主資本 135,710
	資本剰余金 60,000
	資本準備金 20,000
	利益剰余金 55,710
	(うち当期純利益) (22,604)
合 計	166,197

第7期決算公告 令和7年3月31日
東京都港区赤坂9丁目7番1号
ミッドタウンタワー18階
Walk Me株式会社
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 1,030
	固定 資産 446
資 産 合 計	1,476
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 1,026
	賞与引当金 78
	固定 負債 22
	株主資本 428
	資本剰余金 19
	資本準備金 999
	利益剰余金 509
	資本準備金 490
	その他資本剰余金 △589
	(うち当期純利益) (351)
合 計	1,476

第41期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区南青山三丁目8番5号
J.R東日本
レジデンシャルサービス株式会社
代表取締役 藤田 典明
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 139,990
	固定 資産 15,733
資 産 合 計	155,724
負純 資 産 及 の び 部	流動 負債 103,846
	固定 負債 10,683
	株主資本 41,194
	資本剰余金 20,000
	利益準備金 21,194
	利益準備金 140
	その他利益剰余金 21,054
	(うち当期純利益) (10,450)
合 計	155,724

第32期決算公告 令和7年3月27日
東京都江東区豊洲五丁目5番13号
ジェンパクトコンサルティング株式会社
代表取締役 深田アレン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 367,936
	固定資産 195,420
	資産合計 563,356
負純 資産 及の び部	流动負債 (賞与引当金) 64,607 固定負債 233 (退職給付引当金) (233) 株主資本金 498,516 資本利益 80,000 利益剰余金 418,516 利益準備金 5,500 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 413,016 負債・純資産合計 563,356

第50期決算公告 令和7年3月31日
東京都港区港南一丁目8番40号
アドバンスソフトウェア株式会社
代表取締役 吉田 隆
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 233,653
	資産合計 233,653
負純 資産 及の び部	流动負債 360 固定負債 2,925 (役員退職慰労引当金) 2,925 株主資本金 230,368 資本利益 30,000 利益剰余金 200,368 利益準備金 200,368 その他利益剰余金 (うち当期純損失) (788) 負債・純資産合計 233,653

第23期決算公告 令和7年3月31日
東京都港区港南一丁目8番40号
スマートスケープ株式会社
代表取締役 吉田 隆
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,460,401
	固定資産 205,827
	資産合計 1,666,228
負純 資産 及の び部	流动負債 589,485 固定負債 78,913 (役員退職慰労引当金) 73,913 株主資本金 997,830 資本利益 35,000 利益剰余金 962,830 利益準備金 8,750 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 954,080 負債・純資産合計 1,666,228

第42期決算公告
2025年4月24日
東京都中央区日本橋3丁目3番9号
キャメロンジャパン株式会社
代表取締役 田村 淳一
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 204,874
	固定資産 951
	資産合計 205,825
負純 資産 及の び部	流动負債 12,366 固定負債 242 株主資本金 193,217 資本利益 12,000 利益剰余金 181,217 利益準備金 3,000 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 178,217 負債・純資産合計 205,825

第1期決算公告
令和7年3月27日
東京都江東区豊洲五丁目5番13号
ジェンパクト・スマートコマンドセンター株式会社
代表取締役 奥 黙
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 51,000
	資産合計 51,000
負純 資産 及の び部	流动負債 51,000 固定負債 51,000 株主資本金 51,000 資本利益 51,000 利益剰余金 一 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 一 負債・純資産合計 51,000

第20期決算公告
令和7年3月27日
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
ジェンパクト株式会社
代表取締役 深田アレン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,260,675
	固定資産 1,419,110
	資産合計 4,679,785
負純 資産 及の び部	流动負債 (賞与引当金) 2,334,684 固定負債 (333,056) 株主資本金 299,049 資本利益 2,046,052 利益剰余金 10,000 利益準備金 2,036,052 その他利益剰余金 2,036,052 (うち当期純利益) (463,569) 負債・純資産合計 4,679,785

第9期決算公告
令和7年3月26日
東京都港区南青山一丁目1-1
西館8階
フリーダム株式会社
代表取締役社長 古谷 治郎
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 494,990,981
	固定資産 429,685,720
	資産合計 924,676,701
負純 資産 及の び部	流动負債 510,667,839 固定負債 215,794,000 株主資本金 198,214,862 資本利益 90,000,300 利益剰余金 108,214,562 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 108,214,562 (23,208,216) 負債・純資産合計 924,676,701

第8期決算公告
令和7年3月27日
東京都港区港南四丁目1番10号
株式会社バリューネクスト
代表取締役社長 遠山 峰輝
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 149
	固定資産 235,104
	資産合計 235,253
負純 資産 及の び部	流动負債 6,973 株主資本金 228,280 資本利益 24,940 資本準備金 97,164 利益剰余金 97,164 利益準備金 106,176 その他利益剰余金 106,176 (うち当期純損失) (485) 負債・純資産合計 235,253

第18期決算公告
令和7年3月27日
東京都港区港南四丁目1番10号
株式会社メディカルクリエイト
代表取締役社長 遠山 峰輝
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 231,518
	固定資産 1,204
	資産合計 232,722
負純 資産 及の び部	流动負債 17,379 株主資本金 215,343 資本利益 20,550 資本準備金 5,550 利益剰余金 5,550 その他利益剰余金 189,243 189,243 (うち当期純利益) (21,917) 負債・純資産合計 232,722

第9期決算公告
令和7年4月24日
東京都港区南青山六丁目14番11号
インクレディビルドジャパン株式会社
代表取締役 シモン・ハソン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 505,153
	固定資産 29,220
	資産合計 531,575
負純 資産 及の び部	流动負債 481,043 固定負債 7,023 株主資本金 63,508 資本利益 10,000 利益剰余金 53,508 その他利益剰余金 (うち当期純損失) 53,508 (2,724) 負債・純資産合計 531,575

第8期決算公告
令和7年4月24日
東京都千代田区大手町一丁目6番1号
Remitly Japan株式会社
代表取締役 マーク・ダーシイ
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 32,527
	固定資産 15,071
	資産合計 47,599
負純 資産 及の び部	流动負債 57,820 固定負債 △10,221 株主資本金 76,186 資本利益 67,186 資本準備金 67,186 △153,593 その他利益剰余金 △153,593 (うち当期純損失) (27,417) 負債・純資産合計 47,599

第18期決算公告
2025年3月27日
東京都中央区京橋一丁目11番1号
日本レンタル保証株式会社
代表取締役 渡部 充代
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,064,825
	固定資産 3,333
	資産合計 1,068,158
負純 資産 及の び部	流动負債 22,833 固定負債 △22,833 株主資本金 1,045,324 資本利益 50,000 資本準備金 995,324 その他利益剰余金 995,324 (うち当期純利益) (85,651) 純資産合計 1,045,324 負債・純資産合計 1,068,158

第12期決算公告

令和7年4月24日 東京都豊島区南池袋一丁目19番6号
Earth Technology株式会社
代表取締役 能代 達也

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,049,274	流動負債	574,093
固定資産	2,076,340	(うち賞与引当金)	(18,546)
		固定負債	132,875
		(うち退職給付引当金)	(68,873)
		(うち役員退職慰労引当金)	(62,732)
		株主資本	2,418,645
		資本金	20,000
		利益剰余金	2,398,645
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	2,393,645
		(うち当期純利益)	(674,750)
資産合計	3,125,614	負債・純資産合計	3,125,614

第3期決算公告

令和7年4月24日 東京都豊島区南池袋一丁目19番6号
Cloudin株式会社
代表取締役 能代 達也

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	177,904	流動負債	32,726
固定資産	5,048	(うち賞与引当金)	(363)
		固定負債	6,853
		(うち退職給付引当金)	(1,386)
		(うち役員退職慰労引当金)	(5,467)
		株主資本	143,373
		資本金	10,000
		資本剰余金	99,095
		その他資本剰余金	99,095
		利益剰余金	34,278
		その他利益剰余金	34,278
		(うち当期純利益)	(33,560)
資産合計	182,953	負債・純資産合計	182,953

第21期決算公告

令和7年3月18日 東京都江東区東陽7丁目2番14号
株式会社地銀ITソリューション
代表取締役 鈴木 啓太

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	579,522	流動負債	474,113
固定資産	2,985	(うち賞与引当金)	(1,752)
有形固定資産	33	固定負債	2,538
無形固定資産	0	退職給付引当金	2,538
投資その他の資産	2,952	負債合計	476,652
		株主資本	105,855
		資本金	25,000
		利益剰余金	80,855
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	74,605
		(うち当期純利益)	(74,599)
		純資産合計	105,855
資産合計	582,506	負債・純資産合計	582,506

第19期決算公告

2025年4月24日 東京都港区白金一丁目17番3号
アクサ・リアル・エステート・インベストメント・マネージャーズ・ジャパン株式会社

代表取締役 早藤 嘉彦

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,894,513	流動負債	631,368
固定資産	207,290	固定負債	164,421
		株主資本	1,306,013
		資本金	130,000
		資本剰余金	130,000
		資本準備金	130,000
		利益剰余金	1,046,013
		その他利益剰余金	1,046,013
		(うち当期純利益)	(862,724)
資産合計	2,101,804	負債・純資産合計	2,101,804

第18期決算公告

令和7年4月24日 相模原市緑区西橋本五丁目4番30号
さがみはら産業創造センター301号室
動物アレルギー検査株式会社
代表取締役 増田 健一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	690,041	流動負債	149,735
固定資産	117,322	固定負債	50,304
		株主資本	607,323
		資本金	39,500
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	626,732
		利益準備金	2,015
		その他利益剰余金	624,717
		(うち当期純利益)	(61,842)
		自己株式	△83,909
資産合計	807,363	負債・純資産合計	807,363

第5期決算公告

令和7年4月24日 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
株式会社ナレッジワーク
代表取締役 麻野 耕司

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,145,489	流動負債	830,823
固定資産	232,235	固定負債	1,319,000
		株主資本	3,173,348
		資本金	100,000
		資本剰余金	6,031,749
		資本準備金	3,181,373
		その他資本剰余金	2,850,375
		利益剰余金	△2,958,400
		その他利益剰余金	42,958,400
		(うち当期純損失)	(1,403,480)
		新株予約権	54,553
資産合計	5,377,725	負債・純資産合計	5,377,725

第77期決算公告

令和7年4月24日 香川県小豆郡小豆島町安田甲103番地
安田食品工業株式会社
代表取締役 藤本 伸一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	591,978	流動負債	268,401
固定資産	453,895	固定負債	288,048
		負債合計	556,449
有形固定資産	391,714	株主資本	489,424
無形固定資産	1,232	資本金	32,000
投資その他の資産	60,949	利益剰余金	467,374
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	459,374
		(うち当期純損失)	(72,539)
		自己株式	△9,950
資産合計	1,045,873	純資産合計	489,424
		負債・純資産合計	1,045,873

第88期決算公告

令和7年4月24日 滋賀県甲賀市水口町宇川137番地1
白井松新薬株式会社
代表取締役社長 安藤 芳彦

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	639,955	流動負債	97,012
固定資産	364,060	(うち賞与引当金)	(13,896)
		固定負債	3,173
		負債の部合計	100,185
		株主資本	903,830
		資本金	96,000
		利益剰余金	1,316,246
		利益準備金	24,000
		その他利益剰余金	1,292,246
		(うち当期純利益)	(98,125)
		自己株式	△508,416
		純資産の部合計	903,830
資産合計	1,004,015	負債・純資産合計	1,004,015

第10期決算公告

令和7年4月24日 東京都港区麻布台一丁目3番1号
ヴェルサムマテリアルズ・ジャパン株式会社
代表取締役 永田 勝

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,407	流动負債	1,829
固定資産	606	賞与引当金	14
		その他	1,815
		固定負債	72
		退職給付引当金	72
		株主資本	6,110
		資本金	90
		資本剰余金	1,000
		資本準備金	1,000
		利益剰余金	5,020
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	5,020 (2,288)
資産合計	8,013	負債・純資産合計	8,013

第31期決算公告

令和7年3月25日 福岡市中央区赤坂1丁目16番10号

株式会社電通九州

代表取締役社長執行役員 谷口 順一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	14,456,594	流动負債	12,968,530
固定資産	1,670,515	固定負債	1,240,979
		株主資本	1,875,710
		資本剰余金	400,000
		利益準備金	1,475,710
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	100,000
		評価・換算差額等	1,375,710
		その他有価証券評価 差額金	(475,710) 41,889
資産合計	16,127,109	負債・純資産合計	16,127,109

第6期決算公告

令和7年4月24日 東京都中央区銀座一丁目6番11号土志田ビルディング3F
有明ホスピタリティ株式会社
代表取締役 キヨン・キム・ホック・アーサー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目		金額	科目		金額
流動資産	1,406,252		流动負債	354,476	
固定資産	105,040		(うち賞与引当金)	(5,572)	
			固定負債	978,000	
			株主資本	178,816	
			資本剰余金	97,600	
			資本準備金	97,500	
			利益剰余金	97,500	
			その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△16,283 △16,283 (36,106)	
資産合計	1,511,292		負債・純資産合計	1,511,292	

第91期決算公告

令和7年4月24日 東京都千代田区鍛冶町二丁目9番12号
株式会社德力本店

代表取締役 山口 純

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目		金額	科目		金額
流動資産	33,501,467		流动負債	15,002,180	
固定資産	1,902,719		固定負債	754,813	
			株主資本	19,467,841	
			資本剰余金	100,000	
			利益準備金	19,367,841	
			その他利益剰余金 (うち当期純利益)	26,250	
			評価・換算差額等	19,341,591	
			その他有価証券評価 差額金	(1,914,200)	
			繰延ヘッジ損益	179,352	
資産合計	35,404,186		負債・純資産合計	35,404,186	

第5期決算公告

令和7年4月24日 東京都中央区銀座一丁目6番11号土志田ビルディング3F
ファー・イースト・ホスピタリティ・マネジメント・
ジャパン株式会社

代表取締役 キヨン・キム・ホック・アーサー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目		金額	科目		金額
流動資産	305,618		流动負債	362,923	
固定資産	0		(うち賞与引当金)	(7,503)	
繰延資産	1,564		固定負債	97,200	
			株主資本	△152,940	
			資本剰余金	100	
			資本準備金	△153,040	
			利益剰余金	△153,040	
			その他利益剰余金 (うち当期純損失)	(33,309)	
資産合計	307,183		負債・純資産合計	307,183	

第5期決算公告

令和7年4月24日 東京都中央区銀座一丁目6番11号土志田ビルディング3F
桜木町ホスピタリティ株式会社

代表取締役 ジョナサン・ジェームズ・ヨン・ゼ・ン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目		金額	科目		金額
流動資産	741,180		流动負債	212,900	
固定資産	101,658		(うち賞与引当金)	(9,128)	
繰延資産	6,881		(うちその他引当金)	(2,244)	
			固定負債	515,000	
			株主資本	121,820	
			資本剰余金	97,600	
			資本準備金	97,500	
			利益剰余金	△73,279	
			その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△73,279 (167,993)	
資産合計	849,720		負債・純資産合計	849,720	

第3期決算公告

令和7年3月27日 東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セーフィーベンチャーズ株式会社

代表取締役 佐渡島隆平

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目		金額	科目		金額
流動資産	51,266		流动負債	2,083	
固定資産	372,137		固定負債	160,773	
繰延資産	201		株主資本	250,341	
			資本剰余金	50,000	
			その他資本剰余金	1,115,051	
			評議會資本	1,115,051	
			評議會資本剰余金	△914,710	
			評議會資本準備金	△914,710	
			評議會資本剰余金	(887,862)	
			評議會資本準備金	10,407	
			その他評議會資本剰余金	10,407	
資産合計	423,605		負債・純資産合計	423,605	

第88期決算公告

令和7年4月24日 東京都北区上十条2丁目9番10号
株式会社昭工舎

取締役社長 高嶋 秀明

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,205,052	流动負債	350,808
固定資産	3,540,562	負債合計	350,808
有形固定資産	1,580,903	株主資本	8,394,805
無形固定資産	4,258	資本剰余金	40,000
投資その他の資産	1,955,399	資本準備金	819
		利益剰余金	819
		評議會資本	8,353,986
		評議會資本準備金	10,000
		その他評議會資本剰余金	8,343,986
		(当期純利益)	(882,641)
		純資産合計	8,394,805
合計	8,745,614	合計	8,745,614

第3期決算公告

令和7年3月24日 東京都港区浜松町二丁目4番1号
OPI・17株式会社
代表取締役 三宅 誠一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,988	流动負債	105,709
固定資産	25,773,284	固定負債	13,811,566
		負債合計	13,917,276
		株主資本	11,865,997
		資本金	100,000
		資本準備金	12,490,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	12,390,000
		その他利益剰余金	△724,002
		(うち当期純損失)	△724,002
		純資産合計	11,865,997
資産合計	25,783,273	負債・純資産合計	25,783,273

第26期決算公告

令和7年3月26日 東京都目黒区五本木一丁目33番13号
ウェルリンク株式会社
代表取締役 宮下 研一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	749,163	流动負債	91,462
固定資産	84,723	固定負債	355,611
繰延資産	405	資本金	387,218
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	304,662
		その他資本剰余金	196,180
		利益剰余金	108,482
		その他利益剰余金	66,573
		(うち当期純利益)	66,573
		自己株式	(22,304)
資産合計	834,291	負債・純資産合計	834,291

第117期決算公告

2025年4月23日 東京都中央区明石町2番1号
株式会社東榮商会
代表取締役 提署 英一

貸借対照表の要旨 (2025年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	461,541
固定資産	311,593
	流动負債
	70,708
	固定負債
	△ 23,276
	資本金
	91,800
	資本剰余金
	80,000
	資本準備金
	80,000
	利益剰余金
	△ 195,076
	その他利益剰余金
	△ 195,076
	(うち当期純損失)
	(122,420)
評価・換算差額等	78,751
その他有価証券評価差額金	78,751
資産合計	773,134
負債・純資産合計	773,134

第11期決算公告

令和7年3月27日 東京都江東区豊洲五丁目5番13号
日本ジェンパクト・ビジネスサービス株式会社
代表取締役 深田アレン

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,007,834	流动負債	23,748
固定資産	9,496	(賞与引当金)	(6,014)
		固定負債	9,666
		(退職給付引当金)	(9,666)
		株主資本	983,916
		資本金	50,000
		資本剰余金	18,185
		その他資本剰余金	18,185
		利益剰余金	915,731
		その他利益剰余金	915,731
		(うち当期純利益)	(23,716)
資産合計	1,017,330	負債・純資産合計	1,017,330

第3期決算公告

令和7年4月24日 名古屋市中村区名駅1-1-1
JPタワー名古屋21階

MORO TECHNOLOGY株式会社

代表取締役 パパニコロプロス・マリオス・バシリオス

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	74	流动負債	4,390
固定資産	413,592	株主資本	409,276
		資本金	5,000
		資本剰余金	413,592
		資本準備金	206,796
		その他資本剰余金	206,796
		利益剰余金	△9,316
		その他利益剰余金	△9,316
		(うち当期純損失)	(5,651)
資産合計	413,666	負債・純資産合計	413,666

第21期決算公告

令和7年4月24日 東京都港区芝浦三丁目2番16号
株式会社ハイシンクジャパン
代表取締役 王 興海

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,080,775	流动負債	5,404,024
固定資産	847,594	(うち賞与引当金)	(354,990)
		固定負債	124,964
		(うち役員退職慰労引当金)	(1,575)
		株主資本	1,399,380
		資本金	224,000
		資本剰余金	103,624
		資本準備金	103,624
		利益剰余金	1,071,756
		その他利益剰余金	1,071,756
		(うち当期純利益)	(99,312)
資産合計	6,928,369	負債・純資産合計	6,928,369

第63期決算公告

2024年11月26日 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
東京共同会計事務所内

桜門地所株式会社

代表取締役社長 北川 久芳

貸借対照表の要旨 (2024年10月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	578,966
固定資産	3,432,311
	流动負債
	53,306
	固定負債
	3,924,011
	株主資本
	545,487
	資本金
	544,487
	資本剰余金
	1,000
	資本準備金
	3,300,444
	利益剰余金
	50,000
	利益準備金
	3,250,444
	その他利益剰余金
	(323,289)
	自己株式
	△21,920
合計	4,011,278
合計	4,011,278

決算公告

令和7年4月24日 神奈川県横浜市緑区白山一丁目18番2号
ジャーマンインダストリーパーク4階

ネクシオン・ジャパン株式会社

代表取締役 山本 賢太

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	51,112,889	流动負債	8,143,542
固定資産	73,122,528	固定負債	84,702,914
		負債合計	92,846,456
		株主資本	31,388,961
		資本金	27,500,000
		資本剰余金	22,500,000
		資本準備金	22,500,000
		利益剰余金	△18,611,039
		その他利益剰余金	△18,611,039
		(うち当期純利益)	(4,736,031)
		純資産合計	31,388,961
資産合計	124,235,417	負債・純資産合計	124,235,417

第30期決算公告

令和7年4月24日

東京都港区元赤坂一丁目6番6号
イーストマンMFGジャパン株式会社

代表取締役 福岡 武彦

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	36	流動負債	1,049
		負債合計	1,049
株主資本	△1,013	業損失	9
資本剰余金	600	業外費用	8
利益準備金	△1,613	常勤経営	7
その他の利益剰余金	150	税引前当期純損失	8
	△1,763	法人税、住民税及び事業税	△0
純資産合計	△1,013	当期純損失	8
資産合計	36	負債・純資産合計	36

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理	9
業損失	9
業外損失	8
常勤経営	7
税引前当期純損失	8
法人税、住民税及び事業税	△0
当期純損失	8

第17期決算公告

令和7年3月14日

東京都中央区京橋三丁目1番1号

東京スクエアガーデン14階

EDF Trading Japan株式会社

代表取締役 ギド・サンティ

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,107,630	流動負債	1,569,540
固定資産	3,355	負債合計	1,569,540
株主資本	541,445	業損失	67,943
資本剰余金	750,020	業外費用	67,943
資本準備金	750,000	常勤経営	574,816
利益剰余金	750,000	税引前当期純損失	506,873
その他利益剰余金	△958,575	法人税、住民税及び事業税	27,427
	△958,575	当期純損失	534,300
純資産合計	541,445		534,300
資産合計	2,110,985	負債・純資産合計	2,110,985

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:千円)

科目	金額
売上高	67,943
売上総利益	67,943
販売費及び一般管理	574,816
業損失	506,873
業外費用	27,427
常勤経営	534,300
税引前当期純損失	534,300
法人税、住民税及び事業税	20,158
当期純損失	554,458

第72期決算公告

令和7年3月26日

愛知県名古屋市北区浪打町二丁目35番地

国分中部株式会社

代表取締役 福井 稔

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	51,449
固定資産	1,527
有形固定資産	237
無形固定資産	14
投資その他の資産	1,276
資産合計	52,977
流動負債	44,604
固定負債	376
株主資本	7,524
資本剰余金	500
その他資本剰余金	3,679
利益剰余金	3,679
利益準備金	3,344
その他利益剰余金	125
評価・換算差額等	3,219
その他の有価証券評価差額金	471
法人税等調整額	471
資産合計	52,977
負債・純資産合計	52,977

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	181,016
売上原価	172,172
売上総利益	8,844
販売費及び一般管理	7,598
業利益	1,245
業外収益	51
費用	14
常勤経営	1,281
税引前当期純利益	1,281
法人税、住民税及び事業税	347
当期純利益	920

第14期決算公告

令和7年4月24日

栃木県宇都宮市上久町807番地6

株式会社鷹揚

代表取締役 関口 久

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	26,475
固定資産	26,621
総資産	0
合 計	53,096
負純資産及のび部	
流動負債	487
固定負債	48,683
株主資本	3,925
利益剰余金	13,000
その他利益剰余金	△9,074
(うち当期純利益)	△9,074
合 計	(604)
合 計	53,096

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三百十万円減少し、九百九十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月二十四日

栃木県宇都宮市上久町八〇七番地六

代表取締役 関口 久

第18期決算公告 令和7年3月31日
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目22番24号
スマートエンジニア株式会社

代表取締役 森 淑伯

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,602,927
固定資産	56,618
資産合計	1,659,545
負純資産及のび部	
流動負債	670,458
固定負債	37,050
役員退職慰労引当金	37,050
株主資本	952,037
利益剰余金	10,000
利益準備金	942,037
その他利益剰余金	2,500
(うち当期純利益)	939,537
負債・純資産合計	(281,483)
負債・純資産合計	1,659,545

第16期決算公告 令和7年3月31日
愛知県豊田市小坂本町一丁目13番11号
スマートインプリメント株式会社
代表取締役 佐藤康一郎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	2,322,961
流動 資産	96,372
固定 資産	
合 計	2,419,333
負純 資産 及び部	
流動 負債	566,642
固定 負債	29,454
資本 主本	1,823,237
利益 利益	10,000
利益 利益	1,813,237
利益 利益	2,500
その他 利益	1,810,737
(うち 当期純利益)	(318,441)
合 計	2,419,333

第4期決算公告 令和7年4月24日
東京都渋谷区神宮前二丁目4番18号
リツツ外苑3階
株式会社 Finsw
代表取締役 小川 晃平

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	33,332
流動 資産	37,662
固定 資産	559
合 計	71,555
負純 資産 及び部	
流動 負債	22,216
固定 負債	50,560
資本 主本	△1,521
利益 利益	9,000
利益 利益	△10,521
その他 利益	△10,521
(うち 当期純損失)	(3,187)
新株 予約 権	300
合 計	71,555

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千七百五十五万円二百十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十四日

東京都渋谷区神宮前二丁目四番一八号
リツツ外苑三階株式会社 Finsw
代表取締役 小川 晃平

第55期決算公告 2025年4月24日
京都市中京区富小路通二条下る
俵屋195

湯浅コンサルタント株式会社
代表取締役 向井 信之

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	64,238
流動 資産	14,049
合 計	78,287
負純 資産 及び部	
流動 負債	9,436
固定 負債	24,075
株主資本	44,776
利益 利益	25,500
利益 利益	19,276
その他 利益	19,276
(うち 当期純損失)	(138)
合 計	78,287

第2期決算公告 令和7年4月24日
東京都渋谷区神宮前二丁目4番18号
リツツ外苑3階
株式会社 f9k
代表取締役 小川 晃平

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	5,172
流動 資産	
合 計	5,172
負純 資産 及び部	
流動 負債	19,916
固定 負債	29,000
株主資本	△43,743
利益 利益	5,500
利益 利益	△49,243
その他 利益	△49,243
(うち 当期純損失)	(49,093)
合 計	5,172

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を千四百七十七万七百円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十四日

東京都渋谷区神宮前二丁目四番一八号
リツツ外苑三階株式会社 f9k
代表取締役 小川 晃平

第2期決算公告 令和7年3月31日
大阪市北区中島三丁目6番16号
関西電力サイラスワン株式会社
代表取締役 濱田誠一郎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	1,401
流動 資産	13
合 計	1,414
負純 資産 及び部	
流動 負債	305
固定 負債	828
株主資本	281
資本 利益	432
資本 利益	432
准备金	432
利益 利益	583
その他 利益	583
(うち 当期純損失)	(431)
合 計	1,414

決算公告 令和7年4月24日
東京都大田区仲六郷一丁目4番8号
株式会社倉野製作所
代表取締役 井上 貴志

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(万円)
資の 産部	5,243,791
流動 資産	36,817,483
合 計	42,095,274
負純 資産 及び部	
流動 負債	122,748,033
固定 負債	7,361,404
株主資本	488,014,163
利益 利益	32,000,000
利益 利益	△120,014,163
その他 利益	20,000,000
(うち 当期純損失)	△140,014,163
合 計	42,095,274

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千二百万円減少し一千円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月二十四日

東京都大田区仲六郷一丁目四番八号
株式会社倉野製作所

代表取締役 井上 貴志

第7期決算公告 2025年4月24日
広島県福山市大門町旭1番地
シャープフロンティアオートモーティブ
テクノロジー株式会社
代表取締役社長 名倉 和人

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	2,463,455
流動 資産	183,322
合 計	2,646,777
負純 資産 及び部	
流動 負債	3,250,933
固定 負債	410,000
株主資本	△ 1,014,156
資本 利益	250,000
資本 利益	250,000
准备金	250,000
利益 利益	△ 1,514,156
その他 利益	△ 1,514,156
(うち 当期純利益)	(23,246)
合 計	2,646,777

第10期決算公告 令和7年4月24日
東京都世田谷区駒沢四丁目12番23号
株式会社上新リアルエステート
代表取締役 丸山 成一

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	533,025
流動 資産	25,045
合 計	558,070
負純 資産 及び部	
流動 負債	312,081
固定 負債	29,724
株主資本	216,265
利益 利益	3,000
利益 利益	213,265
その他 利益	(0)
(うち 当期純利益)	(213,265)
(うち 当期純利益)	(1,969)
合 計	558,070

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社上新リアルエステート(住所:東京都世田谷区駒沢四丁目一二番二三号)に対して、当社の不動産の所有、売買、交換、鑑定評価、賃貸借、管理、保守、清掃業務の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十四日

東京都世田谷区駒沢四丁目一二番二三号
株式会社上新リアルエステート

代表取締役 丸山 成一

第3期決算公告 令和7年4月24日
東京都千代田区大手町一丁目2番1号
キエジ・ファーマ・ジャパン株式会社
代表取締役 中村 良和

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	509,955
固定資産	30,270
合 計	540,225
負純資産及のび部	
流動負債(賞与引当金)	78,004
固定負債	(30,594)
株主資本	35,539
資本剰余金	426,681
資本準備金	300,000
本利益剰余金	100,000
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	26,681
合 計	540,225

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少して一億円とし、減少額の全額を資本準備金とするございました。

効力発生日は令和7年五月三十日であり、株主総会の決議は令和七年三月三十一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月24日

東京都千代田区大手町一丁目二番1号
キエジ・ファーマ・ジャパン株式会社
代表取締役 中村 良和

第56期決算公告 令和7年4月24日
愛知県名古屋市南区西又兵工町三丁目48番地
愛知計機株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	457,814
固定資産	599,626
合 計	1,057,440
負純資産及のび部	
流動負債	319,058
基盤構築引当金	34,000
固定負債	292,079
修繕引当金	11,040
株主資本	446,303
資本剰余金	15,000
本利益剰余金	431,303
利潤準備金	450
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	430,853
合 計	(10,911)

新設分割公告
当社は、新設分割により新設するネクストステージ株式会社(住所:愛知県名古屋市南区西又兵工町三丁目四八番地)に対して当社の不動産管理、賃貸、売買、仲介事業に関する権利を承継させることにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月24日

東京都千代田区大手町一丁目二番1号
キエジ・ファーマ・ジャパン株式会社
代表取締役 中村 良和

第3期決算公告 令和7年4月24日
名古屋市天白区八事天道323番地1
N T C ホールディングス株式会社
代表取締役 細谷 太一

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	7,813,995
固定資産	354,678,633
資 産 合 計	362,492,628
負純資産及のび部	
流動負債	1,462,464
固定負債	165,000,000
負 債 合 計	166,462,464
株 主 資 本	196,030,164
資 本 剰 余 金	300,000
利 潟 利 益	185,795,670
利 潟 利 益	9,934,494
利 潟 利 益	(7,924,941)
純 資 產 合 計	196,030,164
負債・純資産合計	362,492,628

組織変更公告
当社は、合同会社に組織変更することになりました。

組織変更後の商号はN T C ホールディングス合同会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月24日

名古屋市天白区八事天道三三番地1
N T C ホールディングス株式会社
代表取締役 細谷 太一

第44期決算公告 令和7年4月24日
京都市上京区荒神口通河原町東入亀屋町123番地
北辰工業株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	2,895,109
固定資産	622,158
緑延資産	2,875
合 計	3,520,142
負純資産及のび部	
流動負債	1,985,194
固定負債	60,751
株主資本	1,474,195
資本剰余金	50,000
本利益剰余金	1,424,195
利潤準備金	7,815
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	1,416,380
合 計	(216,277)

新設分割公告
当社は、新設分割により新設するダイワ商事株式会社(住所:京都市上京区荒神口通河原町東入亀屋町一二三番地)に対して当社の不動産の売買、仲介及び管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月24日

京都市上京区荒神口通河原町東入亀屋町一二三番地
北辰工業株式会社
代表取締役 北門 和紀**第19期決算公告**

令和7年4月24日

広島県東広島市高屋台一丁目3番30号

日清紡精機広島株式会社

代表取締役社長 大川 等

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 额
資の 産部	
流動資産	786,689
固定資産	1,697,091
合 計	2,483,780
負純資産及のび部	
流動負債	899,235
株主資本	1,584,545
資本剰余金	320,000
本利益剰余金	1,264,545
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,264,545
合 計	(9,678)

第5期決算公告

令和7年4月24日

香川県高松市朝日町5丁目14番1号

松山オキシントン株式会社

代表取締役 太田 貴也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	63,567
固定資産	45,434
合 計	109,001
負純資産及のび部	
流動負債	57,586
株主資本	51,415
資本剰余金	50,000
本利益剰余金	17,399
その他資本剰余金	17,399
本利益剰余金	△15,983
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△15,983
合 計	(1,045)

第3期決算公告 令和7年4月24日
名古屋市天白区八事天道323番地1
N T C ホールディングス株式会社
代表取締役 細谷 太一

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	7,813,995
固定資産	354,678,633
資 産 合 計	362,492,628
負純資産及のび部	
流動負債	1,462,464
固定負債	165,000,000
負 債 合 計	166,462,464
株 主 資 本	196,030,164
資 本 剰 余 金	300,000
利 潟 利 益	185,795,670
利 潟 利 益	9,934,494
利 潟 利 益	(7,924,941)
純 資 產 合 計	196,030,164
負債・純資産合計	362,492,628

組織変更公告
当社は、合同会社に組織変更することになりました。

組織変更後の商号はN T C ホールディングス合同会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月24日

名古屋市天白区八事天道三三番地1
N T C ホールディングス株式会社
代表取締役 細谷 太一

第10期決算公告 令和7年3月27日
東京都千代田区紀尾井町3番29号
一般財団法人日本G A P協会

代表理事 萩野 宏

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	86,842
固定資産	104,307
合 計	191,149
負純資産及のび部	
流動負債	16,645
固定負債	0
負 債 合 計	16,645
指定正味財産	13,100
一般正味財産	161,404
正味財産合計	174,504
合 計	191,149

第3期決算公告 令和7年3月18日
東京都新宿区市谷本村町10—5
一般社団法人JP-MIRAI

代表理事 矢吹 公敏

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	42,666
合 計	42,666
負純資産及のび部	
流動負債	29,982
負 債 合 計	29,982
剩 余 金	12,684
純 資 產 合 計	12,684
合 計	42,666

第3期決算公告 2025年1月30日

青森県弘前市大字北瓦ヶ町13番地1
東日本不動産弘前ビル

株式会社ホットスタイル

代表取締役社長 須藤 真寿

貸借対照表の要旨(2024年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 110,140
合 計	110,140
負純 資産 及の び部	流动負債 99,628 株主資本 10,512 資本剰余金 1,000 利益剰余金 9,512 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 9,512 (283) 合 計 110,140

第5期決算公告

令和7年4月24日

東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー

Lifestyle特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
特 定 資 産 11,241	流 动 負 債 1
投 資 そ の 他 の 資 産 11,241	固 定 負 債 4,380
特 定 資 產 合 計 11,241	負 債 合 計 4,381
そ の 他 の 資 產 119	社 員 資 本 6,979
流 动 資 產 113	特 定 資 本 金 0
固 定 資 產 2	優 先 資 本 金 7,093
繰 延 資 產 3	剰 余 金 △113
そ の 他 の 資 產 合 計 119	純 資 產 合 計 6,979
資 產 合 計 11,361	負 債 ・ 純 資 產 合 計 11,361

損益計算書の要旨
(自 令和6年7月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
營 業 収 益	71
營 業 費 用	33
營 業 利 益	37
營 業 外 収 益	0
營 業 外 費 用	0
經 常 利 益	37
稅 引 前 当 期 純 利 益	37
法 人 稅・住 民 稅 及 び 事 業 稅	0
當 期 純 利 益	37

第10期決算公告 令和7年4月24日

岩手県盛岡市中央通一丁目11番17号

株式会社インタラック北日本

代表取締役 佐藤 安則

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 536
	固定資産 5
資 產 合 計	541
負純 資産 及の び部	流动負債 236 賞与引当金 2 株主資本 305 資本剰余金 60 利益剰余金 245 利益準備金 15 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 230 (123) 負債・純資産合計 541

第7期決算公告

令和7年3月31日

東京都港区浜松町二丁目4番1号

株式会社OPI・12

代表取締役 三宅 誠一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産 615,273	流動負債 17,863,969	固定資産 39,084,578	負債合計 17,863,969
株主資本 21,835,881	資本剰余金 10,216,500	資本準備金 10,216,500	利益剰余金 1,402,881
資本準備金 10,216,500	その他利益剰余金 1,402,881	その他利益剰余金 1,402,881	
資産合計 39,699,851	純資産合計 21,835,881	負債・純資産合計 39,699,851	

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,927,335
売 上 総 利 益	1,927,335
販 売 費 及 び 一 般 管 理	9,321
營 業 利 益	1,918,013
營 業 外 費 用	219,669
經 常 利 益	1,698,344
稅 引 前 当 期 純 利 益	1,698,344
法 人 稅・住 民 稅 及 び 事 業 稅	1,210
當 期 純 利 益	1,697,134

第10期決算公告 令和7年4月24日

千葉県千葉市中央区新町1番地17

株式会社インタラック関東北

代表取締役 二ノ宮直也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 495
	固定資産 2
資 產 合 計	498
負純 資産 及の び部	流动負債 279 賞与引当金 3 株主資本 218 資本剰余金 60 利益剰余金 158 利益準備金 15 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 143 (3) 負債・純資産合計 498

第10期決算公告

令和7年3月28日

東京都港区芝四丁目10番1号

Q. E N E S Tホールディングス株式会社

代表取締役 張 熙載

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産 8,565	流動負債 8,817	固定負債 6	
固定資産 9,566			
		負債合計 8,824	
株主資本 9,307		資本剰余金 2,001	
資本準備金 2,151		利益剰余金 5,154	
資本剰余金 2,001		その他利益剰余金 5,154	
資本準備金 2,001		純資産合計 9,307	
資産合計 18,132		負債・純資産合計 18,132	

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
役 務 収 益	414
上 級 利 益	414
販 売 費 及 び 一 般 管 理	716
營 業 損 失	301
營 業 外 費 用	209
經 常 損 失	58
稅 引 前 当 期 純 損 失	150
法 人 稅・住 民 稅 及 び 事 業 稅	△8
法 人 稅 等 調 整 額	0
當 期 純 損 失	142

第14期決算公告 2025年2月27日

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

ファーストブラザーズ投資顧問株式会社

代表取締役社長 峯村 昌樹

貸借対照表の要旨(2024年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 642,362
	固定資産 10,035
資 產 合 計	652,397
負純 資産 及の び部	流动负债 16,660 株主資本 635,736 資本剰余金 50,000 資本準備金 50,800 その他資本剰余金 49,000 利益剰余金 1,800 その他利益剰余金 534,936 利益準備金 534,936 その他利益剰余金 (うち当期純利益) (31,493) 合 計 652,397

第6期決算公告

令和7年4月24日

東京都中央区銀座一丁目6番11号土志田ビルディング3F

有明プロパティーズ特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特 定 資 産 7,252,133	流 动 負 債 24,333	固 定 負 債 5,330,000	
そ の 他 の 資 産 1,243,843		負 債 合 計 5,354,333	
流 动 資 產 1,238,621			
固 定 資 產 3,864		社 員 資 本 3,141,643	
投 資 そ の 他 の 資 産 3,864		特 定 資 本 金 100	
練 延 資 產 1,357		優 先 資 本 金 3,350,000	
		剰 余 金 △208,456	
		當 期 未 処 理 損 失 208,456	
資 產 合 計 8,495,976		純 資 產 合 計 3,141,643	
		負 債 ・ 純 資 產 合 計 8,495,976	

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
營 業 収 益	508,182
營 業 費 用	339,033
營 業 利 益	169,149
營 業 外 収 益	72
經 常 利 益	169,222
稅 引 前 当 期 純 利 益	169,222
法 人 稅・住 民 稅 及 び 事 業 稅	950
當 期 純 利 益	168,272

第5期決算公告

令和7年4月24日
東京都中央区銀座一丁目6番11号土志田ビルディング3F
桜木町プロパティーズ特定目的会社
取締役 中村 武
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	5,478,462	流動負債	24,691
その他の資産	194,524	固定負債	4,030,000
流动資産	171,418	負債合計	4,054,691
固定資産	23,105	社員資本	1,618,295
投資その他の資産	23,105	特定資本金	100
		優先資本金	2,500,000
		剰余金	△881,804
		当期末処理損失	881,804
		純資産合計	1,618,295
資産合計	5,672,986	負債・純資産合計	5,672,986

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科目	金額
営業収益	62,248
営業費用	181,562
営業損失	119,314
業外収益	18
業外費用	61,950
常勤損失	181,245
税引前当期純損失	181,245
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	182,195

第9期決算公告 2025年2月27日
東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
ファーストプラザーズディベロメント
株式会社

代表取締役社長 辻野 和孝
貸借対照表の要旨(2024年11月30日現在)

科目	金額(千円)
流動資産	261,246
固定資産	1,833,596
合計	2,094,843
負純資産	1,205,981
資本	747,655
資本	141,207
資本	100,000
資本	149,106
資本	149,106
利益	△107,898
利益	△107,898
その他利益	△107,898
当期純損失	(37,556)
合計	2,094,843

第28期決算公告

2025年3月31日
東京都港区芝浦一丁目1番1号
カタール石油開発株式会社
代表取締役社長 中山 真志
貸借対照表の要旨
(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,120	流動負債	2,470
		(賞与引当金)	(6)
		負債合計	2,470
		株主資本	△350
		資本剰余金	3,148
		利益剰余金	△3,498
		利益準備金	787
		その他利益剰余金	△4,285
		純資産合計	△350
資産合計	2,120	負債・純資産合計	2,120

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	760
売上原価	161
売上総利益	599
販売費及び一般管理	94
営業利益	505
営業外収益	306
営業外費用	15
常勤損失	796
特別損失	810
税引前当期純損失	14
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	9
当期純損失	24

第4期決算公告 2025年2月27日

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
フロムファーストホテルズ株式会社
代表取締役社長 本多 守
貸借対照表の要旨(2024年11月30日現在)

科目	金額(千円)
流動資産	13,221
固定資産	19,838
合計	33,060
負純資産	191
資本	32,868
資本	50,000
資本	△17,131
資本	△17,131
利益	(1,121)
合計	33,060

第15期決算公告

令和7年3月31日
東京都港区港南一丁目8番40号
スマートホールディングス株式会社
代表取締役 佐藤康一郎
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,722,233	流動負債	105,747
固定資産	652,777	固定負債	33,600
		従員退職慰労引当金	33,600
		株主資本	2,235,663
		資本剰余金	847,600
		資本準備金	834,759
		利益剰余金	834,759
		利益準備金	553,304
		その他利益剰余金	553,304
資産合計	2,375,010	負債・純資産合計	2,375,010

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科目	金額
営業収益	684,993
営業費用	631,783
営業利益	53,210
営業外収益	182,408
営業外費用	235,618
常勤損失	43
税引前当期純利益	235,575
法人税、住民税及び事業税	19,526
法人税等調整額	169
当期純利益	215,880

第11期決算公告 2025年2月17日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
東京共同会計事務所内
桔梗門管理株式会社
代表取締役社長 北川 久芳
貸借対照表の要旨(2024年11月30日現在)

科目	金額(千円)
流動資産	42,043
固定資産	845,060
合計	887,104
負純資産	22,430
資本	760,802
資本	103,871
資本	1,000
利益	102,871
その他利益剰余金	102,871
当期純利益	(19,731)
合計	887,104

第42期決算公告

令和7年4月24日
東京都港区芝公園一丁目7番6号
KDX浜松町プレイス
ウェストロックアジア株式会社
代表取締役 中川 浩行
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,406,327	流動負債	23,048
固定資産	4,239,425	賞与引当金	2,521
有形固定資産	3,018	固定負債	55,776
無形固定資産	1,128	退職給付引当金	55,776
投資その他の資産	4,235,279	負債合計	78,824
		株主資本	6,566,927
		資本剰余金	2,136,555
		資本準備金	2,106,555
		利益剰余金	2,323,817
		その他利益剰余金	2,323,817
資産合計	6,645,751	純資産合計	6,566,927
		負債・純資産合計	6,645,751

損益計算書の要旨
(自 令和6年10月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科目	金額
売上高	39,387
売上総利益	39,387
販売費及び一般管理	36,249
営業利益	3,138
営業外収益	1,859
営業外費用	4,997
常勤利益	4,997
税引前当期純利益	4,997
法人税、住民税及び事業税	4,835
法人税等調整額	△1,329
当期純利益	1,491

第14期決算公告 2025年1月30日

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
株式会社箱根七瀬
代表取締役社長 和泉田深音
貸借対照表の要旨(2024年10月31日現在)

科目	金額(千円)
流動資産	55,412
固定資産	376,216
合計	431,628
負純資産	18,892
資本	463,006
資本	△50,270
資本	5,000
資本	△55,270
利益	△55,270
その他利益剰余金	(3,721)
合計	431,628

第15期決算公告 2025年4月10日
東京都港区虎ノ門五丁目1番5号
T A P I ジャパン株式会社
代表取締役 高原 進

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 6,137,434
	固定 資産 24,721
資 産 合 計	6,162,155
負純 資産 及の び部	流動 負債 4,531,437
	固定 負債 1,630,718
資本	資本 90,000
資本	剰余金 79,279
資本	準備金 79,279
利益	利益剰余金 1,461,439
その他	利益剰余金 (うち当期純利益) 1,461,439
負債・純資産合計	6,162,155

第58期決算公告 2025年3月31日

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目6番20号
日本ヒルティ株式会社
代表取締役 堀 直樹

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資産	14,559	流動 負債	10,545
固定 資産	3,025	固定 負債 (うち退職給付引当金)	835 (741)
資 産 合 計	17,585	負債 合 計	11,381
株主資本	6,204	資本剰余金	929
資本準備金	3,200	資本準備金	929
利益剰余金	2,074	利益剰余金	2,074
その他利益剰余金	2,074	その他利益剰余金	2,074
純資産合計	6,204	純資産合計	6,204
負債・純資産合計	17,585	負債・純資産合計	17,585

損益計算書の要旨
(自至 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金額
売上高	20,571
売上原価	11,352
売上総利益	9,218
販費及び一般管理費	8,454
営業収益	764
営業外収益	19
営業費用	76
営業外費用	707
営業常別損	1
税引前純利益	705
事業税	294
法人税等調整額	50
当期純利益	462

第21期決算公告 令和7年4月24日
東京都中央区銀座四丁目12番15号
歌舞伎座タワー

株式会社リンクダイニング
代表取締役 堀岡亜紀子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 22
	固定 資産 11
資 産 合 計	33
負純 資産 及の び部	流動 負債 168
	役員賞与引当金 1
	固定 負債 0
資本	株主資本 △135
資本	利益剰余金 50
利益	利益剰余金 △185
その他	利益剰余金 (うち当期純損失) △185
負債・純資産合計	33

第12期決算公告 令和7年4月24日
東京都渋谷区桜丘町14番6号
松栄エステート株式会社
代表取締役 黒松芙美恵

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 88,098
	固定 資産 302,375
資 産 合 計	390,505
負純 資産 及の び部	流動 負債 254,297
	固定 負債 59,689
資本	株主資本 76,518
資本	利益剰余金 1,000
利益	利益剰余金 75,518
その他	利益剰余金 (うち当期純利益) 75,518
負債・純資産合計	390,505

資本金の額の減少公告
当社は、現在の資本金の額を六百万円減少し、一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第10期決算公告 令和7年4月24日
神奈川県横浜市中区長者町五丁目85番地
株式会社インタラック関東南
代表取締役 石川 和希

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 1,138
	固定 資産 15
資 産 合 計	1,153
負純 資産 及の び部	流動 負債 523
	賞与引当金 4
	固定 負債 0
資本	株主資本 628
資本	利益剰余金 40
利益	利益剰余金 20
その他	利益剰余金 568
	利益準備金 10
	その他利益剰余金 558
	(うち当期純利益) (138)
負債・純資産合計	1,153

第7期決算公告 令和7年4月24日
東京都新宿区新宿一丁目11番17号
泰平典株式会社
代表取締役 倉田 泰輔

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 587
	資産合計 587
負純 資産 及の び部	流動 負債 30,011
	負債合計 30,011
資本	株主資本 △29,423
資本	剰余金 15,500
資本	準備金 15,500
利益	利益剰余金 △60,423
その他	利益剰余金 (うち当期純損失) △60,423 (24,525)
純資産合計	△29,423
負債・純資産合計	587

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を千五百円、資本準備金の額を千五百円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第42期決算公告 令和7年4月24日
富山県富山市掛尾町626番地
ティ・エフ保険サービス株式会社
代表取締役社長 島田 秀二

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 36,360
	固定 資産 2,086,834
資 産 合 計	2,123,194
負純 資産 及の び部	流動 負債 3,216
	固定 負債 281,342
資本	株主資本 1,298,100
資本	利益剰余金 10,000
利益	利益準備金 1,288,100
その他	2,500
	その他利益剰余金 1,285,600
	(うち当期純利益) (96,924)
	評価・換算差額等 540,534
合 計	2,123,194

第9期決算公告 令和7年4月24日
東京都渋谷区渋谷二丁目6番4号
株式会社 Secu al
代表取締役 菊池 正和

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 116,356
	固定 資産 14,071
資 産 合 計	130,428
負純 資産 及の び部	流動 負債 62,966
	固定 負債 82,068
資本	株主資本 △14,606
資本	剰余金 160,940
資本	準備金 499,363
利益	利益剰余金 △674,910
その他	利益剰余金 (うち当期純損失) △674,910 (144,922)
合 計	130,428

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五千九十四万円、資本準備金の額を四億八千九百三十六万三千九百八十二円減少し、それぞれ一千円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第14期決算公告 令和7年4月24日 東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号 KANDA SQUARE E11F アジアンブリッジ株式会社 代表取締役 下田 嘉苗		貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)	
		資本金及び準備金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を七千五百五十六万七千九百四十円、資本準備金の額を五億五千三百五千元減少することにいたしました。		この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。		なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。	
令和7年4月二十四日		令和7年4月二十四日	
KANDA S Q U A R E E - F 代表取締役 下田 嘉苗		KANDA S Q U A R E E - F 代表取締役 上杉 幸作	

第11期決算公告 2025年1月30日 長野市大字南長野県町528番地の1 株式会社 応実堂 代表取締役社長 吉原 知紀		
貸借対照表の要旨(2024年10月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の産部	流動資産	6,982
	固定資産	35,017
	合 計	42,000
負純資産及のび部	流動負債	124
	固定負債	5,800
	資本	36,075
	資本剰余金	10,000
	その他の資本	16,000
	利益剰余金	16,000
	その他の利益剰余金	18,075
	(うち当期純利益)	18,075
	自己株式	(357)
	合 計	△8,000
		42,000

第41期決算公告 令和7年4月24日 奈良県北葛城郡広陵町大字南字井殿178番地 株式会社若草食品 代表取締役 上杉 幸作		貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)	
		資本金の額の減少公告	
当社は、資本金の額を三百万円減少し、二千九百万円とすることにいたしました。		この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。		なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。	
令和7年4月二十四日		令和7年4月二十四日	
奈良県北葛城郡広陵町大字南字井殿一七八番地 株式会社若草食品 代表取締役 上杉 幸作		奈良県北葛城郡広陵町大字南字井殿一七八番地 株式会社若草食品 代表取締役 上杉 幸作	

第19期決算公告 2025年1月30日 長野市大字南長野県町528番地の1 株式会社長野ホテル犀北館 代表取締役社長 宮坂 昇		
貸借対照表の要旨(2024年10月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の産部	流動資産	236,851
	固定資産	3,650,021
	合 計	3,886,872
負純資産及のび部	流動負債	288,101
	固定負債	4,192,103
	資本	△593,332
	資本剰余金	26,000
	利益剰余金	△619,332
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	△620,832
	(うち当期純損失)	(114,041)
	合 計	3,886,872

第7期決算公告 令和7年4月24日 熊本市東区長嶺西一丁目6番17号 トランスト株式会社 (旧商号:トランスト合同会社) 代表取締役 今田 由美		貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:千円)	
		準備金の額の減少公告	
当社は、今建重機株式会社及びアイケック株式会社との株式交換(以下「本株式交換」)により資本準備金の額が増加することとを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。		この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。		なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。	
令和7年4月二十四日		令和7年4月二十四日	
熊本市東区長嶺西一丁目六番一七号 トランスト株式会社 代表取締役 今田 由美		熊本市東区長嶺西一丁目六番一七号 トランスト株式会社 代表取締役 今田 由美	

第11期決算公告 2025年1月30日 長野市大字南長野県町528番地の1 株式会社 鐵 扇 代表取締役社長 吉原 知紀		
貸借対照表の要旨(2024年10月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の産部	流動資産	15,935
	固定資産	10,173
	合 計	26,108
負純資産及のび部	流動負債	3,944
	固定負債	78,500
	資本	△56,336
	資本剰余金	9,000
	利益剰余金	△65,336
	その他利益剰余金	△65,336
	(うち当期純損失)	(3,690)
	合 計	26,108

第18期決算公告 2025年2月27日 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 ファーストプラザーズキャピタル株式会社 代表取締役社長 峯村 昌樹		貸借対照表の要旨(2024年11月30日現在)(単位:百万円)	
		損益計算書の要旨(自2023年12月1日(至)2024年11月30日)(単位:百万円)	
		科 目	
資産の部		金額	
資の産部	流动資産	1,067,279	
	固定資産	3,866,796	
	合 計	4,934,075	
負純資産及のび部	流动負債	1,084,494	
	固定負債	3,828,516	
	資本	21,064	
	資本剰余金	1,000	
	利益剰余金	20,064	
	その他利益剰余金	(16,013)	
	合 計	4,934,075	
		科 目	
負債及び純資産の部		金額	
科 目	金額	科 目	金額
売上高	4,325	原価	2,494
販売費	1,830	一般管理費	593
営業外収益	1,237	営業外費用	44
税金等調整額	378	税金等調整額	378
当期純損益	688	当期純損益	688
利潤	214	利潤	214
税金等	77	税金等	77
当期純利益	△2	当期純利益	△2
税金等	140	税金等	140
当期純損失	43,590	当期純損失	43,590

第10期決算公告 令和7年4月24日 静岡県浜松市中央区伝馬町311番地の14 株式会社インタラック関西東海 代表取締役 三室 明弘		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(百万円)	
資の産部	流動資産	460
	固定資産	2
	合 計	462
負純資産及のび部	流動負債	241
	固定負債	3
	資本	220
	資本剰余金	60
	利益剰余金	160
	その他利益剰余金	15
	(うち当期純利益)	145
	(うち当期純損失)	(24)
	合 計	462

第30期決算公告

令和7年4月24日

東京都千代田区九段南1-5-5

株式会社ボーンデジタル

代表取締役 新 和也

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産部	流動資産	3,224,447
	固定資産	510,090
資産合計		3,734,538
負債及び純資産の部	流動負債	1,613,972
	固定負債	919,068
	役員退職慰労引当金	415,729
	株主資本金	1,199,098
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	36,814
	その他資本剰余金	36,000
	利益剰余金	814
	その他利益剰余金	1,539,277
	(うち当期純利益)	1,539,277
自己株式	評価・換算差額等	(286,960)
	その他有価証券評価差額金	△476,993
負債・純資産合計		3,734,538

第46期決算公告

令和7年4月24日

東京都港区麻布台一丁目3番1号

メルクバイオファーマ株式会社

代表取締役 ジェレミー・グロサス

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目		金額
資産部	流動資産	23,711
	固定資産	941
資産合計		24,652
負債及び純資産の部	流動負債	11,923
	賞与引当金	457
	1年内支払予定の長期業績連動型給付引当金	25
	その他の長期業績連動型給付引当金	11,441
	退職給付引当金	99
	その他の退職給付引当金	10
	純資産合計	30
	負債合計	58
	純資産合計	12,022
	負債・純資産合計	12,022

第39期決算公告

令和7年3月31日

東京都港区新橋一丁目10番6号

新橋M-SQUARE 7階

GNオーディオジャパン株式会社

代表取締役 安藤 靖

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産部	流動資産	766,300
	固定資産	282,083
資産合計		1,048,383
負債及び純資産の部	流動負債	688,544
	有給休暇引当金	14,210
	賞与引当金	64,403
	商品補償引当金	39,538
	固定負債	109,627
	退職給付引当金	109,627
	株主資本金	250,212
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	6,998
	利益剰余金	233,213
純資産合計	利益準備金	2,200
	その他利益剰余金	231,013
負債・純資産合計	(うち当期純利益)	(43,669)
	負債・純資産合計	1,048,383

第42期決算公告

2025年2月27日

青森県弘前市大字北瓦ヶ町13番地1

東日本不動産弘前ビル

株式会社東日本不動産

代表取締役社長 須藤 真寿

貸借対照表の要旨

(2024年11月30日現在) (単位:百万円)

科 目		金額
資産部	流動資産	1,738
	固定資産	20,043
資産合計		21,782
負債及び純資産の部	流動負債	1,766
	固定負債	18,170
	負債合計	19,936
	株主資本金	1,838
	資本剰余金	50
	利益準備金	3,288
	その他利益剰余金	12
	利益準備金	3,276
	(うち当期純利益)	(611)
	自己株式	△1,499
純資産合計	評価・換算差額等	7
	その他有価証券評価差額金	△0
純資産合計	繰延ヘッジ損益	7
	負債・純資産合計	1,846

第100期決算公告

令和7年3月27日

大阪市住之江区平林南1丁目8番19号

津田産業株式会社

代表取締役社長 津田 潮

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産部	流動資産	10,889,350
	固定資産	4,760,522
合計		15,649,872
負債及び純資産の部	流動負債	10,137,995
	固定負債	1,520,305
	負債合計	11,658,300
	株主資本金	3,818,960
	資本剰余金	403,200
	資本準備金	47,259
	利益準備金	47,259
	その他資本剰余金	3,556,433
	利益準備金	100,800
	その他利益剰余金	3,455,633
純資産合計	(うち当期純利益)	(242,266)
	自己株式	△187,933
純資産合計	評価・換算差額等	172,611
	その他有価証券評価差額金	172,611
純資産合計	合計	15,649,872

第65期決算公告

2025年4月24日

東京都中央区八丁堀一丁目13番10号

株式会社シービーケー

代表取締役社長執行役員 井上 智雄

貸借対照表の要旨

(2025年2月28日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産部	流動資産	1,913,015
	固定資産	292,049
資産合計		2,205,064
負債及び純資産の部	流動負債	593,560
	賞与引当金	28,770
	その他の負債	564,790
	固定負債	279,867
	退職給付引当金	228,876
	その他の負債	50,990
	負債合計	873,428
	株主資本金	1,198,995
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	346,835
純資産合計	その他資本剰余金	81,835
	利益準備金	265,000
	その他利益剰余金	762,160
	利益準備金	54,175
	その他利益剰余金	707,985
	(うち当期純利益)	(97,468)
負債・純資産合計	評価・換算差額等	132,640
	その他有価証券評価差額金	132,640
純資産合計	合計	1,331,636
	負債・純資産合計	2,205,064

第76期決算公告 令和7年4月24日
 東京都大田区西糀谷三丁目7番10号
シャフトセンター株式会社
 代表取締役 須田 哲郎
 貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	408,745
固定資産	522,485
合 計	931,230
負純資産及のび部	
流動負債	199,961
(うち退職給付引当)	151,089
(金)	(32,991)
株主資本	580,179
資本剰余金	50,000
利益剰余金	530,179
利益準備金	23,000
その他利益剰余金	507,179
(うち当期純利益)	(26,048)
合 計	931,230

合併公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 (甲) 確定四月二十日事業年度はありません。
 (乙) 令和7年4月24日事業年度はありません。
 (甲) 東京都大田区西糀谷三丁目7番10号
 シャフトセンター株式会社
 代表取締役 須田 哲郎
 (乙) 兵庫県西宮市奥畑六番
 代表取締役 須田 哲郎
 須田 健太
 社会会員

第2期決算公告 2025年2月27日
 大分県由布市湯布院町川上295番地2
ゆふいん月燈庵株式会社
 代表取締役社長 和泉田深音

貸借対照表の要旨(2024年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	83,742
固定資産	824
合 計	84,566
負純資産及のび部	
流動負債	70,498
定資本	2,758
資利剰余金	11,309
益準備金	3,000
その他利益剰余金	8,309
(うち当期純利益)	8,309
合 計	84,566

第20期決算公告

令和7年4月24日 岩手県盛岡市西仙北一丁目34番13号
株式会社ケー・テック
 代表取締役 館洞 孝幸
 貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	794,352
固定資産	375,781
合 計	1,170,133
負純資産及のび部	
流動負債	1,046,133
固定負債	237,722
株主資本	△113,722
資本剰余金	130,000
利益剰余金	2,810
(うち当期純利益)	△246,532
合 計	(73,888)

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を三千二百万円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 (甲) 令和7年4月24日 岩手県盛岡市西仙北一丁目34番13号
 株式会社ケー・テック
 代表取締役 館洞 孝幸

第10期決算公告 令和7年4月24日

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目17番38号
株式会社インタラック西日本
 代表取締役 岡元 正久
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	421
固定資産	3
合 計	425
負純資産及のび部	
流動負債	219
賞与引当金	1
株主資本	205
資本剰余金	60
利益準備金	145
利益剰余金	15
その他利益剰余金	130
(うち当期純利益)	(46)
負債・純資産合計	425

第19期決算公告

令和7年4月24日 福岡市東区篠松2-28-26
リンク・プロパティファンド第1号特定目的会社
 取締役 西田 信之

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
科 目	金額
特定期産	967
その他の資産	115
流動資産	86
投資その他の資産	29
資産合計	1,082
負債合計	1,082

損益計算書の要旨
 (自令和6年2月1日) 至令和7年1月31日
 (単位:百万円)

科 目	金額
営業収益	168
費用	77
営業外収益	90
費用	2
営業外費用	3
税金等	88
前引税金等	88
法人税	0
事業税	88
当期純利益	88
合計	18,844
負債	73
株主資本	18,771
資本剰余金	7,590
その他利益剰余金	11,181
(うち当期純利益)	(89)
合計	18,844

第37期決算公告

令和7年4月24日 大阪市大正区泉尾六丁目6番23号
株式会社タイヘイ倉庫
 代表取締役 須田 哲郎
 貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	3,421
固定資産	15,423
合 計	18,844
負純資産及のび部	
流動負債	73
株主資本	18,771
資本剰余金	7,590
その他利益剰余金	11,181
(うち当期純利益)	(89)
合 計	18,844

第80期決算公告

令和7年4月24日 名古屋市西区花の木一丁目3番14号
春日井製菓株式会社
 代表取締役 春日井大介
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	4,064,999	流动負債	3,162,768
固定資産	7,898,540	(うち賞与引当金)	(23,258)
合計	11,963,540	固定負債	2,752,000
		(うち退職給付引当)	(12,000)
		株主資本	6,048,772
		資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	90,771
		利益剰余金	90,771
		利益準備金	5,858,000
		その他利益剰余金	25,000
		純資産合計	5,833,000
		(うち当期純利益)	(732,130)

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 (甲) 令和7年4月24日 名古屋市西区花の木一丁目3番14号
 春日井製菓株式会社
 代表取締役 春日井大介

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を八千万円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

「官報の発行に関する法律」の施行により
 令和7年4月1日から
 「官報」は電子化されました。

内閣府

第9期決算公告 令和7年3月31日
東京都千代田区神田神保町三丁目2番地
オイシーズ株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 312,139
	固定 資産 4,858,119
	資 産 合 計 5,170,259
負純 資産 及の び部	流動 負債 496,633
	固定 資本 4,303,047
	資本 主本 367,566
	資本 余金 50,000
	資本 準備 4,600,000
	その他の資本 3,265,000
	利益 利益 1,335,000
	利益 利益 4,282,433
	その他利益 利益 4,282,433
	(当期純損失) (502,231)
	新株予約権 3,012
	負債・純資産合計 5,170,259

第44期決算公告 令和7年4月24日
兵庫県豊岡市出石町八木32番地
株式会社ねずみや

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 103,732
	固定 資産 118,905
	資 産 合 計 222,638
負純 資産 及の び部	流動 負債 60,487
	固定 資本 160,109
	資本 主本 2,042
	資本 余金 20,000
	資本 準備 △17,957
	その他の資本 5,000
	利益 利益 △22,957
	その他利益 利益 (9,513)
	負債・純資産合計 222,638

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千円とするにいたしました。
効力発生日は令和七年五月二十六日であり、株主総会の決議は令和七年四月一日に終了しております。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第7期決算公告 令和7年3月30日
沖縄県うるま市字州崎5番8沖縄ライフサイエンス研究センター120号室

Re PHAGEN株式会社
代表取締役 村上 明一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 34,273
	固定 資産 7,576
	資 産 合 計 41,850
負純 資産 及の び部	流動 負債 35,543
	固定 資本 0
	資本 主本 6,307
	資本 余金 5,500
	資本 準備 1,500
	利益 利益 1,500
	利益 利益 △692
	(うち当期純損失) (2,782)
	負債・純資産合計 41,850

第3期決算公告 令和7年4月24日
兵庫県明石市魚住町清水1106-4

株式会社光和管財明石
代表取締役 光井 勇

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 48,307,051
	固定 資産 1,196,000
	資 産 合 計 49,503,051
負純 資産 及の び部	流動 負債 46,421,709
	負債合計 46,421,709
	株主資本 3,081,342
	資本 本金 3,000,000
	利益 利益 81,342
	その他利益 利益 81,342
	(うち当期純利益) (40,911)
	純資産合計 3,081,342
	負債・純資産合計 49,503,051

第10期決算公告 令和7年4月24日
大阪府豊中市庄内宝町二丁目1番13号

株式会社関西キツタカ

代表取締役 橘高 勝人

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 46,326
	固定 資産 4,022
	資 産 合 計 50,348
負純 資産 及の び部	流動 負債 104,737
	固定 負債 27,772
	株主資本 △82,160
	資本 本金 10,000
	利益 利益 △92,160
	その他利益 利益 △92,160
	(うち当期純損失) (16,469)
	負債・純資産合計 50,348

第40期決算公告 令和7年4月24日
東京都大田区南蒲田二丁目16番2号

株式会社キツタカ

代表取締役 橘高 勝人

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 1,498,253
	固定 資産 559,951
	資 産 合 計 2,058,204
負純 資産 及の び部	流動 負債 1,172,600
	固定 負債 692,621
	株主資本 192,982
	資本 本金 90,000
	利益 利益 10,000
	その他利益 利益 10,000
	利益 利益 92,982
	その他利益 利益 3,400
	(うち当期純利益) 89,582
	負債・純資産合計 1,129,999
	負債・純資産合計 2,058,204

第3期決算公告 令和7年4月24日

東京都港区赤坂九丁目7番1号

クレアシオン・クラブ株式会社

代表取締役 細谷 耕一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 5,991
	資 産 合 計 5,991
負純 資産 及の び部	流動 負債 442,487
	株主資本 △436,496
	資本 本金 30,000
	利益 利益 △466,496
	その他利益 利益 △466,496
	(うち当期純損失) (129,933)
	負債・純資産合計 5,991

第3期決算公告 令和7年4月24日

東京都港区赤坂九丁目7番1号

クレアシオン・ホールディングス株式会社

代表取締役 朝井 隆夫

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 1,268,406
	固定 資産 1,124,517
	資 産 合 計 2,392,923
負純 資産 及の び部	流動 負債 1,932,193
	株主資本 460,730
	資本 本金 300,000
	利益 利益 160,730
	その他利益 利益 160,730
	(うち当期純利益) (224,348)
	負債・純資産合計 2,392,923

第16期決算公告

令和7年4月24日
東京都渋谷区渋谷一丁目15番21号
株式会社オートインフオス
代表取締役 加藤 孝光

貸借対照表の要旨

(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 20,553
	固定 資産 1,383
資 産 合計	21,937
負純 資産 及の び部	流動 負債 3,084
	株主 資本 18,852
	資本 金 10,000
	利益 剰余 金 8,852
	利益 準備 金 285
	その他 利益 剰余 金 8,567
	(うち 当期 純損失) (3,850)
負債・純資産合計	21,937

第29期決算公告

令和7年4月24日
東京都渋谷区渋谷一丁目15番21号
リックス株式会社
代表取締役 加藤 孝光

貸借対照表の要旨

(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 68,659
	固定 資産 1,159
資 産 合計	69,818
負純 資産 及の び部	流動 負債 8,449
	株主 資本 61,368
	資本 金 10,000
	利益 剰余 金 81,314
	利益 準備 金 2,500
	その他 利益 剰余 金 78,814
	(うち 当期 純利益) (16,839)
	自己 株式 △29,946
負債・純資産合計	69,818

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第14期決算公告

令和7年4月24日
名古屋市東区泉三丁目23番9号
第一ホームテック株式会社
代表取締役 山平 孝二

貸借対照表の要旨

(令和6年2月29日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 63,710
	固定 資産 15,739
資 産 合計	79,449
負純 資産 及の び部	流動 負債 28,971
	固定 負債 19,544
	株主 資本 30,934
	利益 剰余 金 3,000
	その他 利益 剰余 金 27,934
	(うち 当期 純利益) 27,934 (5,748)
合 計	79,449

第20期決算公告

令和7年4月24日
名古屋市東区泉三丁目23番8号
株式会社第一建装
代表取締役 伊藤 佳之

貸借対照表の要旨

(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 118,418
	固定 資産 78,922
資 産 合計	197,341
負純 資産 及の び部	流動 負債 14,490
	固定 負債 26,735
	株主 資本 156,115
	利益 剰余 金 10,000
	その他 利益 剰余 金 146,115
	(うち 当期 純利益) 146,115 (4,592)
合 計	197,341

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第9期決算公告

令和7年4月24日
愛知県半田市広小路町155番地の3
株式会社トロワ・アバンセ
代表取締役 水野 貴之

貸借対照表の要旨

(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 20,640
	固定 資産 328,455
	繰延 資産 469
資 産 合計	349,565
負純 資産 及の び部	流動 負債 471,836
	固定 負債 91,000
	株主 資本 △213,270
	利益 剰余 金 1,500
	その他 利益 剰余 金 △214,770
	(うち 当期 純損失) △214,770 (25,359)
合 計	349,565

第10期決算公告

令和7年4月24日
愛知県半田市吉田町一丁目60番地
グリーンパワークリエイト株式会社
代表取締役 水野 貴之

貸借対照表の要旨

(令和6年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動 資産 91,500
	固定 資産 1,567,231
資 産 合計	1,658,731
負純 資産 及の び部	流動 負債 476,635
	固定 負債 1,111,438
	株主 資本 70,657
	利益 剰余 金 1,000
	その他 利益 剰余 金 69,657
	(うち 当期 純利益) 69,657 (39,892)
合 計	1,658,731

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併による甲の新株式の発行及び資本の額の増加はありません。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第34期決算公告 令和7年4月24日
東京都世田谷区給田三丁目4番10号

株式会社エイアンドエフカントリー

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(万円)
資の 産部	流動 資産 27,876
	固定 資産 7,055
資 産 合計	34,931
負純 資産 及の び部	流動 負債 258
	固定 負債 325
	株主 資本 34,348
	利益 剰余 金 5,000
	その他 利益 剰余 金 29,348
	(うち 当期 純利益) 29,348 (373)
合 計	34,931

第50期決算公告 令和7年4月24日
東京都新宿区新宿六丁目27番56号
新宿スクエア

株式会社エイアンドエフ

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動 資産 5,975
	固定 資産 2,093
資 産 合計	8,068
負純 資産 及の び部	流動 負債 2,897
	固定 負債 1,002
	株主 資本 4,169
	利益 剰余 金 90
	その他 利益 剰余 金 30
	(うち 当期 純利益) 30 (4)
合 計	8,068

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第17期決算公告 令和7年4月24日
大阪市中央区難波千日前11番6号
株式会社よしもとアドミニストレーション
代表取締役 山中 和貴
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,205,280
	固定資産 1,218,159
	資産合計 2,423,439
負純 資産 及の び部	流动負債 996,789 (うち賞与引当金) (170,775) 固定負債 781,797 株主資本 644,851 資本準備金 10,000 資本剰余金 218,692 資本準備金 218,692 利益剰余金 416,159 その他利益剰余金 416,159 (うち当期純利益) (40,652) 負債・純資産合計 2,423,439

第17期決算公告 令和7年4月24日
大阪市中央区難波千日前11番6号
株式会社よしもとデベロップメント
代表取締役 山中 和貴
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 7,079,158
	固定資産 6,724,340
	資産合計 13,803,499
負純 資産 及の び部	流动負債 919,553 (うち賞与引当金) (38,960) 固定負債 1,740,459 株主資本 11,143,485 資本準備金 100,000 資本剰余金 18,615,023 資本準備金 18,615,023 利益剰余金 △7,571,537 その他利益剰余金 △7,571,537 (うち当期純利益) (24,426) 負債・純資産合計 13,803,499

合併公 告及び資本の額の減少公 告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。この合併による債権者は、甲は資本金の額を九千万円減少し、令和7年4月24日(甲)大阪市中央区難波千日前11番6号(乙)株式会社よしもとアドミニストレーション(山中 和貴)代表取締役山中 和貴の申出により、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。お、最も終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第43期決算公告	
令和7年4月24日	名古屋市中区栄五丁目2番36号
	株式会社米坂
	貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)
科 目	金額

第2期決算公告 令和7年4月24日
東京都港区元赤坂一丁目1番8号
株式会社赤坂国際会計内
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 42,562
	固定資産 405,530
	合計 448,093
負純 資産 及の び部	流动負債 10,744 株主資本 425,000 資本準備金 12,299 資本剰余金 35,025 資本準備金 34,975 利益剰余金 34,975 その他利益剰余金 △57,700 新株予約権 △57,700 (うち当期純損失) (57,384) 合計 448,093

合併公 告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の申出により、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第6期決算公告	
令和7年4月24日	熊本市中央区新市街2-10 コンフォートプレイス熊本新市街2F
	株式会社Zelle 代表取締役 田山 大祐
	貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)
科 目	金額

第12期決算公告 令和7年4月24日
東京都台東区上野七丁目3番2号
株式会社CROIS
代表取締役 讀岐 交雄
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 32,529
	固定資産 46,668
	合計 308
負純 資産 及の び部	流动負債 344,077 株主資本 3,150 資本準備金 △267,722 資本剰余金 9,000 資本準備金 7,433 利益剰余金 7,433 その他利益剰余金 △284,155 新株予約権 △284,155 (うち当期純損失) (111,986) 合計 79,505

合併公 告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の申出により、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第16期決算公告	
令和7年4月24日	横浜市青葉区大場町174番地130 株式会社光樹園 代表取締役 安藤 秀夫
	貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)
科 目	金額(千円)

第43期決算公告 令和7年4月24日
横浜市青葉区大場町174番地130
株式会社角安
代表取締役 安藤 健一
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 30,885
	固定資産 4,876
	合計 35,762
負純 資産 及の び部	流动負債 54,778 株主資本 7,440 資本準備金 △26,455 資本剰余金 20,000 資本準備金 0 利益剰余金 0 その他利益剰余金 △46,455 新株予約権 0 (うち当期純損失) (4,737) 合計 35,762

合併公 告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の申出により、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第11期決算公告

令和7年4月24日

高知市九反田5番8号
株式会社八潮運輸

代表取締役 松岡 公温

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	165,858
固定資産	36,142
合 計	202,000
負純資産及のび部	
流動負債	48,827
株主資本	153,173
資本剰余金	8,000
利益準備金	145,173
利益準備金	2,000
その他利益剰余金	143,173
(うち当期純利益)	(35,382)
合 計	202,000

第32期決算公告

令和7年4月24日

高知市仁井田4706番地5

高知トレーラーサービス株式会社

代表取締役 井元 健二

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	142,621
固定資産	16,993
合 計	159,615
負純資産及のび部	
流動負債	49,319
株主資本	2,819
資本剰余金	107,476
利益準備金	15,000
利益準備金	92,476
その他利益剰余金	3,750
(うち当期純利益)	88,726
合 計	159,615

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月二十四日

高知市仁井田4706番地5

(甲) 高知トレーラーサービス株式会社

代表取締役 井元 健二

高知市九反田5番8号

(乙) 株式会社八潮運輸

代表取締役 松岡 公温

第13期決算公告

令和7年4月24日

兵庫県伊丹市松ヶ丘四丁目67番地
株式会社ネイカーホワイト

代表取締役 朝山 道央

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	2,307
延資	12
合 計	2,320
負純資産及のび部	
流動負債	4,459
株主資本	△2,139
資本剰余金	2,000
利益剰余金	△4,139
その他利益剰余金	△4,139
(うち当期純損失)	(2,331)
合 計	2,320

第4期決算公告

令和7年4月24日

大阪市北区天神橋二丁目5番25号408号室

株式会社あかりやホールディングス

代表取締役 朝山 道央

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	54,445
固定資産	85,863
合 計	140,309
負純資産及のび部	
流動負債	22,458
株主資本	100,000
資本剰余金	17,850
利益剰余金	2,000
その他利益剰余金	15,850
(うち当期純利益)	15,850
合 計	140,309

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月二十四日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号四

(甲) 株式会社あかりやホールディ

ングス

(乙) 株式会社ネイカーホワイト

代表取締役 朝山 道央

道央

第3期決算公告

令和7年4月24日

兵庫県尼崎市東園田町六丁目55番地の24
ルクスエイジ株式会社

代表取締役 中野 恒大

貸借対照表の要旨

(令和6年5月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	22,587
固定資産	7,531
合 計	30,119
負純資産及のび部	
流動負債	17,414
株主資本	9,200
資本剰余金	3,505
利益剰余金	1,000
その他利益剰余金	2,505
(うち当期純利益)	2,505
合 計	30,119

第6期決算公告

令和7年4月24日

兵庫県尼崎市東園田町六丁目55番地の24

C W E 株式会社

代表取締役 中野 恒大

貸借対照表の要旨

(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	59,324
固定資産	5,450
合 計	64,775
負純資産及のび部	
流動負債	29,724
株主資本	43,659
資本剰余金	△8,609
利益剰余金	3,000
その他利益剰余金	△11,609
(うち当期純利益)	△11,609
合 計	64,775

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月二十四日

兵庫県尼崎市東園田町六丁目五五番地

(二四)

(乙)

ルクスエイジ株式会社

代表取締役 中野 恒大

恭大

第29期決算公告

令和7年4月24日

福岡県那珂川市片縄六丁目7番地1

株式会社野間タイル工業

代表取締役 野間 隆之

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	1,030,941
固定資産	885,408
合 計	1,916,349
負純資産及のび部	
流動負債	458,558
株主資本	375,713
資本剰余金	1,082,076
利益剰余金	10,000
その他利益剰余金	1,072,076
(うち当期純利益)	1,072,076
合 計	1,916,349

第3期決算公告

令和7年4月24日

福岡県那珂川市片縄六丁目7番地1

株式会社N O M A X

代表取締役 野間 友美

貸借対照表の要旨

(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	54,943
固定資産	123,085
合 計	178,028
負純資産及のび部	
流動負債	6,842
株主資本	137,697
資本剰余金	33,489
利益剰余金	5,000
その他利益剰余金	28,489
(うち当期純利益)	28,489
合 計	178,028

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月二十四日

福岡県那珂川市片縄六丁目七番地一

(甲)

株式会社N O M A X

代表取締役 野間 友美

（乙）

株式会社野間タイル工業

代表取締役 野間 隆之

隆之

第15期決算公告

令和7年4月24日
東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー
株式会社モチベーションアカデミア
代表取締役 佐々木 快

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	140	流动負債	619
固定資産	620	役員賞与引当金	0
		賞与引当金	4
		固定負債	158
		株主資本	△16
		資本金	80
		資本剰余金	90
		資本準備金	80
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	△186
		その他利益剰余金	△186
		(うち当期純利益)	(75)
資産合計	761	負債・純資産合計	761

第16期決算公告

令和7年4月24日
東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー
株式会社リンクソシユール
代表取締役 白藤 大仁

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,952	流动負債	567
固定資産	84	役員賞与引当金	3
		賞与引当金	38
		固定負債	2
		株主資本	1,466
		資本金	80
		資本剰余金	392
		その他資本剰余金	392
		利益剰余金	994
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	974
		(うち当期純利益)	(757)
資産合計	2,037	負債・純資産合計	2,037

第32期決算公告

令和7年4月24日
東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー
株式会社リンクアカデミー
代表取締役 横山 丈二

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	849	流动負債	1,995
固定資産	1,316	役員賞与引当金	0
		固定負債	328
		株主資本	△157
		資本金	100
		資本剰余金	715
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	690
		利益剰余金	△973
		その他利益剰余金	△973
		(うち当期純利益)	(157)
資産合計	2,165	負債・純資産合計	2,165

第14期決算公告

令和7年4月24日
東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー
株式会社リンク・アイ
代表取締役 磯貝 友希

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,000	流动負債	78
固定資産	48	賞与引当金	11
		株主資本	970
		資本金	50
		資本剰余金	695
		資本準備金	150
		その他資本剰余金	545
		利益剰余金	224
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	212
		(うち当期純利益)	(100)
資産合計	1,048	負債・純資産合計	1,048

第88期決算公告

令和7年4月24日
岡山県笠岡市茂平1410番地
ヒルタ工業株式会社
代表取締役社長 小田 崇之

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,459	流动負債	11,664
固定資産	19,620	(賞与引当金)	(96)
繰延資産	17	固定負債	11,234
		(退職給付引当金) (役員退職慰労引当) (金)	(1,070)
		(製品保証等引当金)	(391)
		負債合計	22,898
		株主資本	7,119
		資本金	100
		資本剰余金	195
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	170
		利益剰余金	6,931
		その他利益剰余金	6,931
		自己株式	△107
		評価・換算差額等	79
		その他有価証券評価差額金	79
		純資産合計	7,198
資産合計	30,097	負債・純資産合計	30,097

損益計算書の要旨(自令和6年1月1日) (至令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	26,556	特別利益	0
売上原価	24,161	特別損失	0
売上総利益	2,395	税引前当期純利益	810
販売費及び一般管理費	2,046	法人税、住民税及び事業税	120
営業利益	348	過年度法人税等	0
営業外収益	598	法人税等調整額	△28
営業外費用	136	当期純利益	718
経常利益	810		

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和7年4月23日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

令和7年4月24日

LINE Pay株式会社

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

LINE Pay株式会社

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

LINE Cash, LINE Payライト

3. 払戻しの申出期間

令和7年4月24日(木) 0時0分から令和7年8月21日(木) 23時59分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

ご利用の携帯端末におけるLINEアプリの操作によって、振込先預金取扱金融機関口座を指定し送金手続を行っていただきます。具体的な操作方法及び払戻しに必要な情報については、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://line-pay-info.landpress.line.me/balance-refund>

○払戻しの方法

ご指定の預金取扱金融機関口座へ振り込みます。国内の銀行口座への振込手数料は当社負担です。

○払戻しに関する問合せ先

〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街8番1号

LINEヤフーコミュニケーションズ株式会社

連絡先URL: <https://pay.line.me/cs>

第13期決算公告

令和7年4月24日

神戸市西区福吉台一丁目1番地の1

安福ゴム工業株式会社

代表取締役 安福 忠昭

貸借対照表の要旨

(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	8,978,424
	固定資産	3,512,778
資産合計		12,491,203
負債及び純資産の部		
流動負債	1,425,276	
固定負債	3,518,814	
退職給付引当金	9,369	
負債合計	4,944,090	
株主資本	7,547,112	
資本剰余金	98,750	
資本準備金	982,875	
その他の資本剰余金	437,242	
利益剰余金	545,633	
その他利益剰余金	6,465,486	
(うち当期純利益)	(1,047,303)	
純資産合計	7,547,112	
負債・純資産合計	12,491,203	

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月二十四日
 神戸市西区福吉台一丁目1番地の1
 (甲) 安福ゴム工業株式会社
 代表取締役 安福 忠昭
 (乙) 株式会社伸東工業
 代表取締役 安福 忠昭

第9期決算公告

令和7年4月24日

浜松市浜名区寺島905番地

株式会社伸東工業

代表取締役 安福 忠昭

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	660,787
	固定資産	163,837
資産合計		824,625
負債及び純資産の部		
流動負債	166,082	
負債合計	166,082	
株主資本	658,542	
資本剰余金	10,000	
資本準備金	648,542	
その他の資本剰余金	648,542	
(うち当期純利益)	(100,759)	
純資産合計	658,542	
負債・純資産合計	824,625	

第20期決算公告 令和7年3月27日
 東京都千代田区神田神保町三丁目2番地
 株式会社H. I. T WORLD
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目		金額(円)
資の 産部	流動資産	567,366,281
	固定資産	1,300,083,932
資産合計		1,867,450,213
負債及び純資産の部		
流動負債	393,724,116	
固定負債	712,147,907	
株主資本	761,578,190	
資本剰余金	3,000,000	
資本準備金	76,706,668	
その他資本剰余金	750,000	
利益剰余金	75,956,668	
その他利益剰余金	681,871,522	
(うち当期純利益)	(181,165,222)	
負債・純資産合計	1,867,450,213	

第18期決算公告 令和7年3月27日
 東京都千代田区神田神保町三丁目2番地
 株式会社バイザ・エフエム
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目		金額(円)
資の 産部	流動資産	421,477,330
	固定資産	540,612,782
資産合計		962,090,112
負債及び純資産の部		
流動負債	294,924,458	
固定負債	646,751,073	
株主資本	20,414,581	
資本剰余金	9,500,000	
資本準備金	500,000	
その他資本剰余金	150,000	
利益剰余金	350,000	
その他利益剰余金	10,414,581	
(うち当期純利益)	10,414,581	
負債・純資産合計	962,090,112	

第1期決算公告

令和7年4月24日

熊本市中央区世安一丁目4番1号

株式会社E n g i n e

代表取締役 岩上 梨可

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	40,276
	合計	40,276
負債及び純資産の部		
流動負債	13,993	
株主資本	26,283	
資本剰余金	30,000	
利益剰余金	△3,716	
その他利益剰余金	△3,716	
(うち当期純損失)	(3,716)	
合計	40,276	

合併公告

左記会社は合併して存続し、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月二十四日
 大分市大字三芳
 (甲) 株式会社E n g i n e
 代表取締役 岩上 梨可
 (乙) 株式会社伸東工業
 代表取締役 岩上 梨可
 (丙) 株式会社伸東工業
 代表取締役 岩上 梨可

第4期決算公告 令和7年3月27日
 東京都千代田区神田神保町三丁目2番地
 株式会社a n d R I C E

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目		金額(円)
資の 産部	流動資産	324,544,384
	固定資産	180,809,156
資産合計		505,353,540
負債及び純資産の部		
流動負債	182,702,632	
固定負債	715,266,983	
株主資本	△392,616,075	
資本剰余金	3,000,000	
資本準備金	△395,616,075	
その他資本剰余金	△395,616,075	
(うち当期純損失)	(31,807,586)	
負債・純資産合計	505,353,540	

第13期決算公告 令和7年3月27日
 東京都千代田区神田神保町三丁目2番地
 株式会社G M S

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目		金額(円)
資の 産部	流動資産	388,948,131
	固定資産	1,520,710,897
資産合計		1,909,659,028
負債及び純資産の部		
流動負債	373,551,200	
固定負債	649,689,746	
株主資本	886,418,082	
資本剰余金	3,000,000	
資本準備金	54,752,586	
その他資本剰余金	750,000	
利益剰余金	54,002,586	
その他利益剰余金	828,665,496	
(うち当期純利益)	(114,133,640)	
負債・純資産合計	1,909,659,028	

第8期決算公告

令和7年4月24日

熊本市中央区世安一丁目4番1号

株式会社5 S T A R S

代表取締役 松下 将悟

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	24,491
	固定資産	4,153
資産合計		28,645
負債及び純資産の部		
流動負債	47,506	
株主資本	△18,861	
資本剰余金	10	
資本準備金	△18,871	
その他資本剰余金	△18,871	
利益剰余金	△18,871	
その他利益剰余金	△18,871	
(うち当期純損失)	(14,334)	
合計	28,645	

第3期決算公告

令和7年4月24日

神奈川県横浜市西区南幸二丁目5番3号
AH C minami s ai wai 2F

株式会社ハイル

代表取締役 清水紘太郎

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	32,271	流动負債	17,208
固定資産	72,357	定負債	92,337
繰延資産	495	株主資本	△4,422
		資本剰余金	36,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	15,000
		その他利益剰余金(うち当期純損失)	△55,422
		新株予約権	△55,422
合計	105,124	合計	105,124

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千六百万円、資本準備金の額を一千五百万円減少することにしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第7期決算公告

令和7年4月24日

東京都目黒区上目黒三丁目6番18号
WINDNAKAMEGUROBLDG. 7階
株式会社TENT

代表取締役 松田 基臣

貸借対照表の要旨 (令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	77,545	流动負債	104,693
固定資産	73,634	定負債	6,079
		株主資本	40,379
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	257,000
		利益剰余金	257,000
		その他利益剰余金(うち当期純損失)	△316,621
		新株予約権	△316,621
資産合計	151,179	負債・純資産合計	151,179

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五〇〇万二二五円減少し、一億円とすることにいたしました。
この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第64期決算公告

令和7年4月24日

愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号

正栄汽船株式会社

代表取締役 檜垣 幸人

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	25,110,216	流动負債	25,391,345
固定資産	154,510,689	(うち賞与引当金)	(39,817)
		固定負債	105,896,149
		(うち特別修繕引当金)	(398,151)
		(うち退職給付引当金)	(353,111)
資産合計	179,620,905	負債合計	131,287,495
		株主資本	40,711,941
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	2,220,936
		利益剰余金	2,220,936
		評価・換算差額等	38,431,005
		その他有価証券評価差額金	19,165
		純資産合計	48,333,410
		負債・純資産合計	179,620,905

損益計算書の要旨

(自令和5年10月1日) (至令和6年9月30日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	25,717,604	経常利益	6,154,581
売上原価	24,429,578	特別損失	7,560,685
売上総利益	1,288,025	特別損失	134,645
販売費及び一般管理費	1,420,750	税引前当期純利益	13,580,621
営業損失	132,724	法人税、住民税及び事業税	3,786,793
営業外収益	10,956,047	法人税等調整額	826,641
営業外費用	4,668,740	当期純利益	8,967,187

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第58期決算公告

令和7年4月24日

愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号

栄昌産業株式会社

代表取締役 檜垣 幸人

貸借対照表の要旨

(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

科目	金額
資産部	4,929,266
流動資産	931,493
固定資産	合計
	5,860,759
負債及のび部	19,214
流動負債	873,600
固定負債	4,967,945
資本	15,000
資本剰余金	4,952,945
その他利益剰余金	4,952,945
(うち当期純利益)	(48,342)
合計	5,860,759

第52期決算公告

令和7年4月24日

三重県四日市市元町8番5号
株式会社三重平安閣
 代表取締役 松島 康博

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,710,886	流動負債	1,672,416
固定資産	10,359,368	固定負債	9,649,267
		引当金	1,964
		株主資本	3,715,623
		資本剰余金	80,000
		利益剰余金	12,000
		利益準備金	3,675,623
		その他利益剰余金	160,829
		(うち当期純利益)	3,514,794
		自己株式	(32,291)
		評価・換算差額等	△52,000
資産合計	15,070,254	負債・純資産合計	15,070,254

第9期決算公告

令和7年4月24日

東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー
株式会社リンク・インターラック
 代表取締役 柿木 雄雄

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,594	流動負債	191
固定資産	670	役員賞与引当金	3
		賞与引当金	10
		固定負債	1
		株主資本	2,072
		資本剰余金	80
		その他資本剰余金	1,495
		利益剰余金	1,495
		利益準備金	497
		その他利益剰余金	20
資産合計	2,264	負債・純資産合計	2,264

令和7年度ガス主任技術者試験の告示

ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)第35条の規定に基づき、ガス主任技術者試験を実施する期日、場所、その他試験の実施に関し必要な事項を定めましたので告示します。

令和7年4月24日 一般財団法人 日本ガス機器検査協会 理事長 中西 英夫

1. ガス主任技術者試験の種類

甲種ガス主任技術者免状、乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス主任技術者免状に係るガス主任技術者試験

2. 試験日、試験時間及び試験科目

- (1) 試験日 令和7年9月28日(日)
- (2) 試験時間 甲種、乙種及び丙種とも10時から14時まで
- (3) 試験科目

- ・ガス事業関係法令(保安に関するものに限る。)
- ・ガスに関する物理及び化学理論
- ・ガス工作物の工事、維持及び運用に関する技術
- ・ガス工作物の構造及び機能
- ・ガスの成分分析及び熱量等の測定
- ・ガス器具の構造及び機能

3. 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、富山県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県

なお、試験会場の詳細については8月中頃に発送予定の「受験票」に掲載します。

4. 受験願書の申請方法

申請方法は下記のとおりとなります。

- (1) インターネットによる申請(以下電子申請という)(推奨)
 - ・当協会のホームページから電子申請サイトへアクセスし、画面の指示に従って申請してください。
- (2) 書面による申請の場合

- ① 受験願書等は無料で配付します。
 - ・当協会のホームページからダウンロードしてください。
 - ・書面の配付を希望する方には、宅配便の着払いでお送りします。下記②受験願書の提出先までご連絡ください。
- ② 受験願書の提出先

一般財団法人 日本ガス機器検査協会
 試験・教育講習部 ガス主任試験業務グループ
 〒174-0051 東京都板橋区小豆沢4-1-10
 電話 03-3960-0159

5. 受験手数料 12,700円(非課税)

支払い方法は申請方法によって異なります。

6. 受験願書の受付期間

令和7年5月1日(木)～5月30日(金)まで

なお、提出期限内に電子申請が完了しているもの、当協会の提出先へ持参したもの又は郵送されたものにあっては提出期限内の郵便局の消印があるもの(料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては提出期限内に到着したもの)、かつ支払いが完了しているものに限り受付ます。持参の受付時間は、平日9時から17時。

いかなる理由があっても、受付期間を過ぎたものは受付しません。

第85期決算公告

2025年4月24日

大阪市福島区吉野四丁目16番12号

押谷産業株式会社

代表取締役 押谷 彰宏

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	1,101,764
固定資産	992,764
	負債合計 2,094,528
	株主資本
	資本剰余金 30,000
	資本準備金 144
	利益剰余金 144
	利益準備金 2,144,187
	その他利益剰余金 7,500
	(うち当期純利益) 2,136,687
	(147,465)
資産合計	2,174,332
	純資産合計 4,268,860
	負債・純資産合計 4,268,860

第30期決算公告

令和7年3月28日

大阪府大阪市淀川区宮原4-3-12

アイテル株式会社

代表取締役社長 水田 尚

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	372,910
固定資産	29,678
	負債合計 306,643
	役員退職慰労引当金 1,176
	株主資本
	資本剰余金 513,294
	資本準備金 15,500
	その他資本剰余金 10,571
	利益剰余金 10,571
	利益準備金 492,109
	その他利益剰余金 3,956
	(うち当期純利益) 488,152
	(1,744)
合計	△4,886
	純資産合計 1,192,848
	合計 1,192,848

第58期決算公告

令和7年4月24日

東京都墨田区本所三丁目6番6号

株式会社三喜

代表取締役 三谷 欣司

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	511,536
固定資産	4,000
	負債合計 369,144
	退職給付引当金 125,429
	株主資本
	資本剰余金 1,740,872
	資本準備金 100,000
	その他資本剰余金 1,640,872
	利益剰余金 25,000
	利益準備金 1,650,202
	(うち当期純損失) (34,330)
	評価・換算差額金 12,495
資産合計	2,634,047
	純資産合計 2,634,047
	負債・純資産合計 2,634,047